

若年者地域連携事業
(平成 30 年度～平成 32 年度)
民間競争入札実施要項 (案)

平成 29 年 月
厚生労働省人材開発統括官付
若年者・キャリア形成支援担当参事官室

目次

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	2
2. 本事業の実施期間に関する事項	4
3. 入札参加資格に関する事項	4
4. 入札に参加する者の募集に関する事項	5
5. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項	8
6. 本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	10
7. 受託者が当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき事項	10
8. 受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項	14
9. 本事業に係る評価に関する事項	14
10. その他本事業の実施に関し必要な事項	15

別紙の構成は下記のとおり

別紙 1 若年者地域連携事業に係る仕様書	16
・別紙 1-1 委託費の内容	23
・別紙 1-2 提案すべき事業内容について	24
・別紙 1-3 アンケート調査票	35
別紙 2 危険負担表	36
別紙 3 委託費の支払について	37
別紙 4 企画書本体様式(実施計画)	38
別紙 5 企画書等概要様式	39
別紙 6 誓約書	40
別紙 7 関係会社一覧表	42
別紙 8 障害者の雇用状況に関する報告書	43
別紙 9 若年者地域連携事業に係る評価基準及び採点表	44
別紙 10 従来の実施状況に関する情報の開示	45
別紙 11 厚生労働省都道府県労働局組織図	98

趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された若年者地域連携事業（以下「本事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

1.1. 対象事業の詳細な内容

(1) 事業の概要等

① 本事業の目的

若年者を取り巻く雇用環境については、完全失業率が改善傾向にあるものの、全年齢計に比べて高い水準で推移するとともに、フリーターについては平成 28 年において 155 万人となっており、また、大学卒業後 3 年以内の離職率が 3 割程度であるなど、一部で厳しい状況が続いていることから、若年者の個々のニーズに応じたきめ細かい就職支援が必要である。

若年者の就職支援については、平成 15 年 6 月「若者自立・挑戦プラン」に基づき、関係府省の政策の連携強化及び総合的な推進を図るとともに、地域による若年者対策への主体的な取組を推進するため、都道府県が地域による若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ。以下「センター」という。）を設置しているところである。

厚生労働省としては、都道府県の強み・特色を活かした若年者雇用対策を推進するため、若年者地域連携事業をセンター等において実施することとする。

② 本事業の概要

地域関係者との連携の下、若年失業者やフリーター等の若年者（40 代前半までの不安定就労者を含む。）を広く対象に、若年労働者の早期離職を防止するとともに、安定した雇用に結びつけることを目的とし、地域の実情を踏まえ、以下に掲げる事業であって、都道府県及び都道府県労働局（以下「労働局」という。）等により構成された協議会において選定された事業（職業紹介事業に該当する事業を除く。）を実施するため、労働局は適切と認められる民間事業者（以下「受託者」という。）に対し、若年者地域連携事業を委託するものである。

- ・ 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援
- ・ 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス
- ・ UIJ ターン就職に係る支援

- ・ 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援
- ・ 都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業

上記業務の詳細な内容は、別紙1「若年者地域連携事業に係る仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりである。

なお、本事業を実施するに当たっては、民間事業者の創意工夫を反映し、公共サービスの質の向上(包括的な質の向上、効率化の向上)及び経費の削減等に努めるものとする。

1.2. サービスの質の設定

(1) 確保されるべきサービスの質に関する要求水準

本事業実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、受託者に対して以下の要求水準を設定する。ただし、本要求水準は、最低限の水準であるため、当該水準を上回る水準を確保できる場合には、そのような実施を制限するものではない。

項目	目標値
サービス内容が有用であったか	設問の総回答数に対して、「非常に役立った」「役立った」の回答数が80%以上

アンケートは、受託者が仕様書第2の5(1)に定める方法で実施するので、下記(2)に定める設問の総回答数に対して「有用であった」旨の回答数が80%を上回ること。

$$\text{設問への回答のうち、有用であった旨の回答数の合計} \div \text{設問の総回答数} \times 100 \geq 80$$

(2) 有用の評価の判定方法

本事業の利用者に対して、支援内容に対する評価や意見・要望等に関するアンケート調査を実施する。アンケート項目については仕様書別紙1-3のとおり。

利用者の評価は、当該アンケート項目のうち、以下の「問2」に対する回答である「1 非常に役立った」「2 役立った」「3 あまり役立たなかった」「4 役立たなかった」「5 どちらとも言えない」の5段階評価により判定することとし、「1」及び「2」について、「有用であった旨の評価」と判定する。

問2 あなたが利用したサービスの内容は役立つものでしたか。

1.3. 委託費の支払方法

- (1) 受託者は、提出した企画書に基づいて事業を実施することにより達成すべき質の確保に努めるとともに、本実施要項(「1.2. サービスの質の設定」、「7. 受託者が当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施の確保の

ために受託者が講ずべき事項」等)及び仕様書に記載する事項を遵守し、本事業の質を確保しなければならない。

- (2) 労働局は、前記の内容を確認し、検査した上で、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準に本事業の実施に要する経費(以下「委託費」という。)を支払うものとし、その支払は適正な請求書を受領した日から起算して30日以内とする。ただし、検査の結果、質の最低水準が確保されていない場合や、予定していた支援対象者数等を下回った場合は、必要に応じて適切に業務を行うよう改善指示(業務の履行中を含む。)を行うこととし、受託者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、委託者の承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。
- (3) 各年度の委託費の確定額は、委託業務に要した経費の支出済額と各年度の契約額の金額のいずれか低い額とする。
- (4) 委託費の支払については、会計法(昭和22年法律第35号)第22条、予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号。以下「予決令」という。)第58条に基づく協議が整った場合において、受託者は委託費の概算払を各年度の四半期毎に請求できるが、業務の改善の指示があった場合には、受託者は要因分析を行い、業務改善計画書を提出し、委託者の承諾を得ない限り、次の四半期における概算払に係る委託費の請求はできないものとする。
- (5) 受託者は、本事業に従事する職員の資質、規律保持、風紀、衛生及び健康に関すること等の人事管理並びに職員の責めに起因して発生した火災・盗難等の不祥事が発生した場合の一切の責任を負う。なお、その他危険負担については別紙2「危険負担表」のとおり。
- (6) 委託費の支払までの流れ等の詳細については別紙3「委託費の支払について」のとおり。

2. 本事業の実施期間に関する事項

本事業の実施期間は、平成30年4月2日から平成33年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号(第11号を除く。)に該当する者でないこと。
- (2) 予決令第70条の規定に該当しない者であること(なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 次に掲げる全ての事項に該当する者であること。

なお、本実施要項における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ア 企画書提出時点において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- イ 労働保険・厚生年金・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時において、直近2年間の当該各保険料の未納がないこと。）。
- ウ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- エ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- オ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- カ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- キ 提出書類に虚偽の事実を記載した者ではないこと。
- ク 経営の状態又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ケ 5.の技術審査委員会の構成員である外部有識者本人又はこれらの者が属する事業者でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 入札参加グループでの入札について
- ① 単独で本実施要項に定める業務の全てが担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。
 - ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合又は特別の法律によって設立された組合が入札に参加する場合には、その組合員が他の入札参加グループに参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。
 - ③ 全ての入札参加グループが上記(1)から(7)の全ての要件を満たすこと。
4. 入札に参加する者の募集に関する事項
- (1) 入札の実施手続及びスケジュール

入札公示	平成30年1月上旬頃
入札説明会（※）	平成30年1月中旬頃

入札書類の提出期限	平成 30 年 2 月上旬頃
入札書類の評価	平成 30 年 2 月中旬頃
開札・落札予定者の決定	平成 30 年 2 月中旬頃
落札者の決定	平成 30 年 2 月下旬頃
事業の引継ぎ・準備期間	平成 30 年 3 月中
契約締結	平成 30 年 4 月 2 日

(※) 入札説明会に参加できなかった者から希望があれば、個別に説明を行う。

(2) 入札の単位

入札は下記の 7 都道府県それぞれについて管轄する労働局で実施する。

・北海道、青森県、東京都、大阪府、福岡県、長崎県及び鹿児島県

(3) 入札実施手続

① 入札説明会後の質問受付

労働局において入札説明書の交付を受けた者は、実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、労働局に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び労働局からの回答は原則として都道府県労働局ホームページ上に公開することとする。

ただし、当該質問者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、本事業実施に係る入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、本事業を実施するために必要な委託費で措置する経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書（年度別）（以下「年度別内訳書」という。）及び総合評価のための事業実施の具体的な方法、その質の確保方法等（以下「事業の質等」という。）に関する書類（以下「企画書」という。）を提出すること。なお、上記の入札金額には、本事業に要する一切の諸経費の 108 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税相当額を控除した額。）を記載することとする。その際、事業を実施するうえでセンターの借料等が必要な場合は別紙 10「従来の実施状況に関する情報の開示」の「3 従来の実施に要した施設及び設備」に記載するので必ず入札金額に計上すること。

また、法第 10 条各号（第 11 号除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を併せて提出すること。

③ 企画書の内容

(ア) 実施要項及び仕様書を踏まえ、下記（イ）に示す構成に従い組織体制及び事業内容等を記載した企画書を作成し、提出すること。

(イ) 企画書の構成は次のとおりとし、記載内容を補足する資料を適宜添付しても差し支えない。

a 表紙

応募者の住所、名称及び連絡先を明記すること。

b 企画書本体

別紙4を参考に作成すること。その際、提案する各事業が仕様書第2の4(1)I～Vにいずれに該当するかを明確にし、順番に並べるとともに、事業ごとにその目的、概要、対象者、実施回数等をできる限り明確にすること。

また、本事業を実施するための組織体制について可能な限り詳細に記載すること。センターや実施地域の企業、学校、行政機関等との連携体制についても可能な限り詳細に記載すること。

c 企画書等概要

別紙5を参考に作成すること。記載に当たっては、企画書等について特に特徴的であると考えるポイントを押さえながら、指定の字数以内で簡潔にまとめること。また、企画書の該当頁がわかるように記載すること。

d 会社概要が分かる資料

e 過去10年以内の類似・関連事業における実績説明書

f 別紙6の誓約書

g 平成28・29・30年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)の写し

h 関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条で規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合は当該他の会社等という。)がある場合は、別紙7の当該関係会社一覧表

i 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく一般事業主に係る直近の障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和51年労働省告示第112号)第6号、第6号の2(1)及び(2)、様式第6号の3(1)及び(2)又は様式第6号の4(1)及び(2))の写し。また、当該報告書の報告時点から入札時点までの全従業員及び障害者(いずれも常用労働者に限る。)の雇用状況が明らかになる書類(別紙8)。さらに法定雇用率未滿(不足数0人の場合は除く)の事業主については、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることが証明できる書類(任意様式)。なお、障害者雇入れ計画を作成している事業主にあつては、当該計画の写しで可とする。

j 高年齢者雇用状況報告の写し及び労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し。なお、就業規則のない常時10人以上の労働者を使用しない事業者にあつては、労働者の数が分かる書類を提出すること。

④ 開札に当たっての留意事項

(ア) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(イ) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

(ウ) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(所定のものがあれば別添添付)を提示又は提出しなければならない。

(エ) 入札者又はその代理人は、入札中は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することができない。

⑤ 契約の締結

落札者決定後、労働局と落札者は、本事業に係る平成 30 年 4 月 2 日付けの契約（契約書の様式は別途定める。）の締結（以下「本契約」という。）に向けた準備を進めるとともに、業務開始に向けた引継ぎ等に係る調整を開始する。

⑥ 通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する通貨及び言語は、日本国通貨及び日本語とする。

5. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

本業務を実施する者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は労働局及び専門的知識を有する外部有識者で構成する労働局の技術審査委員会において行うものとする。また、技術審査委員会における委員の選定に当たっては、委員長（副委員長を置く場合は、副委員長を含む。）を外部有識者とするとともに、委員の 1/2 以上を外部有識者とする。入札参加者は、評価の際には口頭による説明（プレゼンテーション）を行わなければならない。

(1) 落札者決定に関する事項

① 落札者の決定方法

(ア) 落札方式

入札参加者の入札金額及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち下記（イ）に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- a 入札金額が予定価格の範囲内であること。
- b 下記（イ） c（b）の必須項目が全て満たされていること。

(イ) 総合評価の方法

- a 入札金額及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次に規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：300 点

{ 価格点：100 点
技術点：200 点

{ 価格と同等に評価できない項目 100 点（評価項目※1）
価格と同等に評価できる項目 100 点（評価項目※2）

価格点 = (1 - 入札金額 / 予定価格) × 100 点

- b 価格点の評価方法については、入札金額を予定価格で除して得た値を 1 から減じた値に 100 点を乗じて得た値とする。
- c 技術点の評価方法については、次のとおりとする。
 - (a) 提出された企画書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行

うものとする。

(b) 必須項目審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須項目を満たしていることを確認する。項目が満たされている場合には基礎点として加点を行う。一つでも満たしていない場合は失格とし、すべて満たした場合、基礎点として、35点とする（別紙9「若年者地域連携事業に係る評価基準及び採点表」参照）。

- ・業務実施の基本方針の適格性
- ・組織・人員体制について
- ・その他本事業を行うに当たり必要となる業務の実施について

(c) 必須項目審査で合格した入札参加者に対して、加点項目について審査を行う。なお、提案内容については、絶対評価により加点する。評価者は、加点項目ごとに入札参加者の企画書を評価し、各項目に0点から10点を付与する。各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定されたウェイトを乗じた点数を合計する。加点項目については別紙9「若年者地域連携事業に係る評価基準及び採点表」のとおり。

(d) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度重要度に応じて定める。

(e) 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

② 留意事項

(ア) 当該落札者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合は、その価格によって契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかという観点から、次の事項について改めて調査し、該当するおそれがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札者として決定することがある。

- a 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性（当該単価で適切な人材が確保されるか否か、就任予定の者に支払われる賃金額が適正か否か、就任予定の者が当該金額で了解しているか否か等）
- b 当該契約の履行体制（常駐者の有無、人数、経歴、勤務時間、専任兼任の別、事業分担等が適切か否か等）
- c 当該契約期間中における他の契約請負状況
- d 手持機械その他固定資産の状況
- e 国の行政機関及び地方公共団体等に対する契約の履行状況
- f 経営状況
- g 信用状況

(イ) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない

いときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

- (ウ) 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(2) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱いについて

入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し再度公告の上、入札に付すことにする。再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合、又は事業の実施に必要な期間が確保できない等、止むを得ない場合は、別途、当該事業の実施方法を検討することとし、その検討結果及び理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告するものとする。

6. 本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

本事業における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙 10「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおりとする。

7. 受託者が当省に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他適正かつ確実な実施の確保のために受託者が講ずべき事項

(1) 報告等について

受託者は、労働局に対し仕様書第 2 の 5 (1) (2) に記載する報告を行う。

(2) 労働局による調査への協力

労働局は、受託者による事業の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、法第 26 条第 1 項に基づき、受託者に対し、必要な報告を求め、又は受託者の事務所（又は事業実施場所）に立ち入り、運營業務の実施状況若しくは帳簿書類等その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査を行う労働局の職員は、検査等を行う際には、当該検査等が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを受託者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 法に基づく指示

労働局は、受託者による事業の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、法第 27 条第 1 項に基づき受託者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

受託者は、本事業に関して労働局が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び事業遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置

を講ずること。受託者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本事業に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(5) 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報を収集及び保管し、又は使用するに当たっては、本事業の実施に必要な範囲内でこれらの個人情報を収集及び保管し、又は使用しなければならない。

受託者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(6) 契約に基づき受託者が講ずべき措置

① 事業の開始及び中止

(ア) 受託者は、締結された本契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。

(イ) 受託者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ労働局の承認を受けなければならない。受託者は、本事業を中止する場合には、労働局の求めに応じ、次項「② (イ)」の「終了時の引継方法」に準じた引継ぎを行わなければならない。

② 事業の実施体制及び引継ぎ

(ア) 事業の実施体制

受託者は、本事業を適切に実施するため、事業開始に当たり必要な実施体制を確保すること。

(イ) 事業開始前及び終了時の引継方法

受託者は、本事業の契約期間が開始する前に、本事業を行っている者から事前に十分な引継ぎを受けること。当該引継ぎに要する費用は、受託者の負担とし、事業実施に必要な知見等の移転が終了するまで行うものとする。なお、契約期間開始前に事業を行っていた者が引き続きその事業を行うこととなる場合には、この限りでない。

また、本事業の契約期間が終了する際、受託者は本事業を引き継ぐ者に対し事前に十分な引継ぎを行うこと。当該引継ぎに要する費用は引継ぎを受ける事業者の負担とし、本事業を引き継ぐ者が決定次第速やかに引継ぎを開始して、業務に必要な知見等の移転が完了するまで行うものとする。なお、契約期間終了後に引き続きその者が事業を行うこととなる場合には、この限りでない。

③ 公正な取扱い

(ア) 受託者は、本事業の実施に当たって、利用者に均質かつ適切なサービスを提供し、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(イ) 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

④ 金品等の授受の禁止

受託者は、本事業において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

⑤ 宣伝行為の禁止

- (ア) 受託者及び本事業に従事する者は、本事業の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。
- (イ) 受託者及び本事業を実施する者は、本事業の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。
- ⑥ 法令の遵守
- 受託者は、本事業を実施するに当たり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。
- ⑦ 安全衛生
- 受託者は、本事業に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。
- ⑧ 記録・帳簿書類等
- 受託者は、実施年度毎に本事業に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- ⑨ 権利の譲渡
- 受託者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ⑩ 権利義務の帰属等
- (ア) 本事業の結果に関する著作権等の権利は、労働局に帰属するものとする。
- (イ) 本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、受託者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- (ウ) 受託者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ労働局の承認を受けなければならない。
- ⑪ 取得した個人情報の利用の禁止
- 受託者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は労働局以外の者との契約（委託事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。
- ⑫ 再委託の取扱い
- (ア) 受託者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 受託者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する事業の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の事業履行能力並びに報告徴収その他の業務管理方法）について記載しなければならない。また、再委託の割合は50%を超えてはならない。
- (ウ) 受託者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先に関する事項を明らかにした上で、労働局の承認を事前に受けなければならない。
- (エ) 受託者は、上記（イ）及び（ウ）により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

(オ) 再委託先は、上記の(4)秘密の保持、(6)契約に基づき受託者が講ずべき措置の②から⑩までに掲げる事項については、受託者と同様の義務を負うものとする。

(カ) 受託者が再委託先に業務を実施させる場合は、全て受託者の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、受託者の責めに帰すべき事由とみなして、受託者が責任を負うものとする。

⑬ 契約内容の変更

受託者及び労働局は、軽微な変更を除き、本事業の更なる質の向上の推進又は経済情勢の変動、天災地変の発生その他契約の際、予測できなかつた著しい変更が生じたことにより、本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を受けるとともに、法第21条の規定に従つた適切な手続を行わなければならない。

⑭ 契約解除

労働局は、受託者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(ア) 偽りその他不正行為により落札者となつたとき。

(イ) 法第14条第2項第3号若しくは第15条において準用する第10条各号(第11号を除く。)の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなつたとき。

(ウ) 法第20条第1項の規定による契約に従つて本事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

(エ) (ウ)に掲げる場合のほか、法第20条第1項の契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

(オ) 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して回答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。

(カ) 法令又は契約に基づく指示に違反したとき。

(キ) 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。

(ク) 受託者又はその他の本事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、本事業の実施に関して知り得た情報を目的外に利用したとき。

(ケ) 暴力団関係者を、事業を統括する者又は従業員としていることが明らかになつたとき。

(コ) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになつたとき。

⑮ 契約解除時の取扱い

(ア) 上記⑭の各号に該当し、契約を解除した場合には、労働局は受託者に対し、当該解除の日までに本事業を契約に基づき実施した期間に係る委託費を支払うものとする。

(イ) この場合、受託者は、契約金額の108分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として労働局の指定する期間内に納付しなければならない。

(ウ) 労働局は、受託者が上記(イ)の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあつた日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

(エ) 労働局は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。なお、労働局から受託者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑯ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託者と労働局が協議するものとする。

8. 受託者が本事業を実施するに当たり第三者又は国に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該受託者が負うべき責任に関する事項

(1) 本事業を実施するに当たり、受託者又はその職員その他の本事業に従事する者が故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

① 労働局が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、労働局は受託者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について労働局の責めに帰すべき理由が存する場合は、労働局が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

② 受託者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について労働局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該受託者は労働局に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

(2) 本事業を実施するに当たり、受託者又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、労働局に損害を与えた場合には、受託者は当該損害に対する賠償の責めに任ずるものとする（ただし、当該損害の発生につき、労働局の責めに帰すべき理由が存するときは、当該労働局の過失割合に応じた部分を除く。）。

9. 本事業に係る評価に関する事項

(1) 委託事業の実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価（平成 32 年 5 月から 6 月頃）の時期を踏まえ、平成 31 年度末時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の方法

労働局は、受託者が実施した内容について、

① 「1.2 サービスの質の設定」及び仕様書にて定めるアンケート調査

② 「7 (1) 報告等について」及び仕様書にて定める各種報告書

等を基に、後掲の「(3) 調査項目」の内容について受託者の事業の実施状況を調査する。

(3) 調査項目

① 本実施要項 1.の「1.2.サービスの質の設定」において、確保すべき水準として設定した項目

② 「1.1.対象事業の詳細な内容」において示した業務の履行状況

(4) 実施状況等の提出

厚生労働省は、上記調査項目に関する内容を取りまとめた本事業の実施状況等について、(1)の評価を行うために平成32年5月を目処に総務大臣及び監理委員会へ提出するものとする。なお、労働局は、本事業の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

10. その他本事業の実施に関し必要な事項

(1) 本事業の監督上の措置等の監理委員会への報告

厚生労働省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 労働局の監督体制

本契約に係る監督は、労働局契約担当官である都道府県労働局総務部長が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(3) 受託者の主な責務等

① 罰則規定

(ア) 本業務に従事する受託者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 法第54条の規定により、本事業の実施に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される。

(ウ) 法第55条の規定により、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者、あるいは指示に違反した者は、30万円以下の罰金に処される。

(エ) 法第56条の規定により、法人の代表者又は、法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑が科される。

② 会計検査

受託者は、①公共サービスの内容が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条に該当するとき、又は②同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条の規定により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は労働局（発注者）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

若年者地域連携事業に係る仕様書

第1	総則	
1	事業名	18
2	本事業の目的	18
3	事業の実施期間等	
	(1) 事業の実施期間	18
	(2) その他	18
4	委託費に関する考え方	18
5	公正な取扱い	19
第2	若年者地域連携事業の詳細	
1	事業の概要	19
2	支援対象者	19
3	実施箇所	19
4	事業の内容等	
	(1) 事業内容	20
	(2) コーディネーター等の配置	20
5	その他本事業を行うに当たり必要となる業務	
	(1) アンケート調査への協力	20
	(2) 業務計画及び業務実績の作成・報告	21
	(3) 苦情等への対応	21
	(4) 個人情報の保護	21
	(5) 備品等の管理業務	21
	(6) 書類の整備及び保存	22
	(7) 委託事業の引継ぎ	22
別紙1-1	委託費の内容	23
別紙1-2	提案すべき事業内容について	24
別紙1-3	アンケート調査票	35

第1 総則

1 事業名

若年者地域連携事業（平成30年度～平成32年度）

2 本事業の目的

若年者を取り巻く雇用環境については、完全失業率が改善傾向にあるものの、全年齢計に比べて高い水準で推移するとともに、フリーターについては平成28年において155万人となっており、また、大学卒業後3年以内の離職率が3割程度であるなど、一部で厳しい状況が続いていることから、若年者の個々のニーズに応じたきめ細かい就職支援が必要である。

若年者の就職支援については、平成15年6月「若者自立・挑戦プラン」に基づき、関係府省の政策の連携強化及び総合的な推進を図るとともに、地域による若年者対策への主体的な取組を推進するため、都道府県が地域による若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ。以下「センター」という。）を設置しているところである。

厚生労働省としては、都道府県の強み・特色を活かした若年者雇用対策を推進するため、若年者地域連携事業をセンター等において実施することとする。

3 事業の実施期間等

（1）事業の実施期間

平成30年4月2日から平成33年3月31日まで

（2）その他

契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性があるため、別途協議する。

4 委託費に関する考え方

- （1）受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。具体的には別紙1-1を参照すること。
- （2）都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。

- (3) 各年度の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と実施要項4(3)②に基づき提出した年度別内訳書に記載された当該年度の合計金額のいずれか低い額とする。
- (4) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

5 公正な取扱い

- (1) 受託者は、本事業実施に当たり、利用者に適切な支援を提供し、正当な理由なく支援の提供を拒んではならない。
- (2) 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、当該事業以外の場で自ら行う事業の利用の有無により区別してはならない。

第2 若年者地域連携事業の詳細

1 事業の概要

地域関係者との連携の下、若年失業者やフリーター等の若年者（40代前半までの不安定就労者を含む。）を広く対象に、若年労働者の早期離職を防止するとともに、安定した雇用に結びつけることを目的とし、地域の実情を踏まえ、以下の4に掲げる事業であって、都道府県及び都道府県労働局等により構成された協議会において選定された事業（職業紹介事業に該当する事業を除く。）を実施するため、労働局は適切と認められる民間事業者に対し、若年者地域連携事業を委託するものである。

2 支援対象者

学生・生徒を含むおおむね35歳未満の若年者（なお、35歳～40代前半の不安定就労者であって、4における若年者向けの各種事業が当該者の就職を実現する上で効果的であると見込まれる場合については、支援対象者に含むものとする。）

3 実施箇所

センター等において実施することを基本とする。

4 事業の内容等

事業の内容については、次に掲げるそれぞれの事業のうち、事業者が提案すべき事業内容を別紙1-2に示すので、地域関係者との連携の下、相補的な事業内容となるよう検討すること。なお、事業の内容等については協議会の議論により変更がある場合がある。また、契約を変更しようとする場合は、実施要項7(6)⑬の規定によるものとする。

(1) 事業内容

- I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援
- II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス
- III UIJ ターン就職に係る支援
- IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援
- V 都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業

また、事業を周知するためパンフレット、リーフレット等の作成及び配布、ホームページの活用等により効果的に広報を実施する。パンフレット等の作成の際は事前に労働局に相談を行うこと。

なお、ハローワーク単独で実施が可能なもの、都道府県の事業と重複するものは実施不可とする。

(2) コーディネーター等の配置

(1) の事業の実施に係る責任者として、次の①から⑤までに掲げる職務を行うコーディネーターを配置する。

- ① 事業の企画及び実施に関する事務
- ② 事業の実施状況の現地確認
- ③ 事業の実施結果の取りまとめ
- ④ 関係行政機関、関係団体等との連絡調整
- ⑤ その他事業の実施に必要な事務

また、事業の実施に当たり、コーディネーターとともに必要な事務を行う事務員を配置することができる。

5 その他本事業を行うに当たり必要となる業務

(1) アンケート調査への協力

本事業実施に関して確保されるべき公共サービスの質を確保するため、受託者は支援対象者に対して、サービス内容に対する評価や意見・要望等に関するアンケート調査を実施する。当該アンケート調査は、原則、毎年4月から翌年2月（平成30年度においては平成30年4月から平成31年2月まで）の間における支援対象者に対して実施する。

受託者は以下の業務を実施する。

- ① 別紙1－3のアンケート調査票を事業者記入欄を記載の上、全ての支援対象者に配布すること。この際、できる限り未回収がないようにすること。
- ② 上記①により回収したアンケートについては回収した日の属する月毎に集計を行い、当該属する月の翌々月の末日までに遅滞なく労働局へ報告すること。

(2) 業務計画及び業務実績の作成・報告

本事業を計画的に実施するための業務計画を策定することとし、また、実施基準を達成できるよう支援事項別に内容や支援実施者数、件数（以下「業務実績」という。）を把握し、記録すること。

① 業務計画

年間業務計画を作成し、事業の効率的な実施に努めること。

② 業務実績

支援内容毎に、支援内容、支援実施者数及び支援実施件数を把握すること。

③ その他、労働局から依頼する本事業実施状況、支援内容等に関する事項について、その都度報告を行うこと。

③ 委託事業実施結果報告書

受託者は事業実施状況について、委託事業実施結果報告書として各会計年度（4月1日から翌年3月31日まで（平成30年度は4月2日から。）。）ごとに、当該年度における委託事業終了の日から30日以内又は当該年度末のいずれか早い日までに労働局あて提出すること。

(3) 苦情等への対応

受託者は、本事業の利用者から本事業の実施に関する苦情等（意見、異議等も含めて苦情等とする。）の申出があった場合には、相手の立場に立って迅速かつ適切に対応し、速やかな解決・改善に努めること。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本事業の実施に当たり、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本事業の実施終了後も同様とする。

また、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、及びその他個人情報の管理のために必要な措置を講じ、個人情報保護のための業務について、責任を有する者を配置すること。

(5) 備品等の管理業務

本事業の実施に関して、備品等を購入した（貸与を受けた）場合、受託者においては、一覧表を作成し、購入（貸与）年月日、購入（貸与）理由、廃棄（返還）年月日を記し、適切な維持管理を行うこと。

(6) 書類の整備及び保存

受託者は、職員、会計及び事業内容（支援対象者に対する支援の具体的な内容等の記録）に関する諸記録を整備し、書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

なお、会計書類等は国の会計及び物品に関する規定に準じて整備すること。

(7) 委託事業の引継ぎ

委託事業が終了（中止を含む）し、本事業を受託する予定の次の事業者（以下「後任者」という。）が受託者と同一でない場合には、受託者は後任者に対し、後任者決定日から受託契約開始予定日前日までの間に事業実施状況等について確実に引き継ぎを完了し、後任者が本事業を行うに当たって、支障がないようにすること。

なお、受託者及び後任者は、引継ぎ終了後、引継ぎの内容及び範囲を速やかに労働局へ報告すること。

委託費の内容

委託事業の遂行に必要と認められる経費は、具体的には以下のとおり。

1 事業費

- I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援
中小企業職場見学会等の参加依頼状の印刷費、発送費、会場借料、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費
- II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス
セミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、カウンセラー謝金、カウンセリング用パソコンのリース及び維持管理に要した経費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費
- III UIJ ターン就職に係る支援
セミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費
- IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援
セミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費
- V 都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業
上記に掲げる事業以外の事業の実施に要する謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、会場借料及びその他の経費

2 人件費

- ① 謝金
管理業務を行うコーディネーター等に係る謝金
- ② 諸税及び負担金
社会保険料及び労働保険料事業主負担分（法定額）

3 一般管理費（上記 1 に掲げるものは除く。）

- ① 旅費
都道府県、労働局等関係者との連絡調整に係る交通費、関係会議への出席旅費
- ② 庁費
備品費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、光熱費、借料、回線使用料、福利厚生費等

3 再委託費

再委託費は、委託業務の一部について、受託者以外の者に再委託するのに要する経費。ただし、再委託割合が 50%を超えないこと。

提案すべき事業内容について

●平成30年度から平成32年度の各年度において、以下の事業を実施するものとする。

(北海道労働局)

項目	必要性 (○=必須、×=不要、空欄=任意)	実施内容・実施趣旨	支援対象者数
I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援	○	<p>① 北海道の企業を対象とした企業説明会 求職者が減少する中、企業における人手不足感は強く、特に中小企業においては、若年層の採用・育成が喫緊の課題となっている。今後、北海道の産業を担う人材の確保を図るため、北海道の企業（特に人手不足感が強いと思われる建設業、宿泊業、医療・福祉業等の産業（※参照）や地域の特色を活かした食、ものづくり産業等）を対象とした企業説明会を開催。当該企業の魅力等を発信し、若年者に北海道の事業者や産業・職場への理解を深めてもらい、地元企業への就業意欲の喚起を図る必要がある。 ※平成29年3月高校卒業生（3月末）の全産業平均道内求人充足率41.4%である一方、建設業28.0%、医療、福祉25.9%。平成25年3月高校卒業生の3年後離職率は、建設業：56.4%（全国48.3%）、宿泊業、飲食サービス業72.0%（全国66.1%）、医療、福祉：51.4%（全国46.7%）、製造業39.0%（全国28.7%）。</p> <p>② 北海道の企業を対象とした企業見学会 求職者が減少する中、企業における人手不足感は強く、特に中小企業においては、若年層の採用・育成が喫緊の課題となっている。北海道の産業を担う人材の確保を図るため、若年者が実際に企業を訪問し、その際に当該企業が、仕事の魅力や普段の働き方等についてPRするとともに、参加者との意見交換を行うことにより、地元企業（特に人手不足感が強いと思われる建設業、宿泊業、医療・福祉業等の産業や地域の特色を活かした食、ものづくり産業等を含めて訪問）に対する若年者の理解を促進し、職業意欲の醸成を図る必要がある。</p>	2,650人
II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス	○	<p>① 高校生等を対象としたセミナー 北海道においては、新規高等学校卒業生就職内定率が98.2%（29年3月）と全国平均99.2%を下回り、全国でワースト4位。また、北海道・東北地域の大学生の就職内定率は、96.5%と全国6地域において下から2番目の状況となっている。高校生や大学生等に対して、正社員としての就職活動の進め方等についてセミナー等を実施することにより、正社員就職を支援するとともに、北海道の労働市場、地元企業の情報等を発信し、地元企業への職業意欲の喚起を図る必要がある。</p> <p>② 来所が困難な若年者に対するネットカウンセリング 広範な地域を管轄する北海道においては、地理的特性により雇用支援サービスへのアクセスが困難な者があり、こうした者に対して、インターネットによるカウンセリング等を実施する必要がある（ハローワーク、ジョブカフェ、若者サポートステーション等支援機関がない地域に居住する求職者へのフォロー、支援機関へ出向くことのできない求職者へのフォロー体制の構築）。</p> <p>③ フリーター等へのセミナー等 今後、北海道において生産年齢人口の減少が予測される中、フリーター等（※参照）の雇用促進も重要な課題であることから、フリーター等を対象とした就職支援セミナー等を開催し、フリーター等の職業意欲の喚起を図るとともに、居住地以外の企業を含めた情報等を発信する等、就職に係る選択肢を幅広く提供していく必要がある。 ※ハローワークにおけるフリーターの取扱実績（有効求職者数）：北海道 221,670人、全国 4,811,355人。全国平均102,370人の2倍となっている。</p>	4,770人

III	UIJターン就職に係る支援	○	<p>北海道の企業、イベント情報の発信</p> <p>北海道の人口は、平成9年の570万人をピークに、全国より約10年早く人口減少局面に入り、今後も人口減少が進行することが見込まれている。また、北海道の生産年齢人口の割合は、2010年の63.3%（全国63.8%）から2040年には50.8%（全国53.9%）に低下する一方、高齢者人口の割合は2010年の24.7%（全国23.0%）から2040年には40.7%（全国36.1%）に上昇すると推計されており、全国を上回るスピードで高齢化が進行すると見込まれている。</p> <p>今後、人口減少下における若年労働力の確保を図るため、本州に居住する、大学生を含む若年求職者に対し、北海道の食（農林漁業含む）、ものづくり産業や観光業等地域の特色を活かした産業を担う企業の情報、外国語を活用する仕事の求人等の案内、移住に係る各自治体等の生活情報、UIJターン等イベント情報等を大学への訪問やインターネット等の活用等により発信し、北海道での就業意欲の醸成を図る必要がある。</p> <p>また、札幌以外の各地域において開催する面接会等の情報を札幌のジョブカフェ利用者等に周知し、参加を勧奨することで地方都市への就職の促進を図る必要がある。</p>	100人
IV	地域の人材流出防止・地元定着に係る支援	○	<p>①高校生等に対する入職前講習会</p> <p>平成25年3月卒で3年後までの離職率は高校生で48.7%（全国40.9%）。大学生は37.6%（全国31.9%）となっており、地元企業に就職した若年者の早期離職を防止することが大きな課題となっている。このため、内定を得た高校生や大学生等を対象に、入職に向けた心構え等について講習会を実施し、円滑な職業生活への移行を促進する必要がある。</p> <p>②地元大学生等を対象としたセミナーの実施による企業情報の提供</p> <p>北海道の人口は、平成9年の570万人をピークに、全国より約10年早く人口減少局面に入り、今後も人口減少が進行することが見込まれている。また、北海道の生産年齢人口の割合は、2010年の63.3%（全国63.8%）から2040年には50.8%（全国53.9%）に低下する一方、高齢者人口の割合は2010年の24.7%（全国23.0%）から2040年には40.7%（全国36.1%）に上昇すると推計されており、全国を上回るスピードで高齢化が進行すると見込まれている。</p> <p>今後、人口減少下における若年労働力の確保を図るため、自治体とのネットワークを活用した北海道内の大学生等を対象とした企業情報セミナーを実施し、地元企業に関する情報を提供することで、北海道内での就業意欲の喚起を図り、卒業時における北海道から北海道外への人材の流出を防止するとともに、札幌以外の企業への就職促進についても強化していく必要がある。</p>	800人
V	都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業	×		

その他、事業の実施にあたって求められる事項

--

提案すべき事業内容について

●平成30年度から平成32年度の各年度において、以下の事業を実施するものとする。

(青森労働局)

項目	必要性 (○=必要、×=不要、空欄=任意)	実施内容・実施趣旨	支援対象者数
I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援	○	<p>①建設業、医療・福祉等を中心とした企業説明会 県内企業は殆どが中小企業で、若年者への情報発信する機会も少ない中、特に建設業、医療・福祉産業は他の職業と比較して人手不足状態となっている（平成28年度の青森県内の職業別新規求人倍率は全体1.54倍である一方、建設関係は6.12倍、医療関係は3.34倍、福祉関係においては2.59倍）ことから、当該産業等を担う人材の確保を図るため、企業説明会を開催し、当該企業の魅力を発信し、当該産業に対する理解を深め、職業意識の醸成を図る必要がある。</p> <p>②建設業、医療・福祉分野等を中心とした企業見学会等 平成28年度の青森県内の職業別新規求人倍率は全体1.54倍である一方、建設関係は6.12倍、医療関係は3.34倍、福祉関係においては2.59倍と、他の職業と比較して人手不足状態となっている。当該産業等を担う人材の確保を図るため、若年者が企業を訪問することにより、当該企業が仕事の魅力や普段の働き方等についてPRするとともに、参加者との意見交換を行うことにより、当該産業に対する若年者の理解を促進し、職業意欲の醸成を図る必要がある。</p>	2,200人
II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス	○	<p>遠隔地等のために来所が困難な若年者に対するネットカウンセリング 遠隔地等のために雇用支援サービスへのアクセスが困難な若年者に対して、インターネットによるカウンセリングや就職関連情報の配信等を行う必要がある。</p>	30人
III UIJターン就職に係る支援	×		
IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援	○	<p>①高校生に対する就職前事前講習会 高校生については、県内就職率の割合が高いものの、1年後の離職率20.5%（全国平均18.1%）、3年後の離職率49.5%（全国平均40.9%）と全国平均を上回っており、若年者の早期離職を防止することが課題となっている。このため、就職内定者を対象に入職前に職業生活に円滑に移行できるように就職に向けた心構え等について講習会を行う必要がある。</p> <p>②若年者に対する就職後の講習及び経験交流会 新規大学等卒業者の1年後の離職率18.2%（全国平均11.8%）、3年後の離職率37.5%（全国平均31.9%）、新規短大等卒業者の1年後の離職率18.1%（全国平均17.9%）、3年後の離職率47.4%（全国平均41.7%）と全国平均を上回っており、地元企業に就職した若年者の早期離職を防止するために、若年者が就職後に抱える仕事に関する悩み等の解決を支援するため、職場におけるコミュニケーション能力に関する講習会や就職した者同士で自ら抱える悩み等を共有し、その解決方法について意見交換を行う経験交流会を開催し、職場定着に向けた支援を行う必要がある。</p>	580人

V	都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業	○	若年者就職支援施設のワンストップ相談窓口の設置 県の媒体を活用した広報を実施し、若者が来所しやすいワンストップ相談窓口として、ジョブカフェとハローワークの連携によるカウンセリング、セミナー、企業面接会等への誘導することにより、若年者のニーズに合わせた支援を実施する必要がある。	1,000人
---	---------------------------------------	---	---	--------

その他、事業の実施にあたって求められる事項

提案すべき事業内容について

●平成30年度から平成32年度の各年度において、以下の事業を実施するものとする。

(東京労働局)

項目	必要性 (○=必須、×=不要、空欄=任意)	実施内容・実施趣旨	支援対象者数
I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援	○	①人手不足分野等を対象とした企業説明会等 介護・保育・看護等の社会保障分野や2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えた建設分野などにおいて、有効求人倍率が5倍近くになるなど、都内の人手不足が深刻化している。当該人手不足分野を担う人材の確保を図るため、企業説明会等を開催し各分野に関する職業理解や業界の魅力等を発信することで若年者の就業意欲の喚起を図る必要がある。	120人
II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス	○	①若年者を対象とした集団的就職活動の支援 東京の有効求人倍率は2倍を超えているものの、東京局管内における44歳以下の月間有効求職者数は、全国平均2万人に対し、約10万人前後と他地域と比べて非常に高い傾向にある。また、臨時的・短期的な就業を繰り返す不安定就労期間が長期化することで正社員就職への意欲や自信を失いかけている若者も5～6万人程度存在する。こうした若者と求人企業のマッチングを促進するため、グループワーク等を活用した集団での意欲喚起や求職活動に必要な知識の付与が必要である。 ②フリーターに対する就職支援 東京都内ハローワークにおける44歳以下のフリーター等の月間有効求職者数は、全国平均9千人に対し、5～6万人と全国都道府県の中でも突出して高い傾向にあり、こうした者に対して、「自己理解」「仕事選びの軸」「不安や課題」等を整理することで就職活動の基礎を作り、面接対策等の実践的な支援により就職準備性を高めていくことは、早期正社員就職、職場定着の実現を図るうえで必要である。	3,500人
III UIJターン就職に係る支援	×		
IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援	×		
V 都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業	○	若年人材の採用に向けた企業向けサービス 東京都には27万を超える企業が存在しており、その99%が中小企業である。これらの企業の若年人材の採用意欲は旺盛であるが、ノウハウ不足のため人材確保や職場定着に至らない企業が多く、企業に対し若年者の採用や職場定着に関する支援策の実施が必要である。それにより若年者の一層の就職支援にもつながる。	120人

その他、事業の実施にあたって求められる事項

--

提案すべき事業内容について

●平成30年度から平成32年度の各年度において、以下の事業を実施するものとする。

(大阪労働局)

	項目	必要性 (○=必須、×=不要、空欄=任意)	実施内容・実施趣旨	支援対象者数
I	次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援	○	<p>①若年者に対する企業説明会の実施 大阪府の平成28年度における全職業計（常用計）の有効求人倍率は1.41倍と平成以降過去最高となっているが、職業別の有効求人倍率においては、特にものづくり、建設、運輸、介護等の産業を中心に、人手不足状態（順に1.72倍、4.71倍、2.73倍、4.33倍）となっている。当該産業を含む地域の企業の人材確保を図るため、企業の説明会を開催し、企業の魅力等を発信し、若年者の職業意欲の喚起を図る必要がある。</p> <p>②若年者に対する中小企業職場見学会の実施 大阪府の平成28年度における全職業計（常用計）の有効求人倍率は1.41倍と平成以降過去最高となっているが、職業別の有効求人倍率においては、特にものづくり、建設、運輸、介護等の産業を中心に、人手不足状態（順に1.72倍、4.71倍、2.73倍、4.33倍）となっている。当該産業を含む地域の企業の人材確保を図るため、若年者が実際の企業を訪問し、当該企業が仕事の魅力や普段の働き方等についてPRするとともに、参加者との意見交換を行うことにより、当該産業に対する若年者の理解を促進するとともに、職業意欲の醸成を図る必要がある。</p> <p>③若年者に対する職場実習機会の確保 大阪府の平成28年度における全職業計（常用計）の有効求人倍率は1.41倍と平成以降過去最高となっているが、職業別の有効求人倍率においては、特にものづくり、建設、運輸、介護等の産業を中心に、人手不足状態（順に1.72倍、4.71倍、2.73倍、4.33倍）となっている。当該産業を含む地域の企業の人材確保を図るため、若年者が実際の企業において業務を経験し、自らの適性や能力について見極めることにより、ミスマッチを防ぎ、職業理解の促進を図る必要がある。</p>	1,150人
II	地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス	○	<p>①（フリーター等を含む）若年者に対する就職支援 大阪府においては、15-44歳の失業率が全国の数値と比べて高い傾向にあり（全国 3.8%、大阪 5.0% ※推計値）、こうした者に対して、正社員雇用を促進するため各種セミナー、カウンセリング、職場見学会、企業との交流会等の就職支援を行う必要がある。</p> <p>②高校未就職卒業者・中退者に対する就職支援 大阪府においては、国公立高等学校における中途退学率が全国と比べて高い傾向にあり（全国 1.4%、大阪 1.9%）、高校未就職卒業者・中退者については、不安や悩みを抱えているものが多いため卒業後や退学後の進路が不明になりやすく、就職支援をより手厚くする必要のあることから、高校未就職卒業者・中退者を対象とした職場見学会や定期的な就職情報の提供等を教育関係機関と連携を図りながら実施する必要がある。</p>	1,400人
III	UIJターン就職に係る支援	○	<p>若年者のUIJターン就職に関する支援 大阪府は、他都道府県への転出超過数が約1万人と近畿圏では最多となっているなか、大阪府における人材の流出を防止し、他府県の高校から大阪府の大学等に進学する者が卒業後、大阪府で就職すること等を促進するため、「しごと」だけでなく「くらし」に関するきめ細かい情報提供・相談を実施するとともに府内の企業情報や地域の魅力を他府県出身の若年者に発信する必要がある。</p>	100人

IV	地域の人材流出防止・地元定着に係る支援	○	<p>若年労働者及び企業の職場定着促進に関する支援</p> <p>新規学卒者の卒業後3年以内離職率は高止まりしており、全国と比較しても大阪府は若年者の職場定着を促進することが課題となっている（H25新規学卒者3年以内離職率 高校：全国40.9% 大阪43.3%、大学：全国31.9% 大阪32.9%※大阪は参考値）。このため、若年労働者が就職後に抱える職場に関する悩み等の解決を支援するため、職場におけるコミュニケーション能力の向上に関する講習会や就職した者同士で自らが抱える悩み等を共有し、その解決方法について意見交換を行う経験交流会を開催し、継続就業に向けた支援を行う。また、企業に対しても若年者の職場定着支援を行う必要がある。</p>	200人
V	都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業	○	<p>地元企業のニーズを反映した若年者等に対する就職支援</p> <p>新規学卒者の卒業後3年以内離職率は高止まりしており、全国と比較しても大阪府は若年者の適職選択を促進することが課題となっている（H25新規学卒者3年以内離職率 高校：全国40.9% 大阪43.3%、大学：全国31.9% 大阪32.9%※大阪は参考値）。若年層のうち、職業意識が不明確である者、就職活動の準備ができていない者等の企業で働くために必要な基礎的なスキルが身につけていない者については、就職活動の長期化や就職後の早期離職が懸念されるため、グループワークを活用した集団的就職活動支援を中心に職場見学会、職場実習等の支援を行う。また、支援を行うにあたっては、大阪府内企業のニーズや現状を十分に把握しつつ実施する必要がある。</p>	240人

その他、事業の実施にあたって求められる事項

--

提案すべき事業内容について

●平成30年度から平成32年度の各年度において、以下の事業を実施するものとする。

(福岡労働局)

項目	必要性 (○=必須、×=不要、空欄=任意)	実施内容・実施趣旨	支援対象者数
I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援	○	<p>①中小企業を対象とした合同企業説明会 福岡県には14万を超える企業が存在しており、その99.8%が中小企業である。景気の回復に伴い求人が増加する中、新卒者等の意識は大企業志向が強くなる傾向にある。地元中小企業の中には優良企業も多いものの、認知度が低く、新卒者等の応募が少ない地元中小企業の人材確保を支援するため、県とのネットワークを活用し、合同企業説明会を開催する。</p> <p>②サービス業等を対象とした業界別合同企業説明会等 福岡県の産業は福岡都市圏を中心に多くの商業施設が集積し、販売の職業やサービスの職業など第3次産業が中心となっているが、これらの業界についても人手不足の状況にある。県内の有効求人倍率(平成29年4～6月期)は1.34倍である一方、販売の職業は2.21倍、サービスの職業は2.67倍となっており、業界別の合同企業説明会を開催することで、これら業界の人材確保を支援する。</p> <p>③企業の若年人材確保を目的とした採用力向上企業支援セミナー 福岡県には14万を超える企業が存在しており、その99.8%が中小企業である。中小企業の中には、若者の採用(採用活動ルールや若者の就職活動の動きなど)や企業のPR方法の知識不足により、若者の応募につなげていない企業が見られることから、人材確保のための知識やノウハウを伝えるセミナーを開催する。</p>	1,180人
II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス	×		
III UIJターン就職に係る支援	○	UIJターン希望者を対象とした合同企業説明会 県のネットワーク等を活用し、地元企業の人事担当者やUIJターン希望者が直接話せる機会を設けることで、地元企業への理解を図り、その後の応募につなげることを目的とした合同企業説明会を県内で開催する。	200人
IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援	○	若手社員等を対象とした職場定着促進セミナー 福岡県においては全国平均に比べて就職後3年以内の離職率(高卒:全国40.9%、福岡県45.3% 大卒:全国31.9%、福岡県36.9%)が高く、地元で就職した若年者の早期離職が課題となっている。概ね入社後1年の若手社員が職場で円滑に人間関係を築くこと、また、その若手社員の指導的立場の社員に対しても若手社員への対応方法などを助言することにより、若手社員の早期離職を防止するためのセミナーを開催する。	600人 うち若手社員400人 うち指導者200人
V 都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業	×		

その他、事業の実施にあたって求められる事項

--

提案すべき事業内容について

●平成30年度から平成32年度の各年度において、以下の事業を実施するものとする。

(長崎労働局)

項目		必要性 (○=必須、×=不要、空欄=任意)	実施内容・実施趣旨	支援対象者数
I	次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援	○	地域の企業情報やイベント情報等の発信 長崎県や各事業主団体等とのネットワークを活用した県内の企業情報やイベントの情報をインターネット(HP・FB)で発信することで、各種イベントへの集客や学生の企業選択の幅を広げることを目的とする。	—
II	地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス	○	①離島半島を中心とした企業説明会・面談会の実施 長崎県においては、離島半島を抱えることから県外就職割合が非常に高く(48.7%でH28.3現在全国1位)特に離島地域においては、64.4%と3人に2人が県外就職という状況である。また、企業のほとんどが中小企業であり、若年者へ企業の魅力を発信する機会も少ない状況である。地元企業の魅力や採用情報を知ってもらうことで地元定着を図る。 ②若年者を対象とした地域の実情に応じたカウンセリング及びセミナーの実施 長崎県は人口減少率が3.4%で九州で一位となっており加えて県外就職割合も高く、若者の県内定着が重要な課題となっている。若年者に対する就職支援、特にハローワークやジョブカフェ等の就職相談機関の支援を受けることが厳しい島嶼部(離島や公共交通機関が極端に不便な地域)等に居住している者に対しては、インターネットによるカウンセリング等を実施。また、必要に応じて既存の相談機関へ誘導するほか、カウンセリングやセミナー等を県内で定期的実施することにより若者の正社員就職及び県内定着を図る。	2,080人
III	UIJターン就職に係る支援	×		
IV	地域の人材流出防止・地元定着に係る支援	○	①若年者の内定者向けセミナー、定着セミナーの実施 長崎県においては、卒業後3年以内離職率が他県に比べ高い(H26の高卒離職率、全国31.3%、長崎37.2%)傾向がある、地元企業に就職した若年者の早期離職を防止することが課題となっている。このため、若年就職内定者を対象に、入職前に、入職に向けた心構え等について講習会を実施し、定着率を高める必要がある。 ②若年者向け企業説明会(ながさきしごとみらい博・高校生ブースツアー)の開催 長崎県においては、県外への就職率が他県(H28.3現在、長崎県48.7%、福岡県21.4%、全国20.9%)に比べ非常に高い。また、最近の求人状況の改善に伴い多くの県外企業から学校へ求人が提出されている。このため就職活動を始める前に地元の企業を知ってもらうことで、県内就職率の向上を図ることを目的とする。	1,560人
V	都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業	○	地元企業の採用力強化への取組みの実施 長崎県においては、中小企業の割合が高く(全国99.7%、長崎県99.9%)、採用・人事を専門とする職員がいる企業が少なくなどから、若年者への企業の魅力を十分に伝えられていないことが多い。採用担当者対象のセミナーを実施することで、面談会等のイベントで企業の魅力を伝えるプレゼン力を高め、採用力強化につなげる。	60人

その他、事業の実施にあたって求められる事項

--

提案すべき事業内容について

●平成30年度から平成32年度の各年度において、以下の事業を実施するものとする。

(鹿児島労働局)

項目		必要性 (○=必須、×=不要、空欄=任意)	実施内容・実施趣旨	支援対象者数
I	次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援	×		
II	地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス	○	キャリア・コンサルティングの実施と、ネットカウンセリングの充実 本事業におけるキャリア・コンサルティングは、特に中長期的な支援を必要とする若年者に対し、気軽に相談でき、かつ継続的なカウンセリングを受けられる環境を準備する必要があるため実施するもの。また、当県は離島が多いこともあり、直接の訪問利用が難しい層に向けて、ネットカウンセリングについても充実を図る必要がある。	2,000人
III	UIJターン就職に係る支援	○	UIJターン支援員によるUIJターンの促進 都市圏の大学のキャリアセンターと密接に連携し、県が保有する情報を活用して当県出身者等へ「ふるさと鹿児島」の情報提供・周知を行うことで、ふるさとへの回帰を促すこととする。	1,000人
IV	地域の人材流出防止・地元定着に係る支援	○	①就職情報ネットの充実・拡充 当県では県外の大学・短大への進学が約54%、高校生の県外就職が約48%と若年者の約5割が県外へ流出している(参考:高卒の県外就職割合の全国平均20.9%)。FB・ツイッターによる地元情報発信を強化(セミナー・説明会・面接会等情報、ハローワークインターネットサービス・県ホームページ等へのリンク)する必要があるため。 ②地元企業を知るための各種セミナー・講座 高校生の県外就職が約48%(参考:高卒の県外就職割合の全国平均20.9%)となっているが、県外企業を選択したきっかけに「地元企業を知らないから」という意見が多いことを受け、各種メニューを準備し気軽に参加しながら、地元企業研究や社会人との触れ合いを通じて、今後の職業生活の一助としてもらうために必要である。 ③地元で暮らそ!進路選択フェアの開催 当県では県外の大学・短大への進学が約54%、高校生の県外就職が約48%と若年者の約5割が県外へ流出している(参考:高卒の県外就職割合の全国平均20.9%)。若年者、在学者及び保護者向けに、進学や就職について総合的に考えるイベントを実施し、ブースには大学、専門学校、企業、経営者団体、自治体等が参加することで、就職時のみならず進学時においても、県内という選択肢に目を向けてもらうきっかけを作る。マスコミ等も巻き込み大々的なフェアを開催することで、人材流出防止・地元定着への県民の意識醸成を図る必要がある。 ④高校生及び若年者に対する入職前・後の講習及び経験交流会 当県の高校生については、就職後3年以内に離職してしまう者が46.3%(全国平均40.9%)おり、地元企業に就職した若年者の早期離職を防止することが、県外流出とともに重要な課題となっている。このため、若年就職内定者を対象にして、入職前に心構え等についての講習会を実施することで円滑な職業生活への移行を促進し、就職後には、若年者が抱える職場に関する悩み等の解決を支援するため、職場におけるコミュニケーション能力の向上に関する講習会や、就職した者同士で自らが抱える悩み等を共有し、その解決方法について意見交換を行う経験交流会を開催し、継続就業に向けた支援を行うことが必要である。	51,950人

V	都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業	×		
---	---------------------------------------	---	--	--

その他、事業の実施にあたって求められる事項

--

アンケート調査票

問 1 あなたの性別、年齢、職業をお聞かせください。

- (1) 性別 1 男性 2 女性
 (2) 年齢 () 歳
 (3) 職業 1 正社員 2 パート・アルバイト 3 派遣
 4 契約・嘱託・その他 5 無職

問 2 あなたが利用したサービスの内容は役立つものでしたか。番号に○をつけてください。

- 1 非常に役立った 2 役立った
 3 あまり役立たなかった 4 役立たなかった
 5 どちらとも言えない

問 3 利用したサービスを今後も利用したいと思いますか。番号に○をつけてください。

- 1 積極的に利用したいと思う 2 利用したいと思う
 3 あまり利用したいと思わない 4 利用したいと思わない
 5 どちらとも言えない

問 4 他に利用したい(利用できたらいい)サービスがあれば教えてください。(自由記述)

{ } (自由記述欄)

その他、ご意見・ご要望(自由記入欄)

{ } (自由記入欄)

※【事業者記入欄】

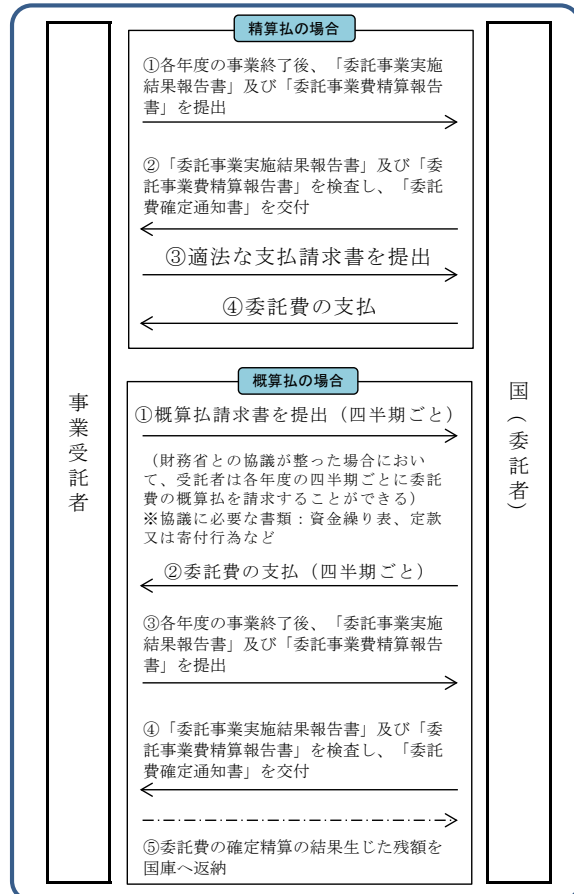
1. 内容がいずれの事業に該当するか、該当するものを○で囲むこと。 ・次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援 ・地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス ・UIJ ターン就職に係る支援 ・地域の人材流出防止・地元定着に係る支援 ・都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業
2. 具体的な内容について、該当するものを○で囲むこと。 ・企業説明会 ・職場見学会 ・職場実習 ・面接会 ・セミナー ・個別相談 ・その他 ()

危険負担表

種類	内容	負担者	
		厚生労働省	受託者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令等の変更	労災保険法・施行規則の大幅な変更	○	
	①労災保険法・施行規則の小幅な変更		○
	②関係通達の変更		
税制度の変更	業務の遂行を妨げる税制度の大幅な変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治的理由による事業の変更	政治、行政的理由から、業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の大幅な変更を余儀なくされた場合の経費	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他国の責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業の履行不能	○	○
書類の誤り	仕様書等国が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	受託者が提出した書類の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払遅延（国→受託者）によって生じたもの	○	
	経費の支払遅延（受託者→第三者）によって生じたもの		○
第三者への賠償	受託者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
情報漏洩等	受託者として注意義務を怠ったことによる情報漏洩及び犯罪発生		○
事業終了時の費用	業務委託期間が終了した場合又は期間途中における業務を廃止した場合における受託者の撤収費用		○
	国や自治体の都合により期間途中で業務を終了（中止を含む）した場合であって、期間途中で業務を終了しなければ発生しなかった経費	○	
上記以外のもの		事案による	

委託費の支払について（若年者地域連携事業）

●委託費の支払までの流れ



【例】

精算払の場合	年度別内訳書の額		委託費の確定額			
	契約額	事例1 実支出額 (= 確定額)	事例2		事例3	
		実支出額	確定額	実支出額	確定額	
1. 事業費	1,500	1,350	1,650	1,500	1,560	1,560
(1) ○○事業費	1,000	950	1,050	1,000	1,030	1,030
(2) △△事業費	300	250	350	300	300	300
(3) その他諸費	200	150	250	200	230	230
2. 人件費	350	250	400	350	300	300
3. 一般管理費	300	100	320	300	240	240
4. 消費税等	172	136	189	172	168	168
合計	2,322	1,836	2,559	2,322	2,268	2,268

●委託費・一般管理費の確定額の考え方

○委託費の確定額の考え方

- 事例1 契約額 > 実支出額の場合 実支出額を確定額とする。
- 事例2 実支出額 > 契約額の場合 契約額を確定額とする。
(契約額を超えた実支出額は受託者の持ち出し)
- 事例3 事業費と一般管理費相互間で、いずれか低い額の20%以内の配分の変更は可能。(事業費内は制限なし)

●実施要項で使用している用語の定義

用語	説明
委託費の確定額	当該年度の委託事業に要した金額として国が確定した額（委託費確定通知書記載の額）をいう。基本的には委託事業に要した経費の実支出額が確定額となり、契約額の年度別内訳を超えた場合は契約額（年度別内訳）が確定額となる。
委託事業に要した経費の実支出額	委託事業に要した経費として国が適正であると認めた額をいう。例えば、委託事業に要した経費が100であるとして事業受託者から報告があっても、検査の結果、委託事業に必要な経費が「5」含まれている場合、実支出額は「95」となる（委託事業に必要な経費「5」については事業受託者の持ち出しとなる。）。
各年度の委託費の支払の限度額	契約書に記載した「年度別内訳書」の金額をいう。基本的には入札書の年度別内訳書の金額と同額、あるいはその内数である。
一般管理費	委託事業を行うために必要な経費のうち、委託事業に直接かかる経費以外の経費（間接経費）をいう。具体的には、事務所借料、光熱水料、通信費などである。ただし、同一の経費を一般管理費と事業費の両方に計上することはできない。

実施計画

委託事業の目的			
委託事業実施期間			
平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
委託事業の概要			
内 容	対象者	目標	効果の把握方法
【事業名】●●● (直接実施・再委託)			
【事業概要】			

- ※ 「事業名」には、事業名のほか、()内に当該事業が直接実施するものであれば(直接実施)、再委託により実施するものであれば(再委託)と記載すること。
- ※ 「事業概要」には、具体的な実施内容、実施に係る組織体制、実施時期等について記載。
- ※ 「効果の把握方法」には目標達成のための実績の把握方法・把握時期等について記載。

企画書等概要

※ 提出する企画書等の概要について、下に掲げる項目について、特に特徴的であると考えポイントを押さえながら、指定の字数以内で簡潔にまとめること（全体でA4・3頁以内）。

会社名：●●●	
1 本事業の基本的な考え方、目的（400字以内）	企画書該当頁：●～●頁
2 各事業の構成、内容と目標（800字以内）	企画書該当頁：●～●頁
3 実施体制（特にセンターや地域の企業、学校、行政機関等との連携体制）（400字以内）	企画書該当頁：●～●頁
4 事業者の特長（200字以内）	企画書該当頁：●～●頁
5 アピールポイント（500字以内）	

誓 約 書

若年者地域連携事業に係る一般競争入札に参加するに当たり、下記項目 1～5 の事実
に相違がないこと及び事実と相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

※ 下記要件に反することが判明した場合には、番号に○印を付けたうえ、第 2 面に当該違反の概要を記載して下さい。

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 15 条において準用する第 10 条各号（第 11 号を除く。）に該当する者でないこと。
- 2 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- 3 予算決算及び会計令第 71 条に該当しない者であること。
- 4 厚生労働省から業務等に関し、指名停止を受けている期間中ではないこと。
- 5 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。
なお、参加資格における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。
 - ① 企画書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく生命若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正指導を完了しているものを除く。）
 - ② 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（企画書提出時において、直近 2 年間の保険料の未納がないこと。）
 - ③ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ④ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - ⑤ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
 - ⑥ 企画書提出時において、過去 3 年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、本事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

支出負担行為担当官
○労働局総務部長 殿

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印
印

(第 2 面)

該当項目 (1 から 5 を記入する)

該当する違反の内容 (具体的に記入する)

《記載項目の例》

- 命令若しくは処分等の概要
- 命令若しくは処分等があった年月日
- 命令若しくは処分等を受けた会社名
- 原処分庁
- 命令若しくは処分等を受けた理由

関係会社一覧表

1. 入札参加事業者

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

2. 関係会社

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

(記載上の注意)

「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

障害者の雇用状況に関する報告書

若年者地域連携事業に係る入札に参加するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条に基づき障害者雇用状況報告書（平成 年6月1日現在）の写を添付するとともに、平成 年 月 日（入札公告日）現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し上げます。

労働局
支出負担行為担当官
労働局総務部長 殿

A 事業主	(ふりがな)		住 所	〒 — —
	法人名称			法人にあっては主たる事業所の所在地
	(ふりがな)			
	氏名又は代表者氏名			
	記名押印又は署名		(TEL — —)	
B 雇用の状況	1 常用雇用労働者の数			
	(イ) 常用雇用労働者の数（短時間労働者を除く）		人	
	(ロ) 短時間労働者の数		人	
	(ハ) 常用雇用労働者の数 ((イ)+(ロ)×0.5)		人	
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人	
	2 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者※（ ）内には、内数として、6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。			
	(ホ) 重度身体障害者の数	()	人	
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	()	人	
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数	()	人	
	(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	()	人	
	(リ) 身体障害者の数 ((ホ)×2+(ヘ)+(ト)+(チ)×0.5)	()	人	
	(ヌ) 重度知的障害者の数	()	人	
	(ル) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	()	人	
	(リ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	()	人	
	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	()	人	
	(ハ) 知的障害者の数 ((ヌ)×2+(ル)+(リ)+(ロ)×0.5)	()	人	
	(コ) 精神障害者の数	()	人	
	(ク) 精神障害者である短時間労働者の数	()	人	
	(ケ) 精神障害者の数 ((コ)+(ク)×0.5)	()	人	
	3 計 (2の(リ)+2の(ハ)+2の(ケ))		人	
4 実雇用率 (3/1の(ニ)×100)		%		

若年者地域連携事業に係る評価基準及び採点表

標記については、下記のとおりとする。

評価項目	内 容	必須	委員1人の評価点		
			採点等	比重	評価点
1 業務の実施方針 (/35点)					/35
(1) 業務実施の基本方針の適格性 ※2	・本事業の趣旨、目的を理解し、その実施に当たっての理念、基本的な考え方が示されているか。 ・仕様書記載の業務について提案されているか。 ・委託要項等記載の遵守事項について全て遵守すると記載されているか。 ・委託費の経理を他の事業の経理と区分して経理することとなっているか。	●	合・否	-	/10
(2) 組織・人員体制について ※2	・本事業を遂行可能な体制・人員が整備されているか(2 事業実施方法での評価を除く)。 ・統括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。 ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容等が明確に示されているか。	●	合・否	-	/10
(3) その他本事業を行うに当たり必要となる業務の実施について ※2	業務計画及び業務実績の作成・報告、苦情等への対応、個人情報の保護、備品等の管理業務、書類の整備及び保存は適切か。	●	合・否	-	/15
2 事業実施方法 (/110点)					/110
(1) 支援の実施について	①都道府県の実情に合った考え方となっており、都道府県との連携を意識した事業内容となっているか。 ※1 ・大変優れている=5点 ・優れている=3点 ・優れているレベルよりやや劣る=1点 ・劣っている=0点		0・1・3・5	4	/20
	②各事業の内容は適切か、利用者ニーズを踏まえた事業構成となっているか。 ※1 ・大変優れている=5点 ・優れている=3点 ・優れているレベルよりやや劣る=1点 ・劣っている=0点		0・1・3・5	4	/20
	③各事業の実施体制について、効果的、効率的な人員配置(経験・能力に応じた配置など)となっているか。 ※1 ・大変優れている=5点 ・優れている=3点 ・優れているレベルよりやや劣る=1点 ・劣っている=0点		0・1・3・5	4	/20
	④各事業の計画件数は適切か。全体スケジュールが適切に立てられているか。 ※1 ・大変優れている=5点 ・優れている=3点 ・優れているレベルよりやや劣る=1点 ・劣っている=0点		0・1・3・5	4	/20
	⑤各事業の実績や効果の把握内容・把握方法・把握時期は適切か。 ※2 ・大変優れている=5点 ・優れている=3点 ・優れているレベルよりやや劣る=1点 ・劣っている=0点		0・1・3・5	6	/30
3 ワークライフバランス等の推進に関する指標 (/20点) (注1) (注2)					/20
(1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業) ※2	下記のいずれに該当するか。 ・3段階目(認定基準5つ全てが○となっている)=10点(注3) ・2段階目(認定基準5つのうち3~4つが○となっている)=8点(注3) ・1段階目(認定基準5つのうち1~2つが○となっている)=5点(注3) ・行動計画を策定している=2点(注4) ・認定を受けていない=0点		0・2・5・8・10	2	/20
(2) 次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業) ※2	下記のいずれに該当するか ・プラチナくるみんの認定を受けている=9点 ・くるみん(新基準)の認定を受けている=7点(注5) ・くるみん(旧基準)の認定を受けている=5点(注6) ・認定を受けていない=0点		0・5・7・9	2	/18
(3) 若者雇用促進法に基づく認定 ※2	下記のいずれに該当するか ・ユースエールの認定を受けている=9点 ・認定を受けていない=0点		0・9	2	/18
4 その他 (/35点)					/35
(1) これまでの事業実績について ※2	応募者の類似事業(注7)に関する事業実施状況 ・類似する事業の実施経験が過去5年以内にある(実施地域は問わない)=5点 ・類似する事業の実施経験が過去10年以内にある(実施地域は問わない)=3点 ・類似する事業の実施経験が過去10年以内でない=0点		0・3・5	3	/15
(2) その他特記事項について ※1	その他創意工夫により取り組む事項 ・非常に有効かつ実現可能性の高い提案=5点 ・有効かつ実現可能性の高い提案=3点 ・提案がない=0点		0・3・5	4	/20
合 計 (200点)					/200

(注1) 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。

(注2) 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

(注3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。

このうち、労働時間等の働き方に関する基準は満たすことが必要。

(注4) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))

(注5) 新くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準による認定マーク)

(注6) 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置による認定マーク)

(注7) 「類似事業」とは、例えば、若年者に対する職業相談・職業紹介に係る事業、キャリア・コンサルティング事業等、別紙1-2「提案すべき事業内容について」に示す事業内容に類似する事業を指す。

※1 価格と同等に評価できない項目(計100点)

※2 価格と同等に評価できる項目(計100点)

従来の実施状況に関する情報の開示（北海道）

1 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	45,036	45,208	45,360
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		45,036	45,208	45,360
参考値 (b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		45,036	45,208	45,360

(注記事項)

委託費の内訳は以下のとおり。

	平成27年度 (契約額)	平成28年度 (契約額)	平成29年度 (契約額)
1. 事業費	30,422千円	30,500千円	30,501千円
・若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	20,685千円	20,997千円	21,323千円
・若年者に対する企業説明会の実施	4,628千円	4,435千円	4,459千円
・若年者に対する中小企業職場見学会の実施	615千円	599千円	593千円
・若年者による集団的就職活動の支援	361千円	348千円	86千円
・メールカウンセリングの実施	3,535千円	3,613千円	3,688千円
・フリーター・年長フリーター等・高校中退者に対する就職支援	93千円	84千円	70千円
・内定者に対する講習会の実施	247千円	197千円	140千円
・若年労働者の職場定着促進に関する支援	258千円	227千円	142千円
2. 管理費	11,278千円	11,360千円	11,499千円
・人件費	7,496千円	7,652千円	7,803千円
・管理経費	2,211千円	2,211千円	2,211千円
・回線使用料	1,000千円	1,000千円	1,000千円
・旅費	125千円	75千円	75千円
・庁費	446千円	422千円	410千円
3. 消費税	3,336千円	3,348千円	3,360千円
計	45,036千円	45,208千円	45,360千円

(対前年50%増減理由)

- ・「若年者による集団的就職活動の支援」：平成29年度は平成28年度に比べ会場借料、通信運搬費及び消耗品費の支出額を抑えて計上。

(特記事項)

- ・事業費には、コーディネーター7名分及びキャリアカウンセラー（メールカウンセラー）1名分の人件費及び法定福利費を含む。
- ・管理費の人件費は、統括コーディネーター及び事務担当分で法定福利費含む。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
常勤職員	10	10	10
コーディネーター	8	8	8
事務員	1	1	1
メールカウンセラー	1	1	1
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・コーディネーターについては、セミナー、イベント等の企画、運営に従事した経験があること。事業運営に関して関係者（労働局、北海道、経済団体、学校、市町村等）との調整能力を有しており、雇用労働情勢に明るいこと。
- ・メールカウンセラーについては、厚生労働省が定める「標準レベルキャリア・キャリアコンサルタント」もしくは同等以上の能力及び経験を有していることが望まれる。
- ・事務員については、事務作業に必要なパソコン操作のスキル（ワード・エクセル等）を有していること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

※年間事業スケジュールについては別添1「年間事業スケジュール表（過去3ヶ年分）」参照

	H27			H28			H29		
	サービス利用者数	登録者累計	新規登録者数	サービス利用者数	登録者累計	新規登録者数	サービス利用者数	登録者累計	新規登録者数
4月	8,694	150,270	2,780	10,741	164,855	2,584	9,853	177,957	2,069
5月	7,823	151,157	1,732	9,309	165,689	1,685	9,146	179,087	2,079
6月	8,992	152,556	2,235	9,946	166,755	2,048	9,498	180,171	2,026
7月	9,643	159,619	2,706	10,543	168,324	2,564			
8月	8,628	166,919	1,649	9,505	169,667	1,783			
9月	7,437	173,803	1,563	8,607	170,547	1,273			
10月	8,623	181,541	2,264	9,651	172,141	2,001			
11月	8,207	187,188	1,746	8,060	173,367	1,641			
12月	5,761	192,516	1,432	6,536	174,371	1,413			
1月	6,192	192,744	1,417	6,397	174,543	1,370			
2月	8,173	193,980	1,585	9,670	175,888	1,696			
3月	8,241	195,009	1,447	10,369	176,849	1,288			
	96,414	-	22,556	109,334	-	21,346	28,497	-	6,174

(注記事項)

3 従来の実施に要した施設及び設備

■施設面積

- 札幌センター（ジョブカフェ北海道内）
全体305㎡[うち事務室91㎡（本事業占有30㎡）、セミナー450㎡、カウンセリング・閲覧スペース164㎡]
（三井生命札幌共同ビル7階）

【地方拠点】

- 函館（ジョブカフェ・ジョブサロン函館内）
90㎡（テアオーダーパート6階）
- 旭川（ジョブカフェ・ジョブサロン旭川内）
31㎡（マルカツデパート5階）
※ 平成28年9月まで西武旭川店9階（16㎡）
- 帯広（ジョブカフェ・ジョブサロン帯広内）
13㎡（JR帯広駅エスタ東館2階）
- 北見（ジョブカフェ・ジョブサロン北見内）
25㎡（ナップスビル1階）
- 釧路（ジョブカフェ・ジョブサロン釧路内）
31㎡（釧路フィッシャーメンズワーフM002階）

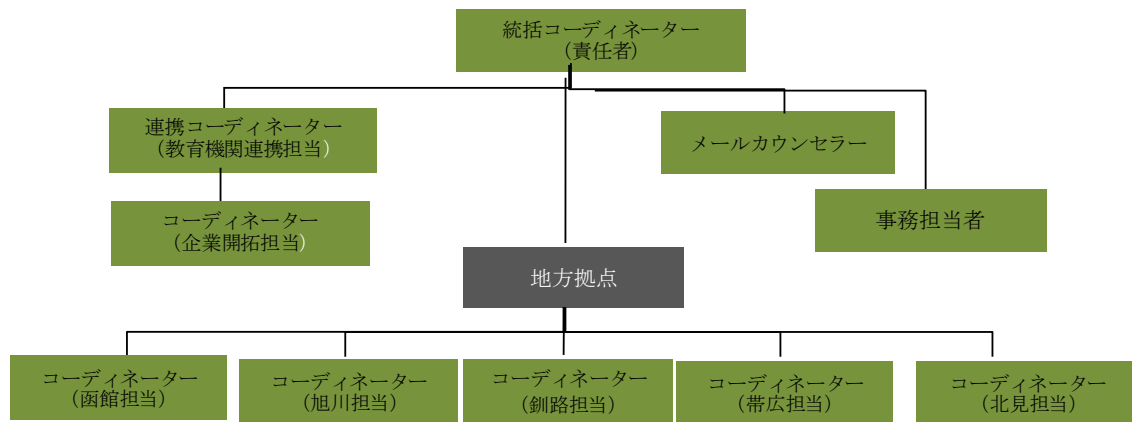
- ※ 事業実施場所については、北海道が行うジョブカフェ事業実施施設を使用することとなる。
- ※ カウンター等の備品等設備一式については、北海道が行うジョブカフェ事業用設備を共有することとなる。

（注記事項）

- ・ 事業実施施設については設置されている市町村から無償提供されることとなるため受託者への負担は求めない。
- ・ 備品等の設備については北海道において確保するため受託者への負担は求めない。

4 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）



※詳細については別添2「体制図」及び別添3「連携状況」参照

年度別の事業実績について

	平成27年度		平成28年度		平成29年度
	目標	実績	目標	実績	目標（計画）
1. 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等					
企業情報及び求人情報収集のための事業所訪問	100社	150社	100社	116社	100社
事業所訪問時の求人情報収集件数	1,000件	1,529件	1,000件	1,156件	1,000件
2. 若年者に対する企業説明会の実施					
実施回数	68回	120回	68回	86回	68回
参加企業数	285社	446社	285社	468社	285社
参加者数	2,970人	3,468人	2,970人	3,469人	2,970人
3. 若年者に対する中小企業職場見学会の実施					
実施回数	21回	34回	21回	30回	21回
参加者数	300人	586人	300人	529人	300人
4. 若年者による集团的就職活動の支援					
セミナー実施回数	94回	118回	94回	110回	94回
セミナー参加者数	2,500人	4,807人	2,500人	4,613人	2,500人
5. メールカウンセリングの実施					
カウンセリング件数	200件	357件	200件	236件	200件
6. フリーター等に対する就職支援					
参加者数	280人	398人	280人	426人	280人
7. 内定者に対する講習会の実施					
実施回数	23回	27回	23回	29回	23回
参加者数	470人	735人	470人	801人	470人
8. 若年労働者の職場定着促進に関する支援					
実施回数	19回	21回	19回	21回	19回
参加者数	365人	387人	365人	380人	365人

（注記事項）

年間事業スケジュール表（過去3ヶ年分）

別添 1

平成29年度

事業分類	事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	採用意欲啓発	パートナーズ企業開拓 年間を通して開拓（札幌、5拠点）											
2	採用意欲啓発	求人開拓 年間を通して開拓（札幌、5拠点）											
3	企業説明会	企画・準備		開催（札幌、5拠点）									
4	企業説明会	準備（札幌）	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	準備	開催（札幌）		
5	企業説明会	企業セミナー 年間を通して開催（札幌メイン ※依頼に応じ地方拠点でも開催）											
6	職場見学会	企画・準備		実施（札幌、5拠点）									
7	就活応援	企画・準備		実施（札幌、5拠点）									
8	就活応援	高校生等対象 必勝セミナー 年間を通して実施（札幌、5拠点） ※学校からの要望に応じ実施											
9	メールカウンセリング	メールカウンセリング 年間を通して受付・対応											
10	年長フリーター	サーティーズクラブ（北海道事業）全4クールの実施日程に合わせ、職場見学及びセミナー講師で連携 予定：①5-6月 ②8-9月 ③10-11月 ④1-2月											
11	年長フリーター	企画・準備	実施（札幌、5拠点）		準備	実施（札幌、5拠点）				準備	実施（札幌、5拠点）		
12	就職内定者向け研修						企画・準備			実施（札幌、5拠点）			
13	若手社員スキルアップ研修						企画・準備			実施（札幌、5拠点）			

平成28年度

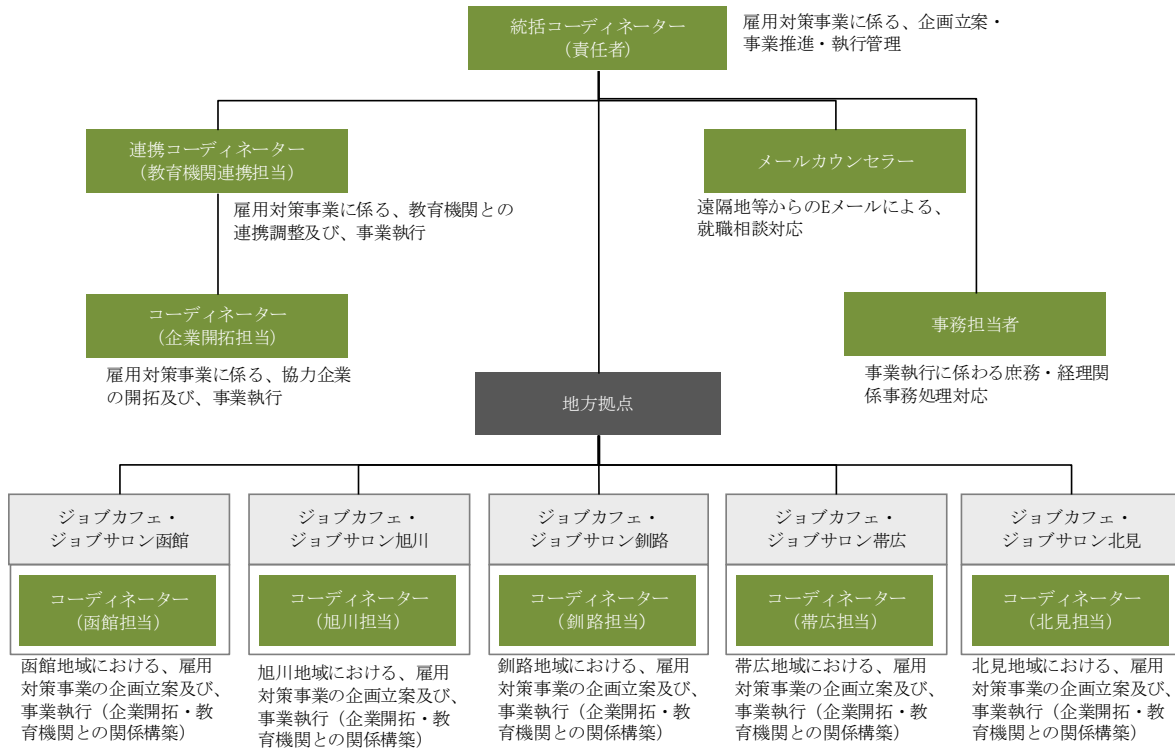
事業分類	事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	採用意欲啓発	パートナーズ企業開拓 年間を通して開拓（札幌、5拠点）											
2	採用意欲啓発	求人開拓 年間を通して開拓（札幌、5拠点）											
3	企業説明会	企画・準備		開催（札幌、5拠点）									
4	企業説明会	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	
5	企業説明会	企業セミナー 年間を通して開催（札幌メイン ※依頼に応じ地方拠点でも開催）											
6	職場見学会	企画・準備		実施（札幌、5拠点）									
7	就活応援	企画・準備		実施（札幌、5拠点）									
8	就活応援	大学生等対象 訪問型セミナー 年間を通して実施（札幌、5拠点） ※学校からの要望に応じ実施											
9	メールカウンセリング	メールカウンセリング 年間を通して受付・対応											
10	年長フリーター	サーティーズクラブ（北海道事業）全4クールの実施日程に合わせ、職場見学及びセミナー講師で連携 予定：①5-6月 ②8-9月 ③10-11月 ④1-2月											
11	年長フリーター	企画・準備	実施（札幌、5拠点）		準備	実施（札幌、5拠点）				準備	実施（札幌、5拠点）		
12	就職内定者向け研修						企画・準備			実施（札幌、5拠点）			
13	若手社員スキルアップ研修						企画・準備			実施（札幌、5拠点）			

平成27年度

事業分類	事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	採用意欲啓発	パートナーズ企業開拓 年間を通して開拓（札幌、5拠点）											
2	採用意欲啓発	求人開拓 年間を通して開拓（札幌、5拠点）											
3	企業説明会	企画・準備	開催（札幌、5拠点）	準備	開催（札幌、5拠点）								
4	企業説明会	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	準備	開催（札幌）	
5	企業説明会	企業セミナー 年間を通して開催（札幌メイン ※依頼に応じ地方拠点でも開催）											
6	職場見学会	企画・準備		実施（札幌、5拠点）				準備	実施（札幌、5拠点）				
7	就活応援	企画・準備		実施（札幌、5拠点）									
8	就活応援	大学生等対象 訪問型セミナー 年間を通して実施（札幌、5拠点） ※学校からの要望に応じ実施											
9	メールカウンセリング	メールカウンセリング 年間を通して受付・対応											
10	年長フリーター	サーティーズクラブ（北海道事業）全4クールの実施日程に合わせ、職場見学及びセミナー講師で連携 予定：①5-6月 ②8-9月 ③10-11月 ④1-2月											
11	年長フリーター	企画・準備	実施（札幌）		企画・準備		実施（札幌、5拠点）						
12	就職内定者向け研修						企画・準備			実施（札幌、5拠点）			
13	若手社員スキルアップ研修						企画・準備			実施（札幌、5拠点）			

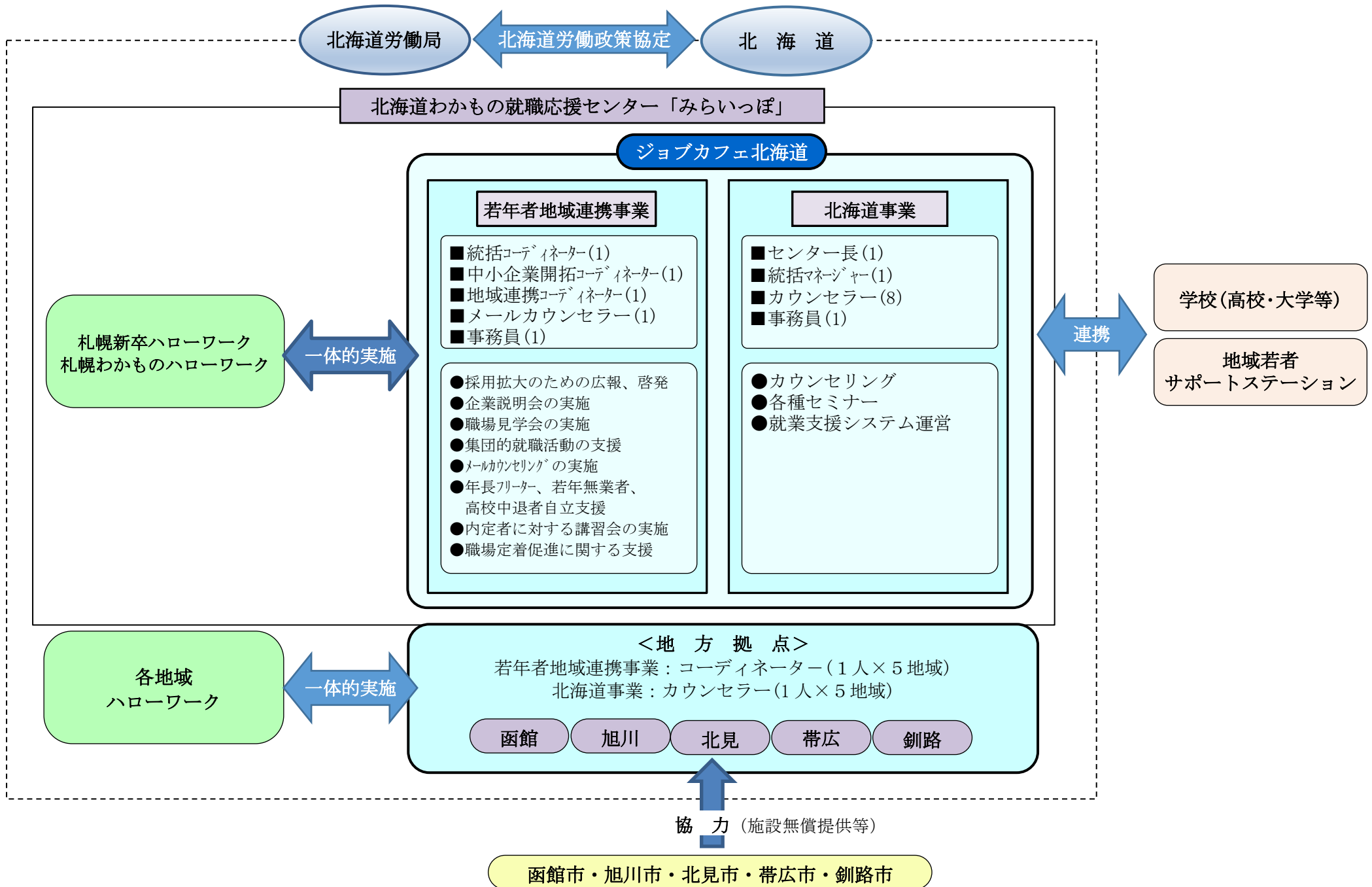
平成29年度「若年者地域連携事業」に係わる組織体制

■ 「若年者地域連携事業」 現行受託者の体制図



※ 統括コーディネーター（責任者）：1名、事務担当者：1名、コーディネーター（事業担当者）：7名、メールカウンセラー：1名

若年者地域連携事業における北海道及び各種事業との連携状況



従来の実施状況に関する情報の開示（青森）

1 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	43,145千円	42,087千円	46,313千円
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		43,145千円	42,087千円	46,313千円
参考値 (b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		43,145千円	42,087千円	46,313千円

(注記事項)

委託費の内訳は以下のとおり。

	平成27年度（実績額）	平成28年度（実績額）	平成29年度（契約額）
1. 事業費	26,782千円	24,829千円	27,850千円
①若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	2,707千円	2,011千円	2,725千円
②若年者に対する企業説明会の実施	4,950千円	3,609千円	4,591千円
③若年者に対する中小企業職場見学会の実施	616千円	430千円	571千円
④若年者に対する職場実習機会の確保	13千円	97千円	190千円
⑤若年者による集団的就職活動の支援	750千円	438千円	900千円
⑥ネットカウンセリングの実施	3,339千円	3,386千円	3,387千円
⑦フリーターに対する就職支援	3,999千円	3,982千円	4,005千円
⑧年長フリーター等に対する就職支援	167千円	558千円	419千円
⑨内定者に対する講習会の実施	1,248千円	1,262千円	1,347千円
⑩若年労働者の職場定着促進に関する支援	299千円	440千円	523千円
⑪ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援	214千円	153千円	229千円
⑫高校中退者に対する就職支援	117千円	43千円	67千円
⑬サービス向上等のための取り組みの実施	2千円	8千円	36千円
⑭その他関連事業の実施 (若年者就職支援施設の一体的運営に伴う事業等)	8,361千円	8,412千円	8,860千円
2. 管理費	13,168千円	14,141千円	15,033千円
①人件費	8,590千円	10,108千円	10,290千円
②諸税及び負担金	1,395千円	1,591千円	1,651千円
③旅費	358千円	467千円	325千円
④庁費	2,825千円	1,975千円	2,767千円
3. 消費税	3,195千円	3,117千円	3,430千円
計	43,145千円	42,087千円	46,313千円

(特記事項があれば)

- ・管理費の人件費については、統括コーディネーター1名、企画コーディネーター1名、運営コーディネーター1名及び事務員2名分を計上。（うち、事務員1名については、県の事業と兼務しているため、人件費を県と折半）
- ・キャリアカウンセラー2名の賃金は、事業費「ネットカウンセリングの実施」に1名分、「フリーターに対する就職支援」に1名分を計上。
- ・アドバイザー2名の賃金は、事業費「その他関連事業の実施」（若年者就職支援施設の一体的運営に伴う事業等）に計上。

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
常勤職員	9	9	9
コーディネーター	1	3	3
事務員	4	2	2
キャリアカウンセラー	2	2	2
アドバイザー	2	2	2
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・セミナー、イベント等の企画、運営に従事した経験があること。
- ・コーディネーターについては、事業運営に関して関係者（労働局、（都道府）県、経済団体、学校、市町村等）との調整能力を有しており、雇用労働情勢に明るいこと。
- ・キャリアカウンセラーについては、厚生労働省が定める「標準レベルキャリア・キャリアコンサルタント」もしくは同等以上の能力及び経験を有していることが望まれる。
- ・事務員については、事務作業に必要なパソコン操作のスキル（ワード・エクセル等）を有していること。
- ・アドバイザーについては、接客マナー、利用者の要望の把握力、適切に取り次ぐ判断力を有していること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

別添1～3事業年間計画のとおり

3 従来の実施に要した施設及び設備

【従来の実施に要した施設・設備】

施設：ジョブカフェあおもり

執務スペース77㎡（うち本事業占有22㎡）・総合案内窓口7.5㎡（財団と共有）・カウンセリングスペース24㎡（財団と共有）・図書・OA機器等スペース76㎡（財団と共有）・倉庫スペース17㎡（財団と共有）・ミーティングルーム30㎡（4F、財団と共有）

施設：サテライトスポット

弘前：176.6㎡、八戸：39.63㎡、むつ：64.84㎡（財団と共有：HW使用分も含む面積）

※セミナー等のイベントについては外部会場使用

設備：ジョブカフェあおもり

職員用机・椅子・パソコン（9人分）、複写機（1台）、カラープリンター（2台）、電話機2台）、ポスター掲示板、キャビネット（書類保管用）、ロッカー（職員用：9人分）

【貸与できる施設・設備】

施設：ジョブカフェあおもり

総合案内窓口7.5㎡（財団と共有）、カウンセリングスペース16㎡（財団と共有）、図書・OA機器等スペース74㎡（財団と共有）、倉庫スペース17㎡（財団と共有）・ミーティングルーム30㎡（4F、財団と共有）

施設：サテライトスポット

弘前（176.6㎡）、八戸（39.63㎡）、むつ（64.84㎡）（財団と共有：HW使用分も含む面積）

設備：ジョブカフェあおもり

複写機（1台）、ポスター掲示板

（注記事項）

上記の貸与できる施設・設備については、経費は不要です。

ただし、設備の複写機について、リース経費は不要ですがパフォーマンスチャージ料（保守料金契約料）は、人数割りに各人の業務量を補正した割合（68%）により按分し、負担しています。28年度は約26万円（年額372,000円×0.68）です。

また、電話料金については、人数割りに各人の業務量を補正した割合（68%）により按分し、負担しています。28年度は約20万円（年額291,000円×0.68）です。

それ以外の設備及び「若年者就職支援施設の一体的運営に伴う事業の実施」に係る総合案内窓口設置に伴う設備については、受託者が所有する設備または特段の事情がない限り賃貸借契約で対応すること。

○ジョブカフェあおもり

品目：数量

- ・受付カウンター：1台
- ・受付用チェア（肘なし）：2脚
- ・コピー機：1台
- ・パーテーションシステム：5枚1式
- ・記載台：1台

○サテライトスポット八戸

品目：数量

- ・ローカウンター：1台
- ・事務用椅子：1脚
- ・記載台：1台

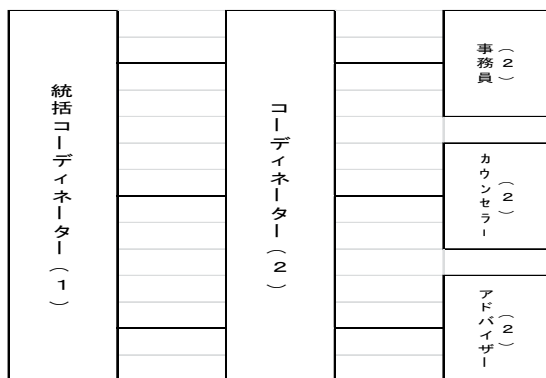
○サテライトスポット弘前

品目：数量

- ・ハイカウンター：1台
- ・事務用椅子（肘なし）：1脚
- ・事務用デスク：1台

4 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）



*詳細は、別添参照（現行受託者の体制図は、別添4～5、（都道府）県との連携状況は別添6のとおり）

年度別の事業実績について

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
1. 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等						
①情報提供者数	20,000人以上	27,009人	20,000人	27,426人	20,000人	
②若者応援企業周知	2,000社以上	2,014社	2,000社以上	2,740社	2,000社以上	
2. 若年者に対する企業説明会の実施						
①実施回数	9回	20回	9回	18回	9回	
②参加企業数	延270社	778社	延270社	698社	延270社	
③参加者数	延1,740人	3,670人	延1,740人	3,838人	延1,740人	
3. 若年者に対する中小企業職場見学会の実施						
①開催回数	10回	11回	10回	10回	10回	
②参加者数	400人	460人	400人	414人	400人	
4. 若年者に対する職場実習機会の確保						
①参加者数	10人	6人	10人	9人	10人	
5. 若年者による集団的就職活動の支援						
①ミニセミナー 実施回数	15回	22回	15回	29回	15回	
② " 参加者数	延270人	192人	延270人	299人	延270人	
③交流会 実施回数	10回	13回	10回	19回	10回	
④ " 参加者数	延250人	892人	延250人	1,079人	延250人	
6. ネットカウンセリングの実施						
①利用者数	延30人	62人	延30人	30人	延30人	
7. フリーターに対する就職支援						
①参加者数	延150人	189人	延150人	170人	延150人	
8. 年長フリーター等に対する就職支援						
①参加者数	延100人	101人	延100人	115人	延100人	
9. 内定者に対する講習会の実施						
①参加者数	延400人	731人	延400人	764人	延400人	
10. 若年労働者の職場定着促進に関する支援						
①参加者数	180人	264人	180人	211人	180人	
11. ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援						
①参加者数	20人	23人	20人	27人	20人	
12. 高校中退者に対する就職支援						
①参加者数	10人	39人	10人	14人	10人	
13. サービス向上等のための取組の実施						
①全サービス利用者へのアンケート	全事業において「役に立った」と回答した割合が80%以上	満足度 94.9%	全事業において「役に立った」と回答した割合が80%以上	満足度 95.1%	全事業において「役に立った」と回答した割合が80%以上	
14. その他の関連事業の実施 （若年者就職支援施設の一体的運営に伴う事業等）						
①新規登録者	1,800人	2,145人	1,800人	2,015人	1,800人	
②チーム支援者数	70人	73人	70	72人	70人	
③就活クラブ参加者数	100人	112人	100人	132人	100人	

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	準備		・「若者応援企業宣言」広報・ハフティ作成 ・ハフティ作成 ・各種情報誌への広告掲載	・ハフティ、チラシ作成 ・各種情報誌等への広告掲載			・ハフティ作成 ・各種情報誌等への広告掲載			準備	・新聞等への広告掲載	
② 若年者に対する企業説明会・就職支援ガイダンスの実施	準備・広報	企業説明会開催（青森・八戸）	企業説明会開催（青森・弘前）	企業説明会開催（青森・弘前）	準備・広報	企業説明会開催（五所川原）	準備・広報 企業面談会開催（青森・弘前）	企業面談会開催（青森・八戸）		就職支援ガイダンス開催（青森・弘前・八戸）	準備・広報	企業説明会開催（弘前・八戸）
③ 若年者に対する中小企業職場見学会等の実施	準備		・職場見学会の開催（青森市内）【～2月】 ・フォーラム、交流会等の開催（弘前・八戸の各学院大学、八戸工業大にて開催）【7月～12月】									
④ 若年求職者に対する職場実習機会の確保	準備・広報											
⑤ 若年者による集团的就職活動の支援	準備・広報		交流会「就くには？サロン」開催			準備・広報	交流会「就くには？サロン」開催	準備・広報		就職支援ミニセミナー開催 ・サテライトスポットでのミニセミナー開催		
⑥ ネットカウンセリングの実施			随時対応（E-mailによる対応）									
⑦ フリーター等に対する就職支援	準備・広報											
⑧ 年長フリーター等に対する就職支援	準備											
⑨ 内定者に対する講習会の実施										調整・準備		講習会の開催（県内各地）
⑩ 若年労働者の職場定着促進に関する支援	準備・調整											
⑪ ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援					準備		合同研修・交流会開催		情報交換等			
⑫ 高校中退者に対する就職支援			準備	セミナー開催	準備	セミナー開催	準備	セミナー開催				結果検証
⑬ サービス向上等のための取組（職業適性診断）の実施	準備・調整											
⑭ 若年者就職支援施設の一体的運営に伴う事業の実施			・総合案内窓口の運営 ・1day就勝クラブ（セミナー）の開催 ・チーム支援（ハローワーク、サポステ、ジョブカフェの3機関で構成されたチームによる集約的就職支援）									

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等		準備	・チラシ、ハフティ作成 ・各種情報誌に広報掲載			準備	・チラシ、ハフティ作成 ・各種情報誌等への広告掲載	準備		・「若者応援企業宣言」広報 ・ハフティの作成		
② 若年者に対する企業説明会・就職支援ガイダンスの実施	準備	企業説明会開催（八戸）	企業説明会開催（青森）	企業説明会開催（青森・弘前・八戸・むつ）	準備・広報	企業面談会開催（青森）	準備・広報	企業面談会開催（青森・弘前・八戸）		準備	企業支援ガイダンス開催（青森・弘前・八戸）	
③ 若年者に対する中小企業職場見学会等の実施	準備		・職場見学会の開催（青森市内）【6月～2月】									
④ 若年求職者に対する職場実習機会の確保	準備・広報											
⑤ 若年者による集团的就職活動の支援	準備・広報		交流会「就くには？サロン」開催 ・特715スポットでのミニセミナー開催 ・就職支援センター開催			準備・広報	交流会「就くには？サロン」開催 ・特715スポットでのミニセミナー開催	準備・広報		就職支援センター開催 ・特715スポットでのミニセミナー開催		
⑥ ネットカウンセリングの実施			随時対応（E-mailによる対応）									
⑦ フリーター等に対する就職支援	準備・広報											
⑧ 年長フリーター等に対する就職支援	準備											
⑨ 内定者に対する講習会の実施										調整・準備		講習会の開催（県内各地）
⑩ 若年労働者の職場定着促進に関する支援	準備・調整											
⑪ ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援					準備		合同研修・交流会開催		情報交換等			
⑫ 高校中退者に対する就職支援			準備	セミナー開催								結果検証
⑬ サービス向上等のための取組（職業適性診断）の実施	準備・調整											
⑭ 若年者就職支援施設の一体的運営に伴う事業の実施			・総合案内窓口の運営 ・1day就勝クラブ（セミナー）の開催 ・チーム支援（ハローワーク、サポステ、ジョブカフェの3機関で構成されたチームによる集約的就職支援）									

若年者地域連携事業 年間計画 【平成29年度】

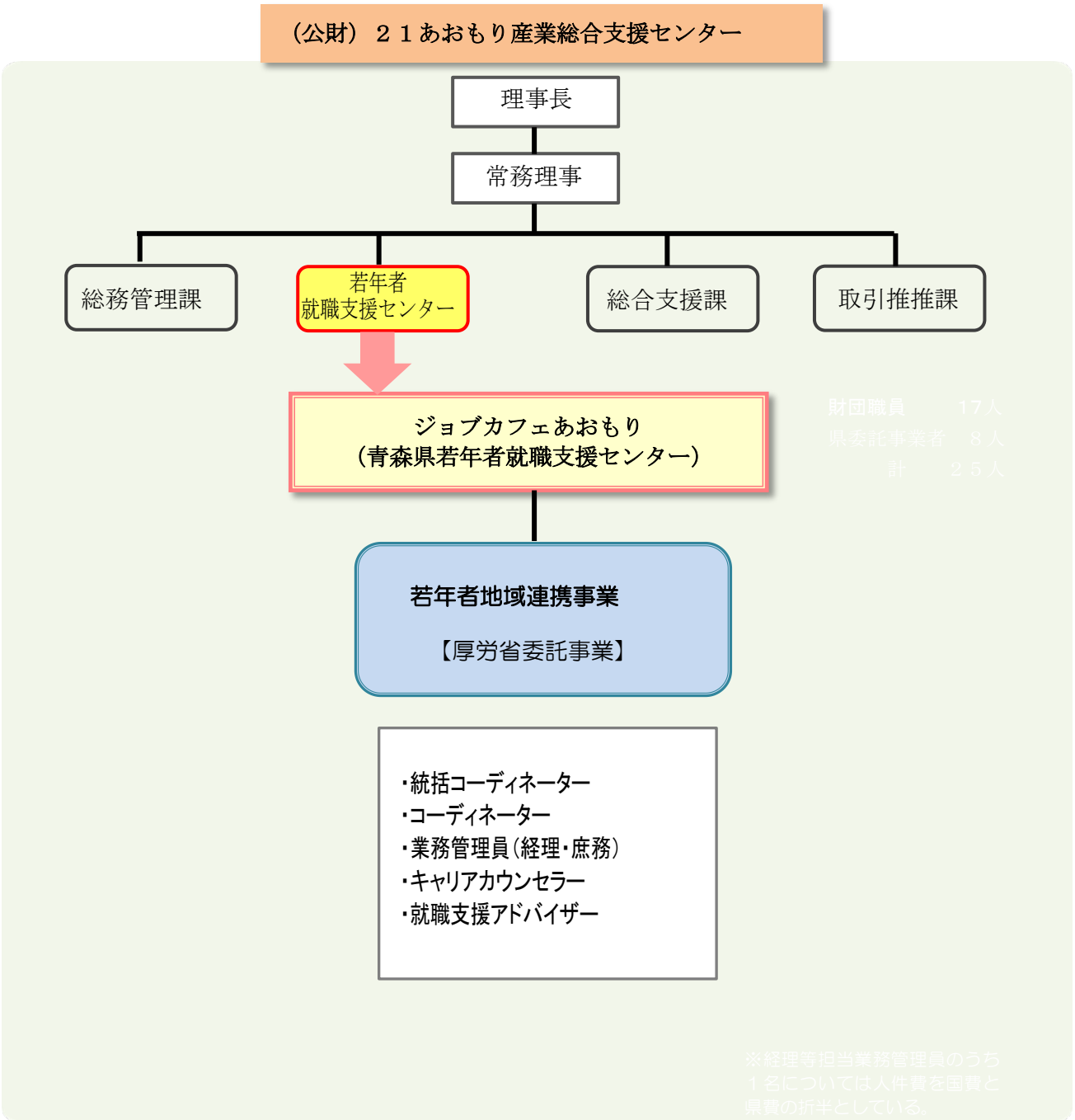
別添3

事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	準備	・パンフレット作成	・ウェブサイト、パンフレット作成 ・情報誌への広告掲載	「若者応援企業賞」応募 ・パンフレット作成		準備	・パンフレット作成 ・各種情報誌への広告掲載	・パンフレット作成	・パンフレット作成			
② 若年者に対する企業説明会・就職支援ガイダンスの実施	準備・広報		企業説明会開催（青森） 就職支援ガイダンス開催（弘前）	企業説明会開催（青森・弘前・八戸・奥五・むつ）	準備・広報		企業説明会開催（青森・八戸）	企業説明会開催（青森・弘前）	準備・広報	就職支援ガイダンス開催（青森・弘前・八戸）	企業説明会開催（青森・弘前・八戸）	
③ 若年者に対する中小企業職場見学会等の実施	準備		・職場見学会の開催（青森市内）【6月～2月】 ・交流会等の開催【8月～2月】									
④ 若年求職者に対する職場実習機会の確保	準備・広報	実習実施【応募により随時実施】 ※1日～10日/回										
⑤ 若年者による集团的就職活動の支援	準備・広報 ・（はな）の開催	準備・広報 ・交流会「就くには？わ」開催	交流会「就くには？サロン」開催	準備・広報 ・（はな）の開催			「就くには？サロン」開催 ・（はな）の開催	準備・広報	・就職支援ミニセミナー開催 ・オンラインスポットでのミニセミナー開催			
⑥ ネットカウンセリングの実施	随時対応（E-mailによる対応）											
⑦ フリーター等に対する就職支援	準備・広報	・交流会の開催【6月～2月】 ・セミナーの開催【6月～2月】 ・企業見学会の開催【6月～2月】 ※青森・弘前・八戸の各サポートステーションとの共催事業										
⑧ 年長フリーター等に対する就職支援	準備	・セミナーの開催 ・相談会の開催 ※青森・弘前・八戸の各サポートステーションとの共催事業										
⑨ 内定者に対する講習会の実施									調整・準備	講習会の開催（県内各地）		
⑩ 若年労働者の職場定着促進に関する支援	準備・広報 若手社員教育セミナー及び情報交換会の開催（県内各地）											
⑪ ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援				準備					準備			
⑫ 高校中退者に対する就職支援			準備	随時開催								結果検証
⑬ サービス向上等のための取組（職業適性診断）の実施	準備・調整	移動サテライトによる職業適性診断の実施（県内各地：各企業説明会、学祭、就職支援ガイダンス等）										
⑭ 若年者就職支援施設の一体的運営に伴う事業の実施	・総合案内窓口の運営 ・1day就労クラブ（セミナー）の開催 ・チーム支援（ハローワーク、サポート、ジョブカフェの3機関で構成されたチームによる集团的就職支援）											

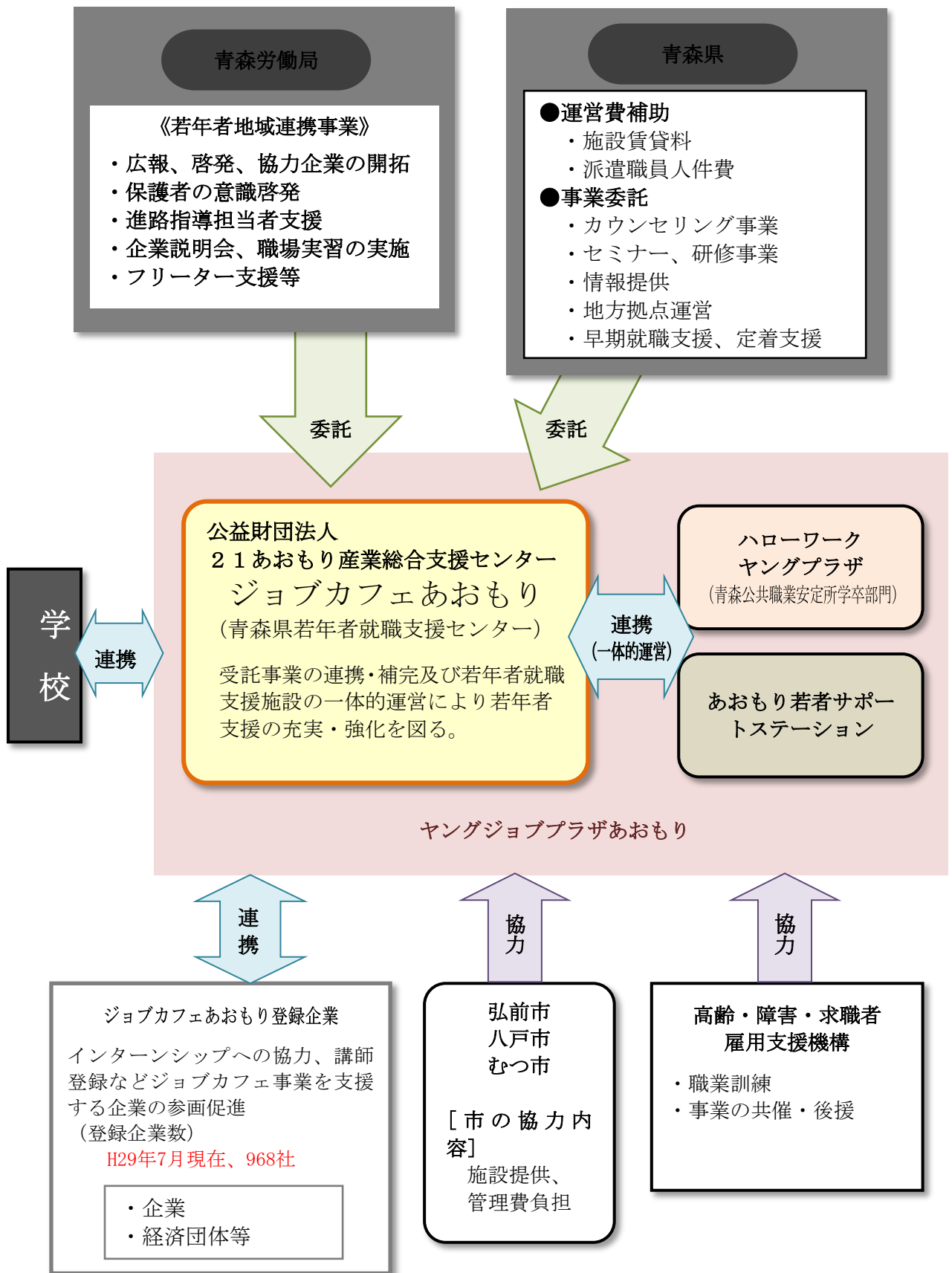
組 織 体 制

- ① 県職員： 2人（(公財) 21あおもり産業総合支援センター派遣、県費）
 - ② 受託事業により雇用： 15人（厚生労働省費 8.5人、県費 6.5人）
 - ③ 県直接委託先： 8人（県費）
- 計 25人**

組 織 図



運 営 体 制



関係機関との連携体制

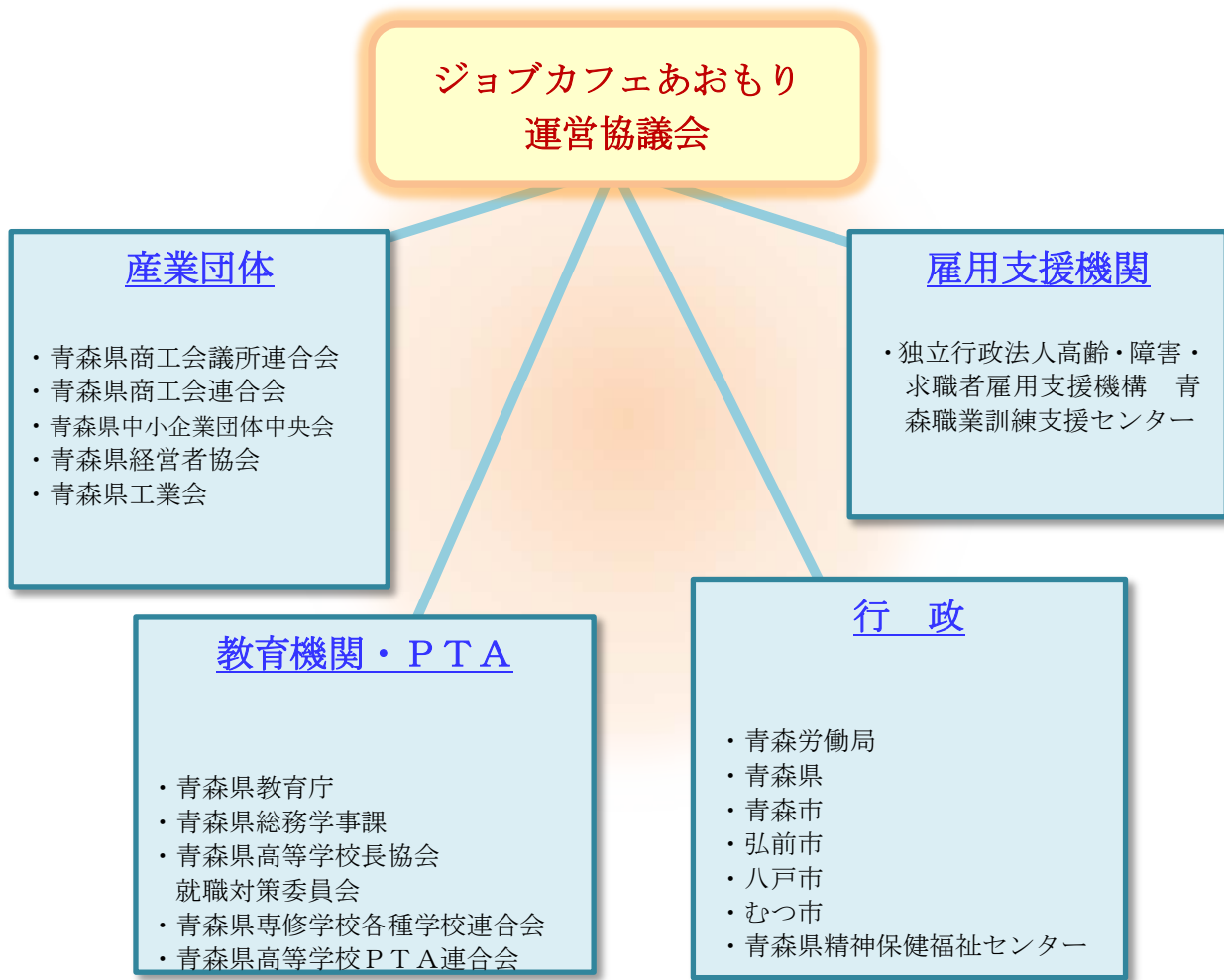
ジョブカフェあおもり運営協議会

平成16年度に公益財団法人21あおもり産業総合支援センターが
「ジョブカフェあおもり運営協議会」を設置し、年1回程度開催

〈協議内容〉

事業計画について、連携方法の確認、協働による事業の実施等

【ジョブカフェあおもり運営協議会構成メンバー】



従来の実施状況に関する情報の開示（東京）

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	30,678	28,988	31,962
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		30,678	28,988	31,962
参考値 (b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		30,678	28,988	31,962

(注記事項)

委託費の内訳は以下のとおり。

	平成27年度(実績額)	平成28年度(実績額)	平成29年度(契約額)
1. 人件費	8,594千円	8,213千円	8,594千円
・ 人件費	7,382千円	7,113千円	7,442千円
・ 諸税及び負担金	1,212千円	1,100千円	1,152千円
2. 管理費	4,439千円	2,907千円	3,725千円
・ 福利厚生費	110千円	95千円	12千円
・ 旅費	7千円	1千円	9千円
・ 庁費	4,322千円	2,811千円	3,704千円
3. 事業費	15,373千円	15,721千円	17,275千円
・ 若年者に対する企業説明会の実施	564千円	665千円	645千円
・ 若年者による集团的就職活動の支援	1,963千円	2,073千円	2,695千円
・ ネットカウンセリングの実施	1,465千円	1,208千円	1,481千円
・ フリーター等に対する就職支援	10,908千円	11,055千円	12,183千円
・ 高校中退者に対する就職支援対策	366千円	603千円	121千円
・ サービス向上等のための取組の実施	107千円	117千円	150千円
3. 消費税	2,272千円	2,147千円	2,368千円
計	30,678千円	28,988千円	31,962千円

中退者支援：参加者確保のための周知広報強化

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成27年度	平28年度	平成29年度
常勤職員	4	4	4
コーディネーター	1	1	1
事務員	3	3	3
非常勤職員	0	0	0

※コーディネーターについては、2名従事しているが、当該事業への関与割合は、それぞれ全業務量の5割程度を占めているため、0.5人+0.5人で1名としている。

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・セミナー、イベント等の企画、運営に従事した経験があること。
- ・コーディネーターについては、事業運営に関して関係者（東京労働局、東京都、経済団体、学校、区市町村等）との調整能力を有しており、雇用労働情勢に明るいこと。
- ・事務員については、事務作業に必要なパソコン操作のスキル（ワード・エクセル等）を有していること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

別添1の年間計画のとおり

セミナー等については毎月実施しており、特に繁閑の時期は無い。

(注記事項)

3 従来の実施に要した施設及び設備

【従来の実施に要した施設・設備】

施設：セミナー室（約80㎡）・バックヤード（財団事務室、都費職員と兼用）

設備：セミナー用机・椅子（40人分）、ホワイトボード（3台）、職員用机・椅子・パソコン（3人分）、
複写機（1台）

【貸与できる施設・設備】

施設：セミナー室（約80㎡）

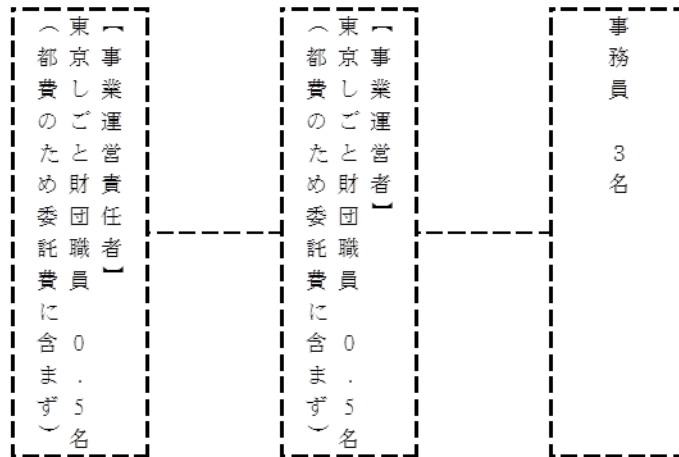
設備：セミナー用机・椅子（40人分）、ホワイトボード（3台）

（注記事項）

上記の貸与できる施設・設備については、経費は不要

4 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）



現行受託者の体制図は別添2、東京都との関係は別添3参照

年度別の事業実績について

別添4参照

（注記事項）

若年者地域連携事業内容（平成27～29年度）

別添 1

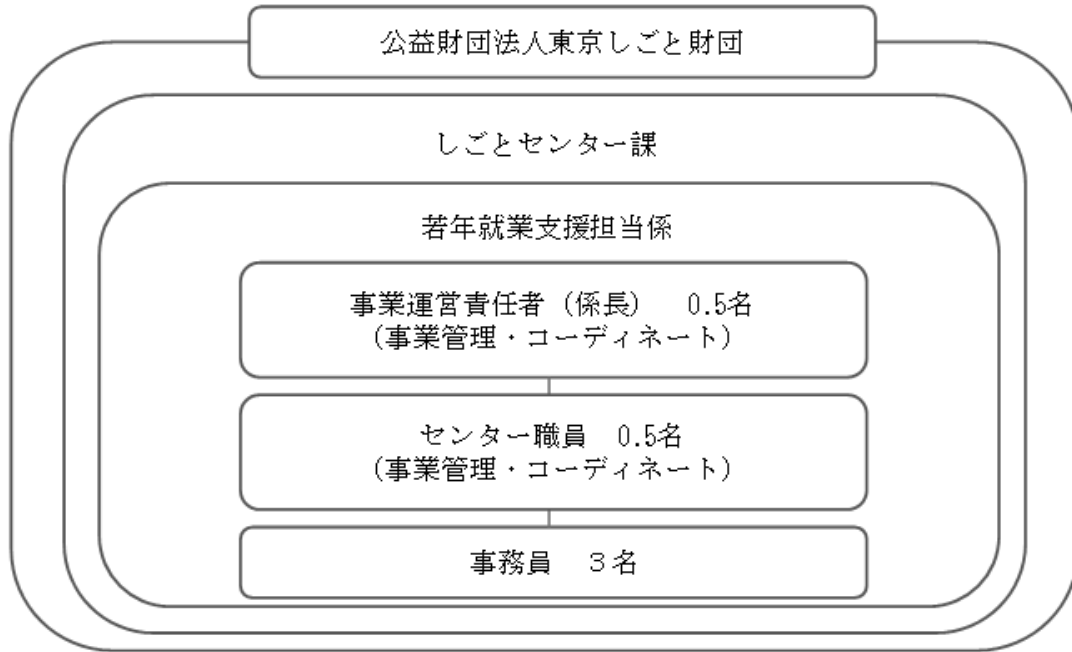
平成27年度

区分	セミナー名	時間	定員	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
就活基礎セミナー	就活の進め方	10 14 - 13 17	12	4月27日(月)	5月11日(月)	6月9日(火)	7月8日(水)	8月19日(水)	9月24日(木)	10月14日(水)	11月20日(金)	12月16日(水)	1月27日(水)	2月24日(木)	3月10日(木)
	自己理解	10 14 - 13 17	20	4月23日(木)	5月11日(月)	6月9日(火)	7月8日(水)	8月7日(金)	9月9日(水)	10月8日(木)	11月5日(木)	12月4日(金)	1月8日(金)	2月15日(月)	3月16日(水)
	応募書類の書き方	10 - 17	15	4月14日(火) 4月28日(火)	5月21日(木)	6月6日(金) 6月18日(木)	7月16日(木)	8月10日(月) 8月26日(水)	9月15日(火)	10月19日(月)	11月24日(火)	12月21日(月)	1月20日(水)	2月19日(金)	3月2日(水) 3月24日(木)
基礎&ステップ	しごと研究	14 14:30 - 16 16:30	20					8月8日(土)		10月9日(金)	11月21日(土)		1月23日(土)	2月18日(木)	3月5日(土)
	決まる面接講座 午前：応募書類 午後：模擬面接	11 14 - 17 17	15		5月29日(金)	6月22日(月)	7月15日(水)	8月6日(木)	9月14日(月)	10月26日(月)		12月7日(月)	1月18日(月)	2月12日(金)	3月9日(水)
	就活必須マナー	10 14 - 13 17	15		5月13日(水)		7月13日(月)	8月7日(金)		10月9日(金)		12月4日		2月18日(木)	
ステップアップセミナー	模擬面接	11 - 17	15	4月21日(火)	5月8日(金)	6月8日(月)	7月6日(月)	8月17日(月)	9月11日(金)	10月7日(水)	11月18日(水)	12月15日(火)	1月7日(木)	2月4日(木)	3月26日(金)
					5月26日(火)		7月21日(火)		9月29日(火)	10月23日(金)			1月22日(金)	2月25日(水)	
社会人基礎力セミナー	SPI (分野別ABC)	10 - 13	15	4月23日(木)	5月13日(水)	6月12日(金)	7月10日(金)	8月19日(水)	9月9日(水)	10月22日(木)	11月17日(火)	12月11日(金)	1月8日(金)	2月15日(月)	3月22日(火)
	SPI (総合)	10 - 13	20				7月18日(土)	8月8日(土)	9月19日(土)		11月21日(土)		1月23日(土)	2月13日(土)	
	セルフマネジメント	セミナー毎に設定	20			6月17日(水)	7月23日(木)		9月17日(木)	10月16日(金)				2月3日(水)	3月4日(金)
	印象力アップ講座	10 - 17	20	4月24日(金)		6月10日(水)			9月16日(水)		11月26日(木)		1月21日(木)		3月23日(水)
しごと強化ゼミ	チーム力強化ゼミ 3日間×年4回	10 - 17	20			6月19日(金) 6月23日(火) 6月25日(木)			9月8日(火) 9月10日(木) 9月14日(月)		11月10日(火) 11月12日(木) 11月16日(月)			2月10日(水) 2月12日(金) 2月16日(火)	
	コミュニケーション上達法 聴き方伝え方講座	10 14 - 13 17	20	4月20日(月)	5月15日(金)	6月16日(火)	7月13日(月)	8月26日(火)	9月24日(木)	10月8日(木)	11月17日(火)	12月11日(金)	1月12日(火)	2月3日(水)	3月16日(水)
	面接直前		40				7月3日(金)		9月4日(金)		11月5日(木)				3月10日(木)
啓発セミナー	単独		30				7月9日(木)	8月31日(月)				12月5日(土)		2月1日(月)	
	共催		セミナー毎に設定			6月30日(火)		8月21日(金)			11月11日(水)	12月2日(木)			
			セミナー毎に設定					8月21日(金)							
高校中退 ミニ企業説明会	始めよう！はじめの一步 ～将来・未来に繋ぐ道～	13:30 - 16:00	15						9月26日(土)						3月19日(土)
			5社 15名		5月28日(木)		7月17日(金) 午前 7月17日(金) 午後		9月25日(金)			12月9日(水)		2月5日(金)	2月22日(月) 2月24日(水)

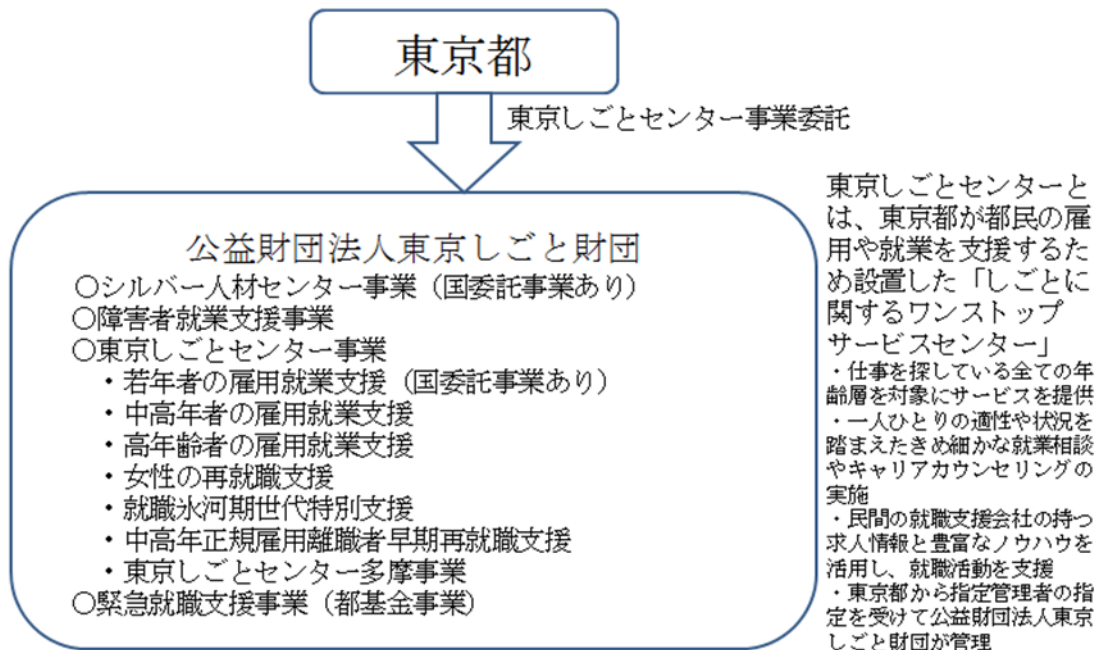
平成28年度																
区分	セミナー名	時間	定員	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
就活基礎セミナー	就活の進め方	10 14 - 13 17	12	4月14日(木)	5月17日(火)	6月22日(水)	7月21日(木)	8月23日(火)	9月21日(水)	10月26日(木)	11月28日(月)	12月16日(金)	1月25日(水)	2月28日(火)	3月22日(水)	
	自己理解	10 14 - 13 17	20	4月20日(水)	5月11日(水)	6月9日(木)	7月13日(木)	8月16日(火)	9月6日(火)	10月12日(水)	11月11日(金)	12月15日(木)	1月11日(水)	2月7日(火)	3月7日(火)	
	応募書類の書き方	9:30 - 16:30	15	4月28日(火)	5月24日(火)	6月10日(金)	7月6日(水)	8月5日(金)	9月14日(水)	10月3日(月)	11月21日(月)	12月7日(水)	1月18日(水)	2月2日(木)	3月8日(水)	
	しごと研究	セミナー毎に設定	20	4月14日(木)				8月24日(水)		10月24日(月)				2月15日(水)	3月24日(金)	
基礎&ステップ	これで完成！ 応募書類&面接講座 ～実践編～ 午前：応募書類 午後：模擬面接	10 - 16	15	4月28日(木)	5月31日(火)	6月16日(木)	7月15日(金)	8月31日(水)	9月15日(木)	10月31日(月)	11月25日(金)			2月21日(火)	3月17日(金)	
ステップアップセミナー	就活必須マナー	10 14 - 13 17	15	4月18日(月)	5月17日(火)	6月22日(水)	7月13日(水)							2月7日(火)	3月16日(木)	
	模擬面接	10 - 16	15	4月15日(金)	5月12日(木)	6月14日(火)	7月14日(木)	8月19日(金)	9月13日(火)	10月13日(木)	11月10日(木)	12月8日(木)	1月13日(金)	2月3日(金)	3月9日(木)	
	SPI (分野別ABC)	10 14 - 13 17	15	4月20日(水)	5月11日(水)	6月9日(木)	7月5日(火)		9月6日(火)	10月18日(火)	11月11日(金)			1月26日(木)	2月20日(月)	3月7日(火)
	SPI (総合)	10 14 - 13 17	20		5月28日(土)			8月16日(火)		10月4日(火)		12月15日(木)		2月23日(木)	3月21日(火)	
社会人基礎力セミナー	セルフマネジメント	セミナー毎に設定	20	4月11日(月)			7月26日(火)	8月2日 14-17			11月8日(火)	12月21日(水)	1月30日(月)	2月1日(水)	3月13日(木)	
	ビジネスマナー	10 14 - 13 17	20	4月27日(水)	5月20日(金)	6月20日(月)	7月5日(火)	8月25日(木)	9月12日(月)	10月18日(火)	11月19日(土)	12月20日(火)	1月25日(水)	2月28日(火)	3月21日(火)	
しごと力強化ゼミ	採用される人になる！3日間 3日間×年4回	10 - 17	20			6月1日(水) 6月3日(金) 6月7日(火)			9月5日(月) 9月7日(水) 9月9日(金)		11月14日(月) 11月16日(水) 11月18日(金)		1月24日(火) 1月27日(金) 1月31日(火)			
コミュニケーション上達法	聴き方伝え方講座	10 14 - 13 17	20	4月27日(水)	5月25日(水)	6月24日(金)	7月20日(水)	8月23日(火)	9月21日(水)	10月12日(水)	11月28日(月)	12月16日(金)	1月26日(木)	2月20日(月)	3月14日(火)	
啓発セミナー	面接直前		40				7月7日(木)		9月1日(木)	10月27日(木)					3月2日(木)	
	単独	セミナー毎に設定	30		5月13日(金)			8月18日(木)						1月19日(木)	3月10日(金)	
					5月13日(金)									3月23日(木)		
					5月9日(月)											
共催		セミナー毎に設定					8月26日(金)			11月7日(月)	12月13日(火)	1月25日(水)				
高校中退	始めよう！はじめの一步 ～将来・未来に繋ぐ道～	13:30 - 16:00	30				7月23日(土)								3月18日(土)	
ミニ企業説明会	説明会毎に設定		5社 16名		6月21日(火)	7月29日(金)			9月30日(金)	10月14日(金)	11月15日(火)	12月2日(金)		2月10日(金) 2月14日(火)		

平成29年度																
区分	セミナー名	時間	定員	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
就活基礎セミナー	就活の進め方	10 14 - 13 17	12	4月8日(土)	5月11日(木)	6月8日(木)	7月10日(月)	8月3日(木)	9月14日(木)	10月16日(月)	11月1日(水)	12月4日(月)	1月9日(火)	2月1日(木)	3月1日(木)	
	自己分析	10 14 - 13 17	20	4月6日(木)	5月16日(火)	6月8日(木)	7月10日(月)	8月3日(木)	9月11日(月)	10月17日(火)	11月1日(水)	12月7日(木)	1月19日(金)	2月1日(木)	3月1日(木)	
				4月25日(火)	5月30日(火)	6月26日(月)	7月21日(金)					2月24日(土)	3月14日(水)			
	応募書類の書き方	9:30 - 16:30	15	4月19日(木)	5月18日(木)	6月3日(土)	7月14日(金)	8月7日(月)	9月21日(木)	10月20日(金)	11月2日(木)	12月11日(月)	1月10日(水)	2月13日(火)	3月3日(土)	
しごとと研究	セミナー毎に設定	20	4月8日(土)			7月5日(水)	8月24日(木)	9月1日(金)	10月25日(水)	11月13日(月)	12月4日(月)	1月11日(木)	2月6日(火)	3月12日(月)		
													2月7日(水)			
														2月13日(火)		
基礎&ステップ	ここで完成！ 応募書類&面接対策 ～進路編～ 午前：応募書類 午後：模擬面接	10 - 16	15	4月28日(金)	5月23日(火)	6月30日(金)	7月27日(木)	8月31日(木)	9月25日(月)	10月26日(木)	11月30日(木)	12月22日(金)	1月25日(木)	2月23日(金)	3月26日(月)	
ステップアップセミナー	就活必須マナー	10 14 - 13 17	15	4月18日(火)	5月11日(木)	6月6日(火)	7月26日(水)	8月10日(木)	9月1日(金)	10月2日(月)	11月13日(月)	12月5日(火)	1月31日(水)	2月14日(水)	3月14日(水)	
	模擬面接	10 - 16	15	4月7日(金)	5月9日(火)	6月9日(金)	7月20日(木)	8月8日(火)	9月28日(木)	10月11日(木)	11月20日(月)	12月14日(木)	1月18日(木)	2月16日(金)	3月13日(火)	
				4月17日(月)	5月29日(月)	6月20日(火)										
	実践！模擬面接	10 - 16	15		5月17日(水)										2月28日(水)	
	SPI3(言語・非言語①)	14 - 17	15	4月10日(月)		6月7日(水)										3月12日(月)
SPI3(非言語②)	14 - 17	15	4月21日(金)	5月26日(金)										2月14日(水)		
社会人基礎力セミナー	セルフマネジメント	セミナー毎に設定	20	4月13日(木)	5月24日(水)	6月23日(金)	7月5日(水)	8月29日(火)		10月23日(月)	11月8日(火)	12月15日(金)	1月24日(水)	2月21日(水)	3月20日(火)	
							7月25日(火)					12月21日(木)				
	ビジネスマナー	10 14 - 13 17	20	4月12日(水)	5月26日(金)			8月22日(火)	9月13日(水)					2月2日(金)	3月5日(月)	
しごと力強化ゼミ	採用される人になる！3日間 3日間×年4回	10 - 17	20			6月14日(水) 6月16日(金) 6月19日(月)			9月20日(水) 9月22日(金) 9月26日(火)		11月21日(火) 11月24日(金) 11月27日(月)		1月12日(金) 1月15日(月) 1月17日(水)			
コミュニケーション上達法	聴き方伝え方講座	10 14 - 13 17	20	4月18日(火)	5月16日(火)	6月22日(木)	7月26日(水)	8月24日(木)	9月11日(月)	10月16日(月)	11月8日(木)	12月5日(火)	1月9日(火)	2月2日(金)	3月5日(月)	
啓発セミナー	面接直前	セミナー毎に設定	40				7月6日(木)		9月7日(木)		11月9日(木)				3月7日(水)	
	単独		30	4月20日(木)						10月13日(金)		12月19日(火)		2月12日(月)	3月22日(木)	
				4月27日(木)										2月20日(火)	3月27日(火)	
共催	セミナー毎に設定						8月25日(金)			11月17日(金)	12月13日(水)					
高校中退	始めよう！はじめの一步 ～将来・未来に繋ぐ道～	13:30 - 16:00	15				7月22日(土)								3月17日(土)	
ミニ企業説明会		説明会毎に設定		5社 15名		6月12日(月)	7月31日(月)		9月19日(火)	10月10日(火)	11月22日(水)	12月8日(金)		2月9日(金)		
												12月20日(水)				

公益財団法人東京しごと財団
若年者地域連携事業運営体制



東京都 と 東京しごと財団 の関係



若年者地域連携事業実施状況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
若年者に対する企業説明会						
	実施回数	5回以上	8	5回以上	8	5回以上
	事業所数	各回3~4社	40	各回3~4社	40	各回3~4社
	参加者数	75人以上	226	75人以上	154	75人以上
若年者による集団的就職活動の支援						
	コミュニケーション上達法					
	実施回数	8回以上	12	8回以上	12	8回以上
	参加者数	160人以上	266	160人以上	227	160人以上
	しごと力強化ゼミ					
	実施回数	20回以上	24	20回以上	24	20回以上
	参加者数	400人以上	381	400人以上	354	400人以上
ネットカウンセリングの実施						
	利用者数					
フリーターに対する就職支援						
	就活基礎セミナー					
	実施回数	60回以上	78	60回以上	78	60回以上
	参加者数	900人以上	1,428	900人以上	1,269	900人以上
	ステップアップセミナー					
	実施回数	55回以上	70	55回以上	70	55回以上
	参加者数	880人以上	1,198	880人以上	1,108	880人以上
	社会人養成セミナー					
	実施回数	20回以上	24	20回以上	24	20回以上
	参加者数	400人以上	459	400人以上	492	400人以上
	啓発セミナー					
	実施回数	15回以上	18	15回以上	18	15回以上
	参加者数	570人以上	685	570人以上	526	570人以上
ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援						
	数値目標なし					
高校中退者に対する就職支援						
	グループワーク					
	実施回数	1回以上	2	1回以上	2	1回以上
	参加者数	10人以上	46	10人以上	40	10人以上
サービス向上等のための取組の実施						
	アンケート調査					
	実施回数	5回以上	5	5回以上	5	5回以上
	対象件数	2,500人以上	5,759	2,500人以上	6,012	2,500人以上

従来の実施状況に関する情報の開示(大阪)

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	33,177	35,996	35,996
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)				
参考値	減価償却費			
	退職給付費用			
(b)	間接部門費			
(a)+(b)		33,177	35,996	35,996

(注記事項)

委託費の内訳は以下のとおり。

	平成27年度(実績額)	平成28年度(実績額)	平成29年度(契約額)
1. 人件費	16,665	16,665	16,665
2. 一般管理費	2,764	2,886	2,886
3. 事業費	11,290	13,779	13,779
(1)若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	1,145	953	910
(2)若年者に対する企業説明会の実施	2,074	2,965	1,827
(3)若年者に対する中小企業職場見学会の実施	655	735	731
(4)若年者に対する職場実習機会の確保	528	498	642
(5)若年者による集団的就職活動支援	2,769	2,147	2,525
(7)フリーターに対する就職支援	352	521	800
(8)年長フリーター等に対する就職支援	26	8	37
(9)内定者に対する講習会の実施	360	351	484
(10)若年労働者の職場定着促進に関する支援	1,377	1,544	2,394
(12)高校中退者に対する就職支援	758	531	1,605
(14)その他関連事業	424	1,565	1,824
(15)共通事業経費	822	1,961	
4. 消費税	2,458	2,666	2,666
計	33,177	35,996	35,996

実績の増減の要因(業務量の変動等)

3 (1)若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	28年度は(2)の事業で開催した企業向けの事前説明会と同時開催し、このメニューとしては会場費用等がかからなかったため
(2)若年者に対する企業説明会の実施	27年度は他事業と連携して合同企業説明会を開催したため、会場費用等の支出を節減できたが、28年度は単独で開催したため
(5)若年者による集団的就職活動支援	チラシ制作の効率化及び、利用者の利便性を考慮し、支援プログラムの実施時間を短縮したため
(10)若年労働者の職場定着促進に関する支援	27年度は他事業と連携して交流会を開催したため、会場費用等の支出を節減できたが、28年度は単独で開催したため
(12)高校中退者に対する就職支援	27年度は無償で実施できたが、28年度は謝金が発生したため
(14)その他関連事業	セミナー、イベントの回数を増やし、広報にも力を入れたため
(15)共通事業経費	広報強化のためホームページのデザイン変更等をおこなったため

2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
常勤職員	4.7	4.5	
コーディネーター	4.2	3.4	
キャリアカウンセラー	0.5	1.1	
非常勤職員	0	0	

(業務従事者に求められる知識・経験等)
 ・セミナー、イベント等の企画、運営に従事した経験があること。
 ・事務作業に必要なパソコンのスキル(ワード・エクセル等)を有していること。
 ・コーディネーターについては、事業運営に関して関係者(労働局、(都道府)県、経済団体、学校、市町村等)との調整能力を有しており、雇用労働情勢に明るいこと。
 ・キャリアカウンセラーについては、若年者の就職支援経験があり、キャリアカウンセラー等の有資格者であること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

【27年度実施スケジュール】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	①-1						①-1		①-2			
② 若年者に対する企業説明会の実施	●						●					
③ 若年者に対する中小企業職場見学会の実施			●		●		●		●		●	
④ 若年者に対する職場実習機会の確保	●		●		●		●		●			
⑤ 若年者による集团的就職活動の支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
⑦ フリーターに対する就職支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
⑧ 年長フリーター等に対する就職支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑨ 内定者に対する講習会の実施											●	●
⑩ 若年労働者の職場定着促進に関する支援			⑩-1				⑩-1				⑩-1	
		⑩-3		⑩-3		⑩-3		⑩-3		⑩-3		
⑫ 高校中退者に対する就職支援	⑫-2								⑫-1		⑫-1	
		⑫-3		⑫-3		⑫-3		⑫-3		⑫-3		
	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4
⑭ その他関連事業	⑭-1	⑭-1	⑭-1	⑭-1	⑭-1	⑭-1	⑭-1	⑭-1	⑭-1	⑭-1	⑭-1	⑭-1
		⑭-2 中規模				⑭-2 中規模		⑭-2 中規模			⑭-2 中規模	
									⑭-2 大規模			

【28年度実施スケジュール】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	①-1						①-1		①-2			
② 若年者に対する企業説明会の実施	●						●					
③ 若年者に対する中小企業職場見学会の実施			●		●		●		●		●	
④ 若年者に対する職場実習機会の確保				●		●		●		●		●
⑤ 若年者による集団的就職活動の支援			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑦ フリーターに対する就職支援		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑧ 年長フリーター等に対する就職支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑨ 内定者に対する講習会の実施											●	●
⑩ 若年労働者の職場定着促進に関する支援			⑩-1				⑩-1		⑩-1		⑩-1	
		⑩-3		⑩-3			⑩-3		⑩-3		⑩-3	
	⑫-2									⑫-1		⑫-1
⑫ 高校中退者に対する就職支援	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2
	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4
	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1
⑬ その他関連事業		⑬-2 中規模					⑬-2 中規模		⑬-2 中規模		⑬-2 中規模	
									⑬-2 大規模			

【29年度実施スケジュール】

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等	①-1						①-1		①-2			
② 若年者に対する企業説明会の実施	●						●					
③ 若年者に対する中小企業職場見学会の実施			●		●		●		●		●	
④ 若年者に対する職場実習機会の確保	●		●		●		●		●			
⑤ 若年者による集団的就職活動の支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
⑦ フリーターに対する就職支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
⑧ 年長フリーター等に対する就職支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑨ 内定者に対する講習会の実施											●	●
⑩ 若年労働者の職場定着促進に関する支援			⑩-1				⑩-1		⑩-1		⑩-1	
		⑩-3		⑩-3			⑩-3		⑩-3		⑩-3	
	⑫-2									⑫-1		⑫-1
⑫ 高校中退者に対する就職支援	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2	⑫-2
	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4	⑫-4
	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1	⑬-1
⑬ その他関連事業		⑬-2 中規模					⑬-2 中規模		⑬-2 中規模		⑬-2 中規模	
									⑬-2 大規模			

(注記事項)

算定方法

各年度に従事した職員の総労働時間(平成27年度:コーディネーター 8,072時間、カウンセラー 1,016時間、平成28年度:コーディネーター 6,596時間、カウンセラー 2,053時間)と常勤職員1人当たりの年間労働時間(1,944時間)から算出。

実績の増減の要因(業務量の変動等)

カウンセラーの実績の増加要因は、年長フリーター等に対するカウンセリング業務が増加したため。

3 従来の実施に要した施設及び設備

【事業者施設】 セミナー室(約30～250㎡)※1、バックヤード
【大阪府施設】 カウンセリングブース(約3㎡)※2
【事業者設備及び主な物品】 セミナー用机・椅子(10～100人分)※1、ホワイトボード(1～2台)、職員用机・椅子・パソコン(6人分)、複写機(2台)、電話機(台)、スクリーン・プロジェクター・パーテーション
【大阪府施設】 カウンター1台、椅子2脚、パーテーション※2
(注記事項) 維持管理の経費の従来の実績は以下の通り。 27年度 2,746千円 28年度 2,886千円
※1 セミナー室等は都度借り上げている ※2 府の施設等は無償で使用している

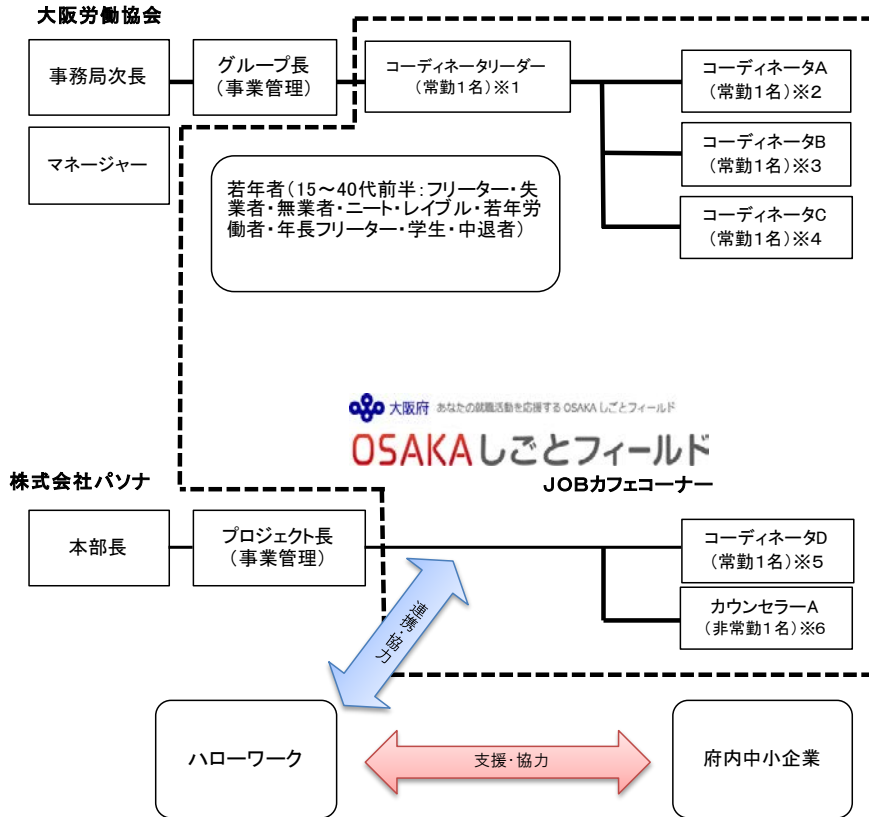
4 従来の実施における目的の達成の程度

年度別の事業実績について	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	目標(数値以上)	実績	目標(数値以上)	実績	目標(数値以上)	実績
1. 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等						
実施社数(社)	10,000	100,134	10,000	10,079	10,000	
実施回数(回)	2	3	2	2	2	
2. 若年者に対する企業説明会の実施						
参加者数(人)	3,000	1,415	3,000	503	3,000	
実施回数(回)	2	2	2	2	2	
3. 若年者に対する中小企業職場見学会の実施						
参加者数(人)	100	89	100	69	100	
実施回数(回)	5	5	5	5	5	
4. 若年者に対する職場実習機会の確保						
参加者数(人)	50	39	50	49	50	
実施回数(回)	5	5	5	5	5	
5. 若年者による集団的就職活動の支援						
参加者数(人)	200	103	200	138	200	
実施回数(回)	5	10	5	10	5	
7. フリーターに対する就職支援						
参加者数(人)	300	231	300	247	300	
8. 年長フリーター等に対する就職支援						
参加者数(人)	400	812	400	935	400	
9. 内定者に対する講習会の実施						
参加者数(人)	50	64	50	76	50	
10. 若年労働者の職場定着促進に関する支援						
参加者数(人)	200	270	200	227	200	
12. 高校中退者に対する就職支援						
参加者数(人)	200	156	200	258	200	
進路決定率(%)	25	26	25	14	25	
14. その他関連事業						
参加者数(人)		466		898		

従来の実施方法
(組織図)

【平成27～29年度若年者地域連携事業 組織体制】

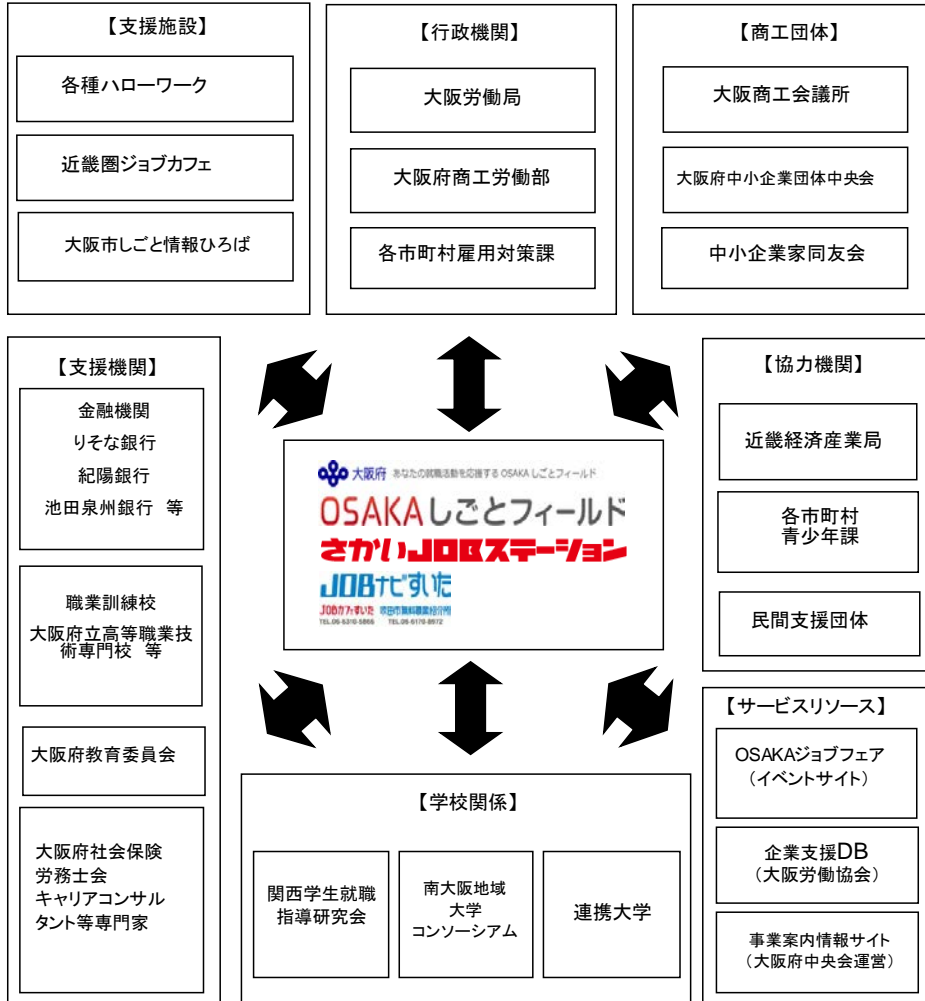
大阪労働協会・パナソニック共同企業体



- ※1 コーディネーター(リーダー:1名)の業務内容
OSAKAしごとフィールド ジョブカフェコーナーを活用した求職者向け支援事業、市町村、地域経済団体及び教育機関等と連携事業と事業全体において企画及び事業統括を行う **苦情対応 個人情報保護**
- ※2 コーディネーターAの業務内容(支援メニュー②③④⑤⑦⑧⑫⑭)
OSAKAしごとフィールド ジョブカフェコーナーを活用した求職者向け支援事業運営および進捗管理を行う **苦情対応**
- ※3 コーディネーターBの業務内容(支援メニュー②③④⑤⑦⑧⑫⑭)
OSAKAしごとフィールド ジョブカフェコーナーを活用した求職者向け支援事業運営および進捗管理を行う **個人情報保護**
- ※4 コーディネーターCの業務内容(支援メニュー①②③④⑤⑨⑩)
OSAKAしごとフィールド ジョブカフェコーナーを活用した中小企業向け支援事業運営および進捗管理を行う **備品管理**
- ※5 コーディネーターDの業務内容(支援メニュー②⑤⑦⑧)
OSAKAしごとフィールド ジョブカフェコーナーを活用した求職者向け支援事業運営および進捗管理を行う **苦情対応 個人情報保護 備品管理**
- ※6 カウンセラーAの業務内容…臨床発達心理士, キャリアカウンセラー(支援メニュー⑦⑧⑫)
OSAKAしごとフィールド ジョブカフェコーナーを活用した求職者向け支援事業において相談業務等を行う

従来の実施方法

【ネットワークマップ】



従来の実施状況に関する情報の開示（福岡）

1 従来の実施に要した経費

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	常勤職員	9,963	10,032	10,124
	非常勤職員	0	0	0
物件費				
委託費等	委託費定額部分	31,037	31,490	32,160
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		31,037	31,490	32,160
参考値 (b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		31,037	31,490	32,160

(注記事項)

委託費の内訳は以下のとおり。

	平成27年度（実績額）	平成28年度（実績額）	平成29年度（契約額）
1. 事業費	18,285千円	18,497千円	19,062千円
・「就職応援フェア」事業	6,095千円	6,107千円	
・「学内合同会社説明会」事業	45千円	10千円	
・「出前型講習会」事業	2,248千円	2,355千円	
・「出前型就職活動セミナー」事業	4,625千円	4,625千円	
・「職場定着促進セミナー」事業	4,994千円	5,156千円	
・「内定者リーフレット」事業	277千円	244千円	
2. 管理費	10,453千円	10,660千円	10,716千円
・人件費	8,625千円	8,626千円	
・諸税及び負担金	1,338千円	1,406千円	
・旅費	73千円	81千円	
・庁費	418千円	546千円	
3. 消費税	2,299千円	2,333千円	2,382千円
計	31,037千円	31,490千円	33,240千円

※平成27、28年度（実績額）については、委託先から労働局に対し提出があった「委託費支出内訳明細書」を基に各項目毎に四捨五入し計上しているため、本表の小計・合計と一致しない箇所がある。

※外部委託（再委託） 「出前型就職活動セミナー事業」及び「職場定着促進セミナー事業」：27年度9,619千円、28年度9,781千円

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
常勤職員	3	3	3
コーディネーター	2	2	2
事務補助員	1	1	1
非常勤職員	0	0	0
算定方法	コーディネーター×2(月給) 事務補助員×1(月給)	コーディネーター×2(月給) 事務補助員×1(月給)	コーディネーター×2(月給) 事務補助員×1(月給)
年度間の増減理由			

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・セミナー、イベント等の企画、運営及び関係者との連絡調整力が求められる。

(業務の繁閑の状況とその対応)

別添1 年間スケジュール (平成27年度～平成29年度)

3 従来の実施に要した施設及び設備

【施設】

施設名称：公益社団法人福岡県雇用対策協会事務室
使用場所：エルガーラビル11F事務室（法人内兼用）
使用面積：（約175㎡）（他の法人業務と兼用）

【設備及び主な物品】

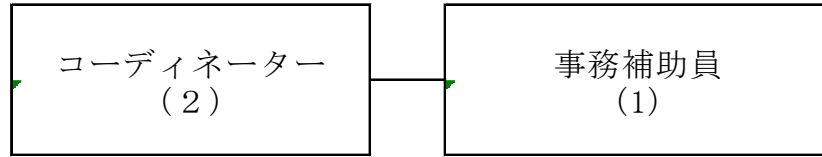
職員用机・椅子・パソコン（コーディネーター2人分、事務補助員1人分）、プリンター（1台）、複写機（1台）、電話機3台、FAX（1台）、キャビネット（書類保管用）、シュレッダー（1台）、ロッカー（3人分）

（注記事項）

- 1 事業実施者の上記施設及び設備の利用は否
 - 2 施設の維持管理費は他の法人事業と兼用のため支出なし
- | | | |
|------------|------|-------|
| 備品等のリース料一式 | 27年度 | 102千円 |
| | 28年度 | 102千円 |

4 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）



詳細は、別添参照（現行受託者の体制図は別添2、（都道府）県との連携状況は別添3のとおり）

年度別の事業実績について

平成27年度 若年者地域連携事業 目標及び実績

		目標 (社・校/人)		実績 (社・校/人)	
		企業等	求職者/受講者	企業等	求職者/受講者
①	若年者に対する企業説明会の実施	160	1,200	219	1,057
②	若年者による集团的就職活動の支援（セミナー）	高校生向け	1,000		939
		大学生向け	4,200		5,110
③	内定者に対する講習会		1,700		2,057
④	職場定着促進に関する支援（セミナー）	新入社員向け	200		336
		人事担当者向け	100		148
合計		160	8,400	219	9,647

平成28年度 若年者地域連携事業 目標及び実績

		目標 (社・校/人)		実績 (社・校/人)	
		企業等	求職者/受講者	企業等	求職者/受講者
①	若年者に対する企業説明会の実施	160	1,200	197	892
②	若年者による集团的就職活動の支援（セミナー）	高校生向け	1,000		1,048
		大学生向け	4,200		5,520
③	内定者に対する講習会		1,700		2,322
④	職場定着促進に関する支援（セミナー）		300		539
合計		160	8,400	197	10,321

平成29年度 若年者地域連携事業 目標

		目標 (社・校/人)		実績 (社・校/人)	
		企業等	求職者/受講者	企業等	求職者/受講者
①	若年者に対する企業説明会の実施	160	1,200		
②	若年者による集团的就職活動の支援（セミナー）	高校生向け	1,000		
		大学生向け	4,200		
③	内定者に対する講習会		1,700		
④	職場定着促進に関する支援（セミナー）		300		
合計		160	8,400		

(1)平成27年度

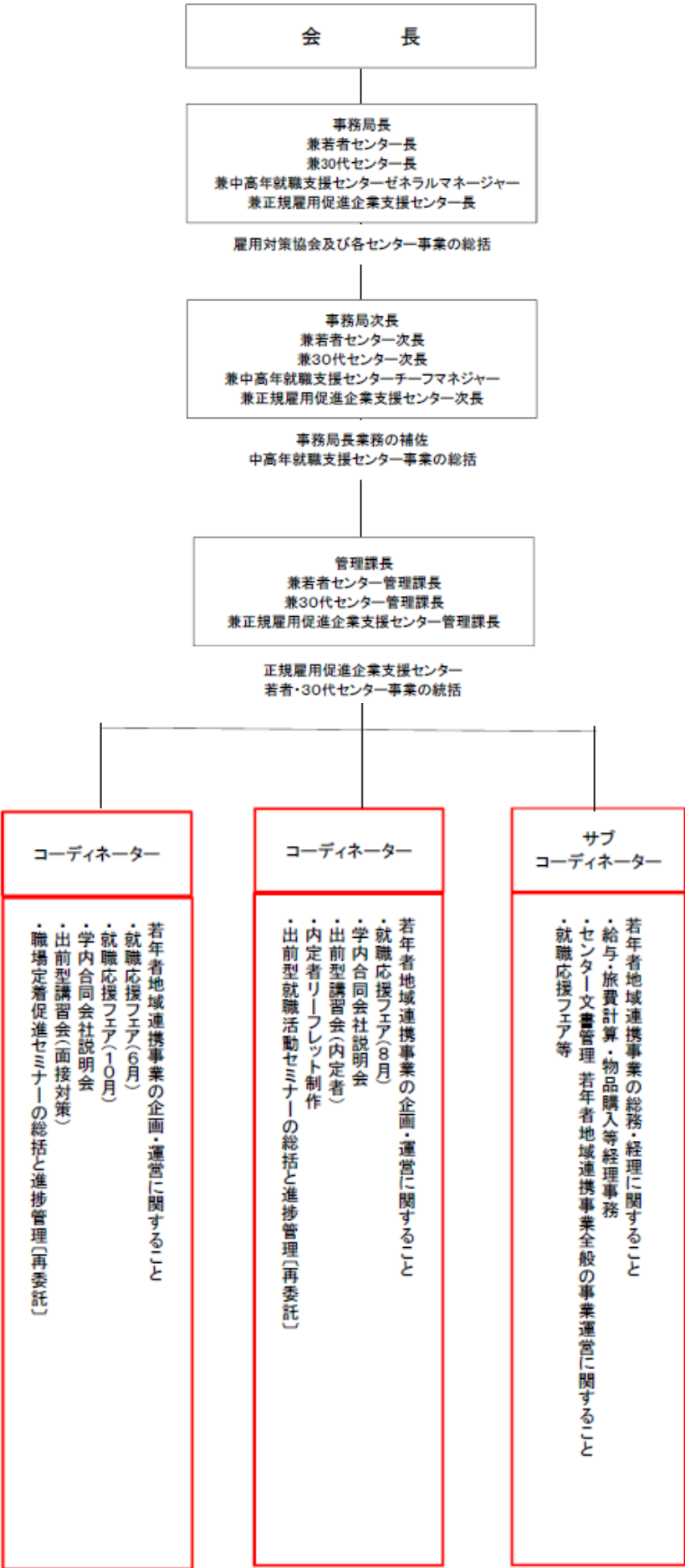
事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)就職応援フェア (合同会社説明会)	準備・広報		実施	準備・ 広報	実施			準備			開催	採用状況調査
(2)学内合同会社説明会	準備・広報			実施								採用状況調査
(3)出前型講習会(高校生向け) 面接対策講習会	準備・広報		学校の要望に 応じて実施			準備			学校の要望に 応じて実施		事業 検証	
(3)出前型講習会(高校生向け) 内定者講習会				準備・広報		学校の要望に 応じて実施					事業 検証	
(4)出前型就職活動セミナー 【再委託】(大学等向け)	準備・ 広報	学校の要望に 応じて実施										事業 検証
(5)職場定着促進セミナー 【再委託】	準備・広報		新入社員向け実施 事業主・人事担当者向け実施								事業 検証	
(6)内定者向けリーフレット				制作 広報			学校へ配付				事業 検証	

(2)平成28年度

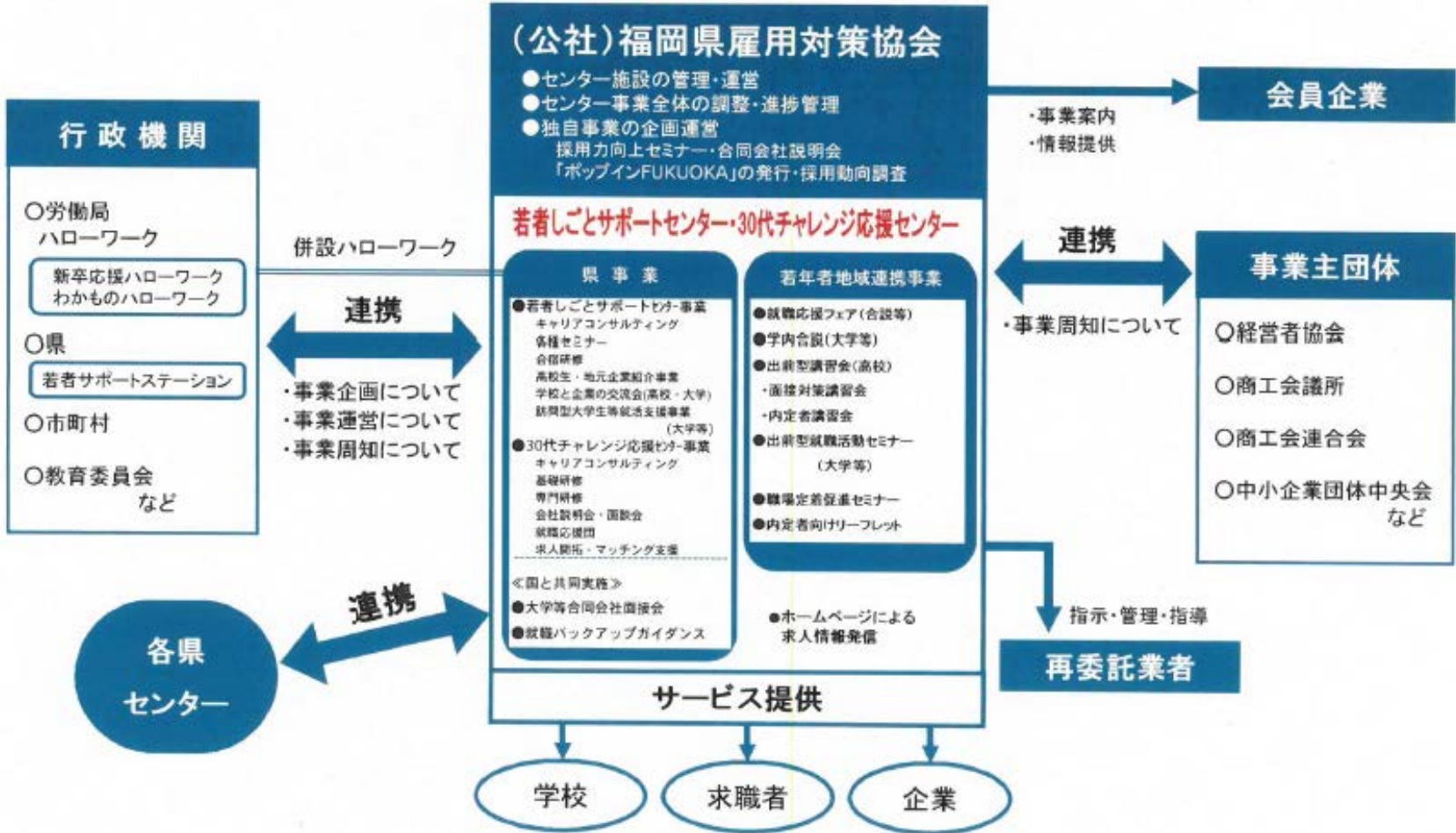
事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)就職応援フェア (合同会社説明会)	準備・広報		実施	準備・ 広報	実施			準備			実施	採用状況調査
(2)学内合同会社説明会	準備・広報			実施								採用状況調査
(3)出前型講習会(高校生向け) 面接対策講習会	準備・広報		学校の要望に 応じて実施			準備			学校の要望に 応じて実施		事業 検証	
(3)出前型講習会(高校生向け) 内定者講習会				準備・広報		学校の要望に 応じて実施					事業 検証	
(4)出前型就職活動セミナー 【再委託】(大学等向け)	準備・ 広報	学校の要望に 応じて実施										事業 検証
(5)職場定着促進セミナー 【再委託】	準備・広報		若手社員向け実施 上司・先輩社員向け実施								事業 検証	
(6)内定者向けリーフレット				制作 広報			学校へ配付				事業 検証	

(3)平成29年度

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)就職応援フェア (合同会社説明会)	準備・広報		実施	準備・ 広報	実施			準備			実施	採用状況調査
(2)学内合同会社説明会	準備・広報			実施								採用状況調査
(3)出前型講習会(高校生向け) 面接対策講習会	準備・広報		学校の要望に 応じて実施			準備			学校の要望に 応じて実施		事業 検証	
(3)出前型講習会(高校生向け) 内定者講習会				準備・広報		学校の要望に 応じて実施					事業 検証	
(4)出前型就職活動セミナー 【再委託】(大学等向け)	準備・ 広報	学校の要望に 応じて実施										事業 検証
(5)職場定着促進セミナー 【再委託】	準備・広報		若手社員向け実施 上司・先輩社員向け実施								事業 検証	
(6)内定者向けリーフレット				制作 広報			学校へ配付				事業 検証	



実施体制・連携体制



従来の実施状況に関する情報の開示（長崎）

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費等	委託費定額部分		33,669	33,669	33,669
	成果報酬等				
	旅費その他				
計(a)			33,669	33,669	33,669
参考値 (b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)+(b)			33,669	33,669	33,669
(注記事項)					
委託費の内訳は以下のとおり。					
		平成27年度（実績額）	平成28年度（実績額）	平成29年度（契約額）	
1. 事業費		15,695千円	15,436千円	15,947千円	
①若年者の採用拡大のための広報及び啓発等		468千円	424千円	455千円	
②若年者に対する企業説明会の実施		1,648千円	2,189千円	2,550千円	
③若年者に対する中小企業職場見学会の実施		0千円	0千円	0千円	
④若年者に対する職場実習機会の確保		0千円	0千円	0千円	
⑤若年者による集团的就職活動の支援		0千円	0千円	0千円	
⑥ネットカウンセリングの実施		0千円	0千円	0千円	
⑦フリーターに対する就職支援		10,195千円	10,126千円	10,465千円	
⑧年長フリーターに対する就職支援		153千円	103千円	0千円	
⑨内定者に対する講習会の実施		0千円	0千円	0千円	
⑩若年労働者の職場定着促進に関する支援		780千円	1,255千円	976千円	
⑪ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援		0千円	0千円	0千円	
⑫高校中退者に対する就職支援		0千円	0千円	0千円	
⑬サービス向上等のための取組の実施		0千円	0千円	0千円	
⑭その他関連事業		2,450千円	1,340千円	1,500千円	
2. 管理費		17,693千円	17,325千円	17,722千円	
①人件費		9,943千円	9,894千円	9,960千円	
②諸税及び負担金		1,537千円	1,573千円	1,619千円	
③旅費		611千円	476千円	369千円	
④庁費		3,130千円	2,955千円	3,280千円	
・福利厚生費					
3. 消費税		2,473千円	2,427千円	2,494千円	
計		33,387千円	32,762千円	33,669千円	
管理費の人件費については、コーディネーター2名及び事務員1名分。 (キャリアカウンセラーは事業費「フリーターに対する就職支援」に計上。)					
【対前年比50%以上の増減の理由】					
<平成27年度と平成28年度の比較>					
事業費	②	若年者に対する企業説明会の実施については、要望が強かった企業説明会イベントの規模を拡大し実施したものの			
	⑭	その他関連事業費は28年度より広報誌を一部WEB公開へ変更したため印刷費用減となった			
<平成28年度と平成29年度の比較>					

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
常勤職員	6	6	6
コーディネーター	1	1	2
事務員	2	2	1
キャリアカウンセラー	3	3	3
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・セミナー、イベント等の企画、運営に従事した経験があること。
- ・コーディネーターについては、事業運営に関して関係者（労働局、（都道府）県、経済団体、学校、市町村等）との調整能力を有しており、雇用労働情勢に明るいこと。
- ・キャリアカウンセラーについては、厚生労働省が定める「標準レベルキャリア・キャリアコンサルタント」もしくは同等以上の能力及び経験を有していることが望まれる。
- ・事務員については、事務作業に必要なパソコン操作のスキル（ワード・エクセル等）を有していること。

(業務の繁閑の状況とその対応)

「別添1」年間スケジュールのとおり
 セミナ等については毎月実施しており、特に繁閑の時期は無い。

平成27年度 若年者地域連携事業 来所者数・職業相談一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所者数	2,236	2,831	3,107	3,247	2,672	2,959	2,940	2,559	2,267	2,534	2,697	2,951	33,000
職業相談数	869	951	915	1,010	824	877	876	780	785	887	1,020	1,042	10,836

平成28年度 若年者地域連携事業 来所者数・職業相談一覧表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来所者数	2,305	1,988	2,625	2,446	2,134	2,144	2,093	1,875	1,932	2,093	2,252	1,841	25,728
職業相談数	1,127	1,117	1,892	1,581	1,482	1,429	1,106	1,159	780	936	1,141	1,241	14,991

3 従来の実施に要した施設及び設備

【従来の実施に要した施設・設備】

施設：セミナー室（約50㎡）、バックヤード（フレッシュワーク（ジョブカフェ）職員、ハローワーク職員と兼用）

設備：セミナー用机・椅子（30人分）、ホワイトボード（2台）、職員用机・椅子・パソコン（6人分）、来所者用パソコン（10人分）、カラー複合機（2台）

【貸与できる施設・設備】

施設：セミナー室（約50㎡）、バックヤード（フレッシュワーク（ジョブカフェ）職員、ハローワーク職員と兼用）

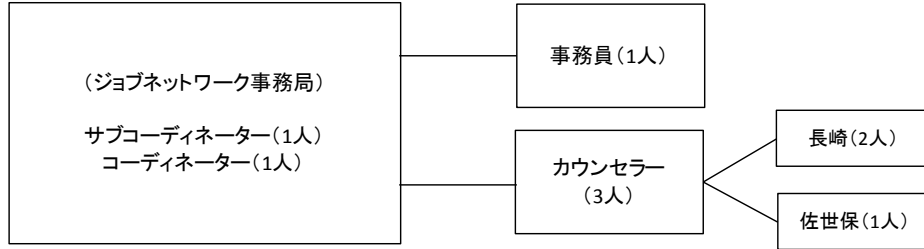
設備：セミナー用机・椅子（30人分）、ホワイトボード（2台）

(注記事項)

上記の貸与できる施設・設備については、一切の経費は不要。
 それ以外の設備についても、管理者（フレッシュワーク（ジョブカフェ）職員、ハローワーク職員）との調整により貸与は可能。（貸借料・共益費等も一切不要）

4 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）



年度別の事業実績について

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
1. 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等						
とととって発行・facebook更新	年2回発行 (37万部)	年2回発行 (37万部)	facebook更新による情報発信	随時更新		
人事担当者対象、採用強化セミナー、人事相談会	年3回	年3回 (参加企業73社)	年3回	年3回 (参加企業65社)	年3回 20社/回	現在2回実施 52社参加
2. 若年者に対する企業説明会の実施						
企業研究ブースツアー（大学生対象）	大学生対象 2回	2回実施 (長崎1回佐世保1回) (参加企業数69社) (参加者数405名)	大学生対象 1回（規模を拡大し開催）	1回実施 (参加企業数60社) (参加者数561名)	大学生対象 1回	
しごと研究ブースツアー（高校生対象）	高校生対象 2回実施	4回実施 (長崎1回佐世保2回諫早1回) (参加企業数54社) (参加者数923名)	高校生対象 2回実施	2回実施 (長崎1回佐世保1回) (参加企業数34社) (参加者数360名)	高校生対象 2回実施	
4. ネットカウンセリングの実施	年間50件		年間50件		年間50件	
5. フリーターに対する就職支援	フレッシュワーク長崎にカウンセラー2名 フレッシュワーク佐世保にカウンセラー1名配置	フレッシュワーク長崎にカウンセラー2名 フレッシュワーク佐世保にカウンセラー1名配置	フレッシュワーク長崎にカウンセラー2名 フレッシュワーク佐世保にカウンセラー1名配置	フレッシュワーク長崎にカウンセラー2名 フレッシュワーク佐世保にカウンセラー1名配置	フレッシュワーク長崎にカウンセラー2名 フレッシュワーク佐世保にカウンセラー1名配置	フレッシュワーク長崎にカウンセラー2名 フレッシュワーク佐世保にカウンセラー1名配置 セミナー及びカウンセリングを実施
6. 年長フリーターに対する就職支援						
7. 内定者に対する講習会の実施	年10回 50名/回	10回 (参加者887名)	年10回 50名/回	11回 (参加者1,299名)	年10回 50名/回	
8. 若年労働者の職場定着促進に関する支援						
相談窓口設置	夜間窓口の設置	長崎・佐世保共に水・木曜日夜間窓口設置	夜間窓口の設置	長崎・佐世保共に水曜日夜間窓口設置	夜間窓口の設置	
職場定着セミナーの実施	年間7回 20名/回	7回実施 (参加者数190名)	年間7回 20名/回	年7回 (参加者数371名)	年間7回 20名/回	
10. その他関連事業						
フレッシュワーク通信	年2回発行 1万部	年2回発行 1万部	WEBサイト運営・管理	WEBサイト運営開始、企業情報の随時更新	WEBサイト運営・管理	

年間スケジュール(長崎労働局)

(別添1)

<平成29年度>

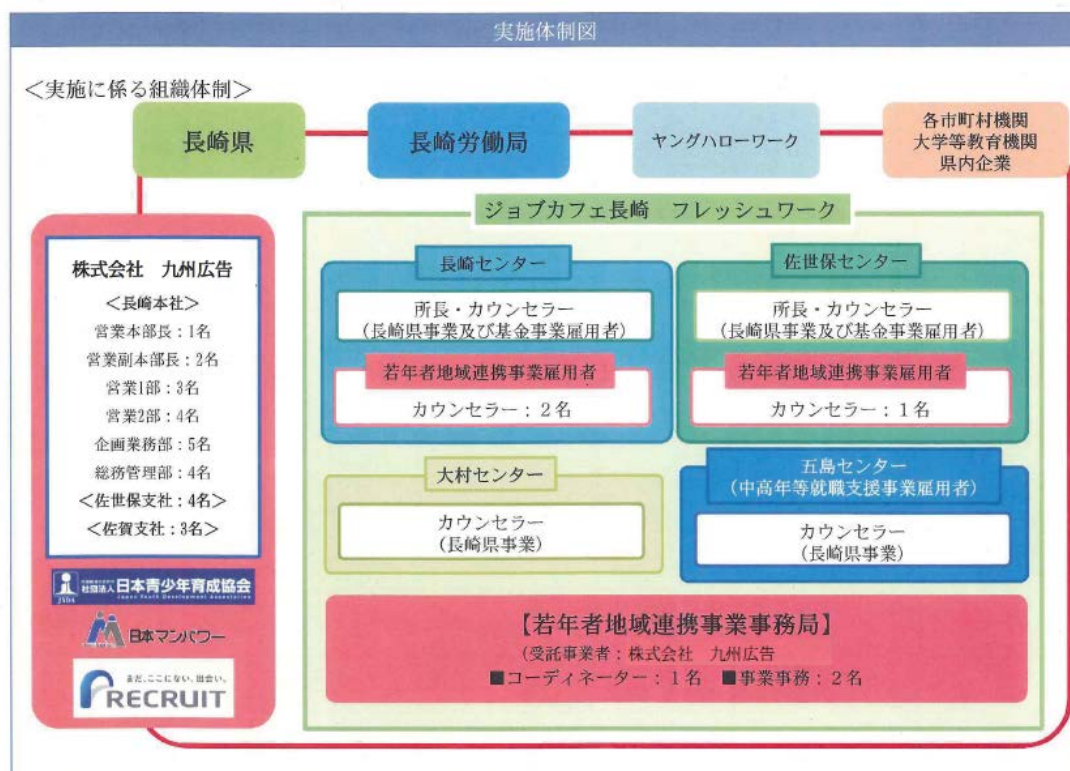
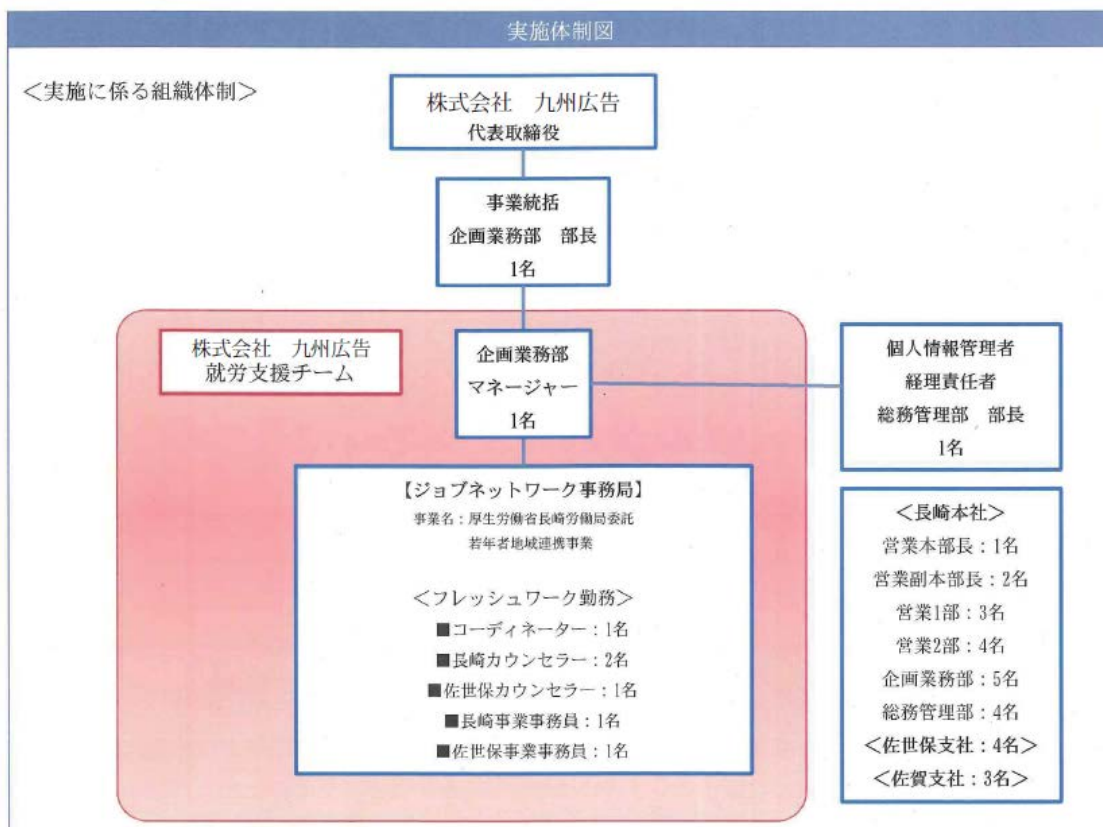
事業名	事業概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
若年者の採用拡大のための 広報及び啓発等 (一部再委託)	人事担当者対象採用 力強化セミナー	ニーズ調査広報		実施			フォローアップ調査 アンケート集計・報告						
	Facebook更新	随時更新											
若年者に対する企業説明会 の実施	大学生ブースター	広報及びニーズ調査			企業協力依頼 大学との調査			実施			アンケート調査・報告		
	高校生ブースター	WEB立ち上げ準備				運営開始							
若年者の採用拡大のための 広報・啓発その他関連事業	県内企業・若手社員紹 介のWEBサイト運営	取材～制作		【夏号】発行～配布			取材～制作		【冬号】発行～配布		アンケート調査・報告		
ネットカウンセリングの実施	ネットカウンセリング	50件											
フリーター・年長フリーター に対する就職支援	カウンセリング	キャリアカウンセラーによるカウンセリングを随時実施											
	セミナーの実施	フレッシュワーク内におけるセミナーを毎月実施											
若年労働者の職場定着促進 に関する支援 (一部再委託)	相談窓口設置担当者 育成	窓口設置											
	職業人間力向上講座	広報及びニーズ調査			実施		フォローアップ		3ヶ月経過 アンケート調査		アンケート集計・報告		
	次世代リーダー育成講 座	広報及びニーズ調査						実施		フォローアップ 3月→3ヶ月経過、アンケート調査			
内定者に対する講習会の実 施	大学生(出張形式)	スタッフ研修			広報及びニーズ調査、大学との調整				実施		アンケート調査・報告		
	高校生(出張形式)				広報及びニーズ調査、高校との調整						実施		アンケート調査・報告

<平成28年度>

事業名	事業概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
若年者の採用拡大のための 広報及び啓発等 (一部再委託)	人事担当者対象採用 力強化セミナー	ニーズ調査広報		実施			フォローアップ調査 アンケート集計・報告						
	Facebook更新	随時更新											
若年者に対する企業説明会 の実施	大学生ブースター	広報及びニーズ調査			企業協力依頼 大学との調査			実施			アンケート調査・報告		
	高校生ブースター	WEB立ち上げ準備				運営開始							
若年者の採用拡大のための 広報・啓発その他関連事業	県内企業・若手社員紹 介のWEBサイト運営	取材～制作		【夏号】発行～配布			取材～制作		【冬号】発行～配布		アンケート調査・報告		
ネットカウンセリングの実施	ネットカウンセリング	50件											
フリーター・年長フリーター に対する就職支援	カウンセリング	キャリアカウンセラーによるカウンセリングを随時実施											
	セミナーの実施	フレッシュワーク内におけるセミナーを毎月実施											
若年労働者の職場定着促進 に関する支援 (一部再委託)	相談窓口設置担当者 育成	窓口設置											
	職業人間力向上講座	広報及びニーズ調査			実施		フォローアップ		3ヶ月経過 アンケート調査		アンケート集計・報告		
	次世代リーダー育成講 座	広報及びニーズ調査						実施		フォローアップ 3月→3ヶ月経過、アンケート調査			
内定者に対する講習会の実 施	大学生(出張形式)	スタッフ研修			広報及びニーズ調査、大学との調整				実施		アンケート調査・報告		
	高校生(出張形式)				広報及びニーズ調査、高校との調整						実施		アンケート調査・報告

<平成27年度>

事業名	事業概要	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
若年者の採用拡大のための 広報及び啓発等 (一部再委託)	人事担当者対象採用 力強化セミナー	ニーズ調査広報		実施			フォローアップ調査 アンケート集計・報告						
	Facebook更新	随時更新											
若年者に対する企業説明会 の実施	大学生ブースター	広報及びニーズ調査			企業協力依頼 大学との調査			実施			アンケート調査・報告		
	高校生ブースター	広報及びニーズ調査		企業協力依頼 高校との調整			実施			アンケート調査・報告			
若年者の採用拡大のための 広報・啓発その他関連事業	フレッシュワーク通信	取材～制作		【夏号】発行～配布			取材～制作		【冬号】発行～配布		アンケート調査・報告		
ネットカウンセリングの実施	ネットカウンセリング	50件											
フリーター・年長フリーター に対する就職支援	カウンセリング	キャリアカウンセラーによるカウンセリングを随時実施											
	セミナーの実施	フレッシュワーク内におけるセミナーを毎月実施											
若年労働者の職場定着促進 に関する支援 (一部再委託)	相談窓口設置担当者 育成	窓口設置											
	職業人間力向上講座	広報及びニーズ調査			実施		フォローアップ		3ヶ月経過 アンケート調査		アンケート集計・報告		
	次世代リーダー育成講 座	広報及びニーズ調査						実施		フォローアップ 3月→3ヶ月経過、アンケート調査			
内定者に対する講習会の実 施	大学生(出張形式)	スタッフ研修			広報及びニーズ調査、大学との調整				実施		アンケート調査・報告		
	高校生(出張形式)				広報及びニーズ調査、高校との調整						実施		アンケート調査・報告



従来の実施状況に関する情報の開示（鹿児島）

1 従来の実施に要した経費			(単位：千円)		
			平成27年度	平成28年度	平成29年度
人件費	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
委託費等	委託費定額部分		38,830	38,938	39,799
	成果報酬等				
	旅費その他				
計(a)			38,830	38,938	39,799
参考値(b)	減価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)+(b)			38,830	38,938	39,799
(注記事項)					
委託費の内訳は以下のとおり。					
		平成27年度(実績額)	平成28年度(実績額)	平成29年度(契約額)	
1. 事業費		25,638千円	25,926千円	26,067千円	
・若年者の採用拡大のための広報及び啓発等		6,350千円	6,408千円	6,662千円	
・若年者に対する企業説明会の実施		5,979千円	6,199千円	5,381千円	
・若年者に対する中小企業職場見学会の実施		213千円	187千円	235千円	
・若年者に対する職場実習機会の確保		6千円	4千円	8千円	
・若年者による集团的就職活動の支援		1,234千円	1,276千円	1,450千円	
・ネットカウンセリングの実施		0千円	0千円	0千円	
・フリーターに対する就職支援(※注1)		8,796千円	8,761千円	8,973千円	
・内定者に対する講習会の実施		155千円	190千円	215千円	
・若年労働者の職場定着促進に関する支援		216千円	241千円	275千円	
・ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援		68千円	80千円	40千円	
・高校中退者に対する就職支援		7千円	4千円	12千円	
・サービス向上等のための取組の実施		0千円	0千円	0千円	
・その他関連事業		2,614千円	2,576千円	2,816千円	
2. 管理費		10,316千円	10,128千円	10,784千円	
・人件費		7,440千円	7,396千円	7,512千円	
・諸税及び負担金		1,150千円	961千円	1,174千円	
・旅費		25千円	20千円	86千円	
・庁費		1,701千円	1,751千円	2,012千円	
3. 消費税		2,876千円	2,884千円	2,948千円	
計		38,830千円	38,938千円	39,799千円	
(注1)					
事業費「フリーターに対する就職支援」の事業費の中には、「年長フリーター等に対する就職支援」の事業費も含まれる。					
(人件費について)					
センター長兼コーディネーター、コーディネーター、事務員の3名については管理費「人件費」より支出。企業開拓推進員、相談員の2名については事業費「若年者の採用拡大のための広報及び啓発等」より支出。キャリアカウンセラー3名については、事業費「フリーターに対する就職支援」より支出。					
(50%以上の増減について)					
平成28年度→平成29年度					
(1) 若年者に対する職場実習機会の確保4千円→8千円 28年度の参加定員7人に対して4人の参加と実績が少なかった。					
(2) ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援80千円→40千円 29年度の旅費を管理費で計上したことによる減少。					
(3) 高校中退者に対する就職支援4千円→12千円 レンタカーを使用するような支援要請がなく28年度の経費が減少。					
(4) 管理費のうち旅費について20千円→86千円 ジョブカフェ主催の会議が沖縄で開催されることによる増加。					

2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
常勤職員	8	8	8
コーディネーター (うち1名はセンター長兼務)	2	2	2
事務員	2	2	2
キャリアカウンセラー	3	3	3
事業サポーター (企業開拓等事業推進員)	1	1	1
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

【管理者（コーディネーター兼務）】

民間企業にて人事担当の課長級以上の役職、大学等の就職支援センターなど学生の就職支援施設の管理職、又は国・地方自治体等で雇用関係行政における管理者として業務経験のいずれかを3年以上有し、業務上、行政機関との連携の経験が有る者。

【事務員】

事務職としての職歴を3年以上有していること。また、ワード・エクセル・パワーポイント等パソコンスキルに精通していること。

【キャリアカウンセラー】

官民を問わず、進路相談業務、職業相談業務、個人を対象に実施される人事労務に関する相談業務等、相談者の希望に応じて実施されるキャリアに関する相談とその他の支援に継続的・反復的に携わった経験が5年以上ある者。キャリア・コンサルタント技能検定2級、産業カウンセラー、標準レベルキャリアコンサルタント等のキャリアコンサルティングに関する資格を有しているとなおよい。

【コーディネーター】

・セミナー、イベント等の企画、運営に従事した経験が通算して5年以上有していること。また、事業運営に関して関係者（労働局、（都道府）県、経済団体、学校、市町村等）との調整能力を有しており、雇用労働情勢に明るいこと。人事労務関係の職歴があることが望ましい。

【事業サポーター（企業開拓等事業推進員）】

・法人営業の職歴を5年以上有していること。人事労務関係の職歴があることが望ましい。

(業務の繁閑の状況とその対応)

※事業の実施状況については、別添のPDFファイル「(別添1) 平成29年度 実施事業年間計画表」を参照。□

※月別の来所者数等は以下の通り（平成28年度実績）。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
来所者数	2,723	2,485	2,956	2,499	2,704	2,901	2,352	2,018	1,591	2,162	2,068	2,155
職業相談数	1,285	1,045	1,156	997	1,171	1,128	1,122	1,054	1,068	1,476	1,521	1,508

(注記事項)

3 従来の実施に要した施設及び設備

【施設】本所は、ヤングハローワークとの併設を維持するため、現在も使用している鹿児島商工会議所3階のフロアを引き継ぎ使用。また、鹿屋公共職業安定所のある鹿屋市の「鹿屋市産業支援センター」の2階に鹿屋の出張所の設置が必要（現在は鹿屋サテライトの名称で設置）
占有面積については、本所 104.99㎡、 鹿屋サテライト 39.79㎡

【設備】パソコン16台（うち6台は来所者使用分）、事務用椅子23台、机20台（来所者使用のパソコン用机6台含む）、FAX複合機1台、シュレッダー1台

【貸与可能な設備】ノートパソコン1台、デスクトップパソコン4台、丸椅子3台、肘かけ有りの椅子4台。肘かけ無しの椅子4台。机（診察用テーブル）6台、机（脇机）2台。FAX複合機1台、シュレッダー1台

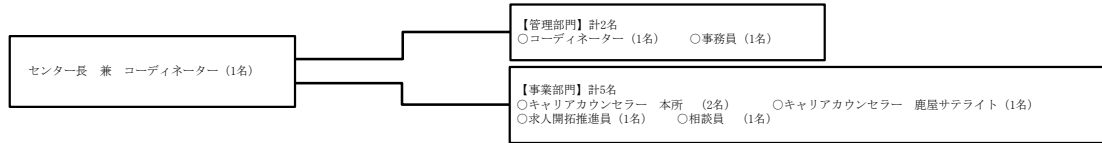
（注意事項）

本所における賃料の負担は、鹿児島県が行っている。
鹿屋サテライトについては、鹿児島県が毎年、鹿屋市に対し、賃料免除の手続きを行っているため負担はなし。
ただし本所・鹿屋サテライトともに、セミナーを行える施設を有していない。
そのため、セミナー等を実施する際は別途施設を確保する必要がある。

4 従来の実施方法等

従来の実施方法（業務フロー図等）

※詳細については別添のPDFファイル「（別添2）平成29年度 組織体制・連携体制」を参照。



年度別の事業実績について

	27年度		28年度		29年度 目標
	目標	実績及び達成率	目標	実績及び達成率	
(1) 若年者の採用拡大のための広報・啓発等					
①センター活用の促進					
広報紙発行数	15,600	15,600	15,600	15,600	15,600
ポスター配布数	300	300	300	300	300
②各事業に対する県内企業への要請・周知・広報、開拓					
訪問・勧誘件数	4,000	3,682	4,000	4,453	4,000
周知・広報件数	220	212	220	358	220
若年者への周知	1,400	1,457	1,400	945	1,400
③就職情報ネットの充実（ホームページによる情報提供）					
アクセス件数	55,000	73,843	55,000	77,055	55,000
来所者数	39,000	36,528	39,000	28,614	39,000
④センター利用者数の登録					
新規登録者数	2,700	2,513	2,700	2,098	2,700
就職者数	1,700	1,788	1,700	1,654	1,700
⑤就職情報の充実					
インターネット利用者数	18,000	16,275	18,000	12,730	18,000
アンケート数	100	103	100	102	100
(2) 若年者に対する企業説明会の実施					
①就活応援フェア「合同企業面接会&就職講座					
就職面接会企業数	100	122	100	107	100
就職面接会参加者数	700	430	700	278	700
就職講座参加者数	100	65	100	36	100
就職内定者数		74		62	
②若者応援就職フェア 企業合同就職面接会					
参加企業数	80	96	80	91	80
参加者数	350	339	350	170	350
就職内定者数		55		32	
③鹿児島魅力企業就活フェスタ 合同企業説明会					
参加企業数	90	90	90	100	90
参加者数	600	688	600	497	600
(3) 若年者に対する中小企業職場見学会の実施					
①職業魅力発見ツアー					
訪問回数	3	3	3	3	3
訪問企業数	6	6	6	7	6
参加人員	45	51	45	65	45
(4) 若年者に対する職場実習機会の確保					
①キャンパスウェブへのリンク					
キャンパスウェブアクセス数	100	782	100	99	100
HPアクセス数	55,000	73,843	55,000	77,055	55,000
②キャッチワーク1日体験事業の実施					
開催数	3	3	3	3	3
参加者数	7	8	7	4	7
(5) 若年者による集团的就職活動の支援					
①面接力アップセミナー・面接力アップセミナー実践コース					
開催数	8	8	8	8	8
参加者数	120	118	120	107	120
②ビジネスマナー講座					
開催数	6	6	6	6	6
参加者数	96	97	96	88	96
③コミュニケーションスキルアップ講座					
開催数	9	9	9	9	9
参加者数	138	148	138	128	138
④職務経歴作成パソコン講座					
実施回数	3	3	3	3	3
参加者数	42	39	42	39	42
⑤企業交流セミナー					
実施回数	3	3	3	3	3
参加者数	45	24	45	41	45
参加企業数		4		4	
(6) ネットカウンセリングの実施					
相談者数	30	7	30	1	30
(7) (8) フリーターや年長フリーターへの就職支援					
①カウンセラーの配置					
相談件数	1,600	1,968	1,600	1,747	1,600
②出張カウンセリング					
実施回数	2	2	2	2	2
参加者数	14	11	14	12	14
③グループワーク					
実施回数	12	12	12	12	12
参加者数	96	96	96	105	96
④若者の就職サポート相談会					
実施回数	5	5	4	4	4
相談回数	20	23	16	17	16
⑤自己表現トレーニング講座					
実施回数	10	10	10	10	10
参加者数	80	85	80	87	80
⑥カウンセラーの配置（鹿屋サテライト）					
相談件数	500	387	500	351	500
(9) 内定者に対する講習会の実施					
実施回数	4	3	4	4	4
参加者数	100	121	100	157	100
(10) 若年労働者の職場定着促進に関する支援					
実施回数	4	4	4	4	4
参加者数	100	176	100	184	100
(11) ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援					
県外からの合説参加数		95		124	
県外からの新規登録者		57		62	
担当者会議での共有実施	1	1	1	1	1
(12) 高校中退者に対する就職支援					
新規相談件数	10	6	10	16	10
支援会議実施		2		2	
(13) サービス向上等のための取組の実施					
アンケート数	100		100		100
意見交換会実施	1	1	1	1	1
(14) その他関係事業					
①就職ハンドブックの作成・配布					
作成・配布部数	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
②企業ガイドブックの作成・配布					
掲載企業数	110	118	110	119	110
作成・配布部数	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

（注記事項）

鹿児島県では、ジョブカフェという名称は使用せず、「鹿児島県若者就職サポートセンター」（通称：キャッチワークかごしま）の名称を使用している。

平成29年度 実施事業年間計画表(日程)																						鹿児島県若者就職サポートセンター(キャッチワークかごしま)		別添1
(内容)	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接			
時間	10:00/13:00	13:00~	12:30~	5時間程度	7時間程度	13:00~17:00	13:00~17:00	13:00~17:00	13:00~17:00	14:00~16:00	4時間程度	13:00~16:00	13:00~17:00	14:00~16:00	13:30~16:30	13:30~16:30								
					新規					新規														
	就活応援フェア&就職講座	若者応援就職フェア	鹿児島魅力企業就活フェア	職業魅力発見フェア	1日7種体験・キャッチワークで遊んでみよう	面接力アップセミナー実践コース	ビジネスマナー講座	コミュニケーション447講座	職務経歴書作成パソコン講座	企業交流セミナー	出張カウンセリング	グループワーク	若者の就職サポート相談会	自己表現トレーニング講座	内定者講習会	職場定着支援講座	高校中退者の就職支援	センター広報誌の作成	求人情報誌広報	周知広報ポスター	市電広報	サービス向上の取組	就職ハンドブックの作成	企業がドアップ
(目標)	100社700名	80社	90社	年3回	年3回	年8回	年6回	年9回	年3回	年3回	年2回	年12回	年4回	年10回	年4回	年4回	就職支援会議	年4回	年14回(フェア10回)	年1回	年3回/1回55枚	アンケート	年1回	110社年1回
(実数)	100名	350名	600名	@15名	3/2/2	@18/12	@16名	@16/10	@14名	@15名	@7名	@8名	@4名	@8名	@25名	@25名	就職支援会議	14,000+(1,600)		300枚	160枚	意見交換会	12,000部	2,000部
月	総人員	800名	350名	600名	45名	7名	120名	96名	138名	42名	45名	14名	96名	16名	80名	100名	100名		15,600部					
4	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							
5	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							
6	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							
7	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							
8	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							
9	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							
10	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							
11	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							
12	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							
1	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							
2	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							
3	上旬																							
	中旬																							
	下旬																							

平成28年度 実施事業年間計画表(日程)

若者就職サポートセンター(キャッチワークがごしま)

No1

(内容)	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接		
時間	10:00/13:00	13:00~	12:30~	5時間程度	7時間程度	13:00~17:00	13:00~17:00	13:00~17:00	13:00~17:00	14:00~16:00	4時間程度	13:00~16:00	13:00~17:00	14:00~16:00	13:30~16:30		
					新規					新規							
	就活応援フェア&就職講座	若者応援就職フェア	鹿児島魅力企業就活フェスタ	職業魅力発見ツアー	1日プチ体験。キャッチワークで働いてみよう	面接力アップセミナー/実践コース	ビジネスマナー講座	コミュニケーションスキルアップ講座	職務経歴書作成パソコン講座	企業交流セミナー	出張カウンセリング	グループワーク	若者の就職サポート相談会	自己表現トレーニング講座	内定者講習会		
(回数)	100社700名	80社	90社	年3回	年3回	年8回	年6回	年9回	年3回	年3回	年2回	年12回	年4回	年10回	年4回		
(定員)	100名	350名	600名	@15名	3/2/2	@18/12	@16名	@16/10	@14名	@15名	@7名	@8名	@4名	@8名	@25名		
月	総人員	800名	350名	600名	45名	7名	120名	96名	138名	42名	45名	14名	96名	16名	80名	100名	
4	上旬														第2会議室		
	中旬														第2会議室	15(金)	
	下旬														21(木)		
5	上旬							福元	サンエール							第2会議室	
	中旬						第1会議室	アイムホール	19(木)						第2会議室	17(火)	
	下旬						26(木)面		24(火)						31(火)		
6	上旬						9(木)実	2(木)							7(火)	かしん4F	
	中旬	鹿児島大学						かしん6F	中村		企業			第2会議室	キャッチワーク	16(木)	
	下旬	25(土)					25(土)	20(月)鹿屋	22(水)		25(土)			28(火)			
7	上旬				6(水)		4(月)面	西之表	8(金)鹿屋・中村							8(金)	
	中旬				鹿児島市		11(月)実	12(火)	14(木)福元		経営者			第2会議室		かしん6F	
	下旬										20(水)			28(木)			
8	上旬															かしん4F	
	中旬													第2会議室		17(水)	
	下旬													30(火)			
9	上旬								中村						6(火)	9(金)	
	中旬		面談会				16(金)		16(金)					第2会議室	キャッチワーク	かしん4F	
	下旬		20(火)											28(水)			
10	上旬							名瀬			経営者	名瀬6(木)7(金)					
	中旬				鹿屋		面接力	14(金)		サンエール	13(木)	西之表					
	下旬				25(火)		24(月)			20(木)		12(水)13(木)		第2会議室			
11	上旬				川薩		実践	廣瀬	8(火)					1(火)			
	中旬				10(木)		14(月)	15(火)	福元					第2会議室		かしん4F	
	下旬													18(金)		29(火)	
12	上旬								5(月)					第2会議室	6(火)		
	中旬								中村					16(金)	キャッチワーク		
	下旬																
1	上旬															かしん4F	
	中旬								福元					第2会議室		19(木)	
	下旬						面接力		24(火)	サンエール				30(月)			
2	上旬						13(月)	立元	中村	1(水)						8(水)	
	中旬						17(金)	実践	14(火)	17(金)				第2会議室		かしん4F	
	下旬						かしん4F	21(火)		かしん4F				24(金)			
3	上旬													第2会議室	14(火)	1(水)	6(月)7(火)
	中旬				説明会									10(金)	キャッチワーク	かしん4F	13(月)14(火)
	下旬				28(火)												かしん6F

平成28年度 実施事業年間計画表(日程)

No2

月	(内容)	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接
		13:30~16:30								
(回数)	(定員)	職場定着 支援講座	高校中退者の 就職支援	センター広報誌の 作成	求人情報誌 広報	周知広報 ポスター	市電広報	サービス向上の 取組	就職ハンドブックの 作成	企業 ガイドブック
月	総人員	年4回 @25名	就職支援会議	年4回 14,000+(1,600)	年14回 (フェア10回)	年1回 300枚	年3回/1回55枚 160枚	アンケート 意見交換会	年1回 12,000部	110社年1回 2,000部
4	上旬									
	中旬		14(木)							
	下旬				23(土)					
5	上旬			2(月)	14(土)	9(月)				
	中旬				21(土)面				13(金)	
	下旬				28(土)面		市電	アンケート		
6	上旬				4(土)面		8(水)~24(金)	6(月)~		
	中旬				11(土)面		14(火)~20(月)	23(木)		
	下旬			21(火)	18(土)面		JR	22(水)		
7	上旬	7(木)			9(土)			意見交換会		
	中旬	21(木)	15(金)							1(金)
	下旬	かしん6F								
8	上旬				6(土)					
	中旬				20(土)面					
	下旬			31(水)	27(土)面		市電			
9	上旬				3(土)面		8(水)~24(金)			
	中旬				10(土)面		14(火)~20(月)			
	下旬				17(土)面		JR			
10	上旬				8(土)					
	中旬									
	下旬									
11	上旬				5(土)					
	中旬									
	下旬									
12	上旬			2(金)	3(土)					
	中旬									
	下旬									
1	上旬									
	中旬				21(土)					
	下旬				28(土)					
2	上旬	9(木)			4(土)					
	中旬	23(木)			18(土)					
	下旬	かしん6F			25(土)					
3	上旬				4(土)					
	中旬						○			
	下旬									

平成27年度 実施事業年間計画表(日程)

若者就職サポートセンター(キャッチワークかごしま)

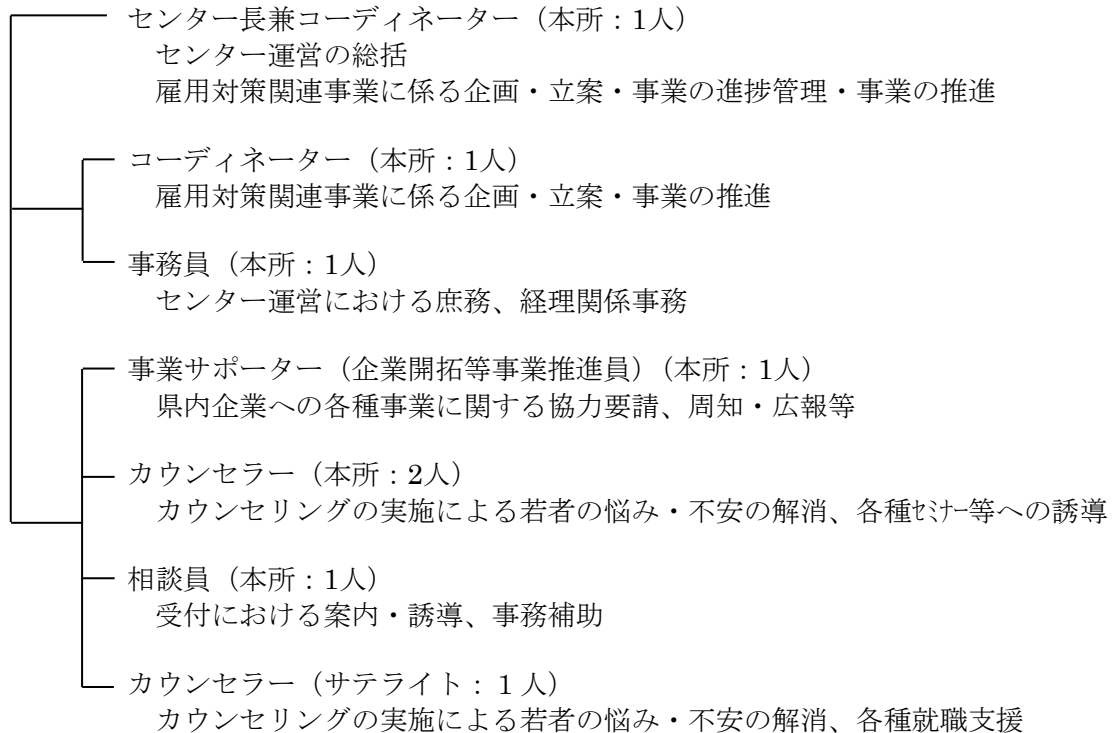
No1

(内容)	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	
時間	10:00/12:30	13:00~	12:30~	5時間程度	7時間程度	13:00~17:00	13:00~17:00	13:00~17:00	13:00~17:00	14:00~16:00	4時間程度	13:00~16:00	13:00~17:00	14:00~16:00	13:30~16:30	
					新規					新規						
	就活応援丸7&就職講座	若者応援就職丸7	鹿児島魅力企業就活丸7S9	職業魅力発見丸7	1日7時間体験、キャッチワークで働いてみよう	面接力アップセミナー/実践コース	ビジネスマナー講座	コミュニケーションスキルアップ講座	職務経歴書作成パソコン講座	企業交流セミナー	出張カウンセリング	グループワーク	若者の就職サポート懇談会	自己表現トレーニング講座	内定者講習会	
(回数)	100社700名	80社	90社	年3回	年3回	年8回	年6回	年9回	年3回	年3回	年2回	年12回	年5回	年10回	年3回	
(定員)	100名	350名	600名	@15名	3/2/2	@18/12	@16名	@16/10	@14名	@15名	@7名	@8名	@4名	@8名	@25名	
月	総人員	800名	350名	600名	45名	7名	120名	96名	138名	42名	45名	14名	96名	20名	80名	75名
4	上旬												8(水)			
	中旬												第2会議室			
	下旬														15(水)	
5	上旬						面接力		よかセンター							
	中旬						ソーホーかごしま		18(月)	サンエール			14(木)			よかセンター
	下旬						25(月)		ナカム	21(木)			第2会議室			20(水)
6	上旬						かしん4F	かしん6F	かしん6F					2(火)		かしん4F
	中旬	アリーナ					18(木)	11(木)	16(火)		企業		12(金)	キャッチワーク		19(金)
	下旬	30(火)					実践	24(水)鹿屋	フット		30(火)		第2会議室			
7	上旬				○		面接力									
	中旬						実践		○		○経営者		○		鹿屋	
	下旬													24(金)		○
8	上旬												○			
	中旬															
	下旬															○
9	上旬														1(火)	
	中旬					○				○			○	キャッチワーク		
	下旬							○西之表								○
10	上旬							○名瀬								
	中旬									○		○経営者	○西之表			
	下旬				○		面接力			○鹿屋						
11	上旬						実践			○			○名瀬			
	中旬		○		○鹿屋											
	下旬															
12	上旬									○			○		1(火)	
	中旬													キャッチワーク		○
	下旬															
1	上旬									○						○
	中旬												○			
	下旬															
2	上旬						面接力				○					
	中旬					○	実践			○						
	下旬									○						
3	上旬												○		1(火)	
	中旬				○									キャッチワーク		○
	下旬															○

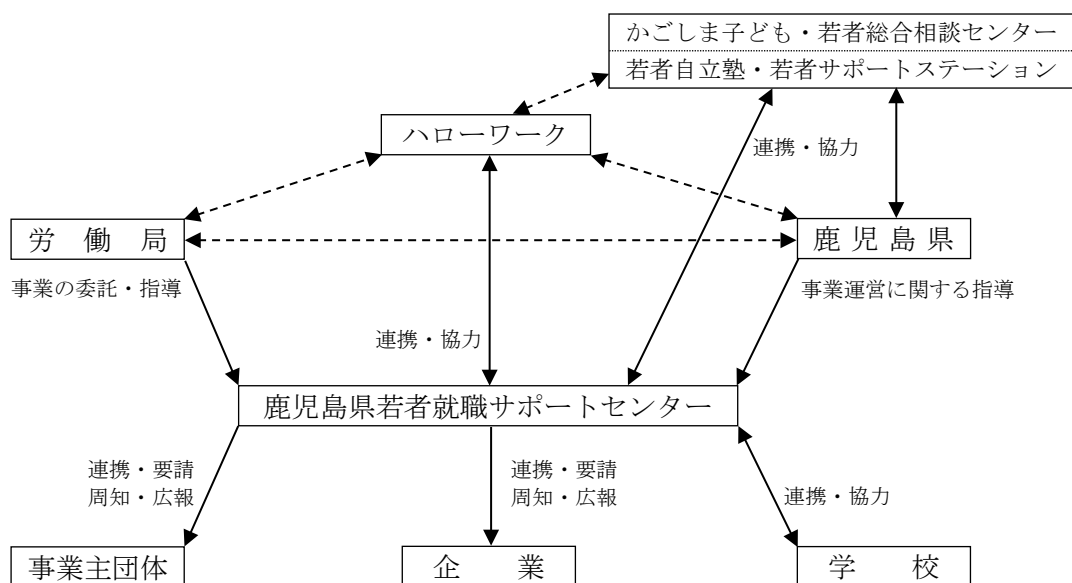
(内容)	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接	直接
	13:30~16:30								
	職場定着 支援講座	高校中退者の 就職支援	センター広報誌の 作成	求人情報誌 広報	周知広報 ポスター	市電広報	サービス向上の 取組	就職ハンドブック の作成	企業 が休ブック
(回数) (対象)	年4回 ◎25名	就職支援会議	年4回 14,000+(1,800)	年14回 (ﾌｾﾌﾞ10回)	年1回 300枚	年4回/1回40枚 160枚	アンケート 意見交換会	年1回 12,000部	110社年1回 2,000部
月 総人員	100名		15,800部						
4	上旬								
	中旬		○		○				
	下旬			○	○				
5	上旬				○				
	中旬				○			○	
	下旬				○	○			
6	上旬				○				
	中旬				○				
	下旬			○	○	○	○アンケート		
7	上旬	○	○		○				
	中旬	○			○				○
	下旬				○		○意見交換会		
8	上旬								
	中旬				○				
	下旬			○					
9	上旬					○			
	中旬				○				
	下旬								
10	上旬				○				
	中旬				○				
	下旬				○				
11	上旬				○				
	中旬				○	○			
	下旬				○				
12	上旬			○	○				
	中旬								
	下旬								
1	上旬								
	中旬				○				
	下旬				○				
2	上旬	○							
	中旬	○			○				
	下旬				○				
3	上旬				○				
	中旬					○			
	下旬								

【平成29年度】

- 鹿児島県若者就職サポートセンターの組織体制
管理業務担当：3人 事業担当：5人



- 地域の企業、学校、行政機関等との連携体制



厚生労働省都道府県労働局組織図

